

秋田県公文書館

研究紀要

第十六号

秋田藩天保国絵図の作成過程とその特質	加藤昌宏	1
秋田県における郡役所の文書管理制度の再検討		
- 「郡区町村編制法」下について -	柴田知彰	21
市町村における公文書館機能の設置と課題	煙山英俊	41
「秋田県庁旧蔵古文書」について	佐藤隆	48
史料紹介		
「寛政七卯年より同十一巳年迄 御用留書」		
一寛政七年の郡奉行設置一	金森正也	66
彙報		

平成 22 年 3 月

秋田藩天保国絵図の作成過程とその特質

加藤 昌宏

はじめに

江戸幕府は、慶長以来、正保、元禄、天保と数次にわたり、全国の主な大名に命じて国絵図を調達させている。全国規模で実施された国絵図作成事業については、江戸幕府に提出された清絵図をはじめ、各地に現存する控絵図や関連資料に基づき、各時期の国絵図作成過程や各絵図の特質などについて、これまでに多くの検討が加えられている^①。

秋田藩主佐竹氏は絵図元を担った一大名として、正保四年（一六四七）に出羽十二郡の広範囲に及ぶ大絵図を提出したのをはじめ、元禄十五年（一七〇二）と天保九年（一八三八）には、それぞれ出羽国のうち秋田領六郡と由利郡をあわせた出羽七郡の絵図を幕府に提出している。また、幕命による三度の国絵図作成のほかに、秋田藩では享保年間にも独自に国絵図改訂が進められた。秋田藩の国絵図作成事業については、秋田県公文書館をはじめ各所蔵機関に控絵図や下図、縁絵図などの関連資料が数多く現存するため、国絵図の作

成過程のほか、絵図内容の分析や秋田藩の絵図認識の考察など、様々な研究がみられる^②。しかし、天保期については、国絵図に先立って作成された郷帳の作成過程に関する言及がわずかにあるのみで、国絵図作成過程はこれまで全く明らかにされていない。

全国の事例に目を向けると、天保国絵図に関しては、各地に残る関連資料や幕府側の資料に基づき、国絵図の作成過程や当時の政治的背景が考察されるほか、各地域における実地調査についての個別事例や、絵図記載を比較検証した事例など多くの研究が蓄積されている。本稿では、これらの先行研究に学びながら、秋田藩の天保国絵図作成過程を確認し、また秋田藩の天保国絵図の特質やその国絵図認識について考察を加える。

一 秋田藩の天保郷帳提出

天保国絵図作成事業では、国絵図の提出に先行して郷帳の提出が命じられている。表高を記載した従来の郷帳と異なり、実高の記載

を求められたとされるが、天保期の秋田藩の郷帳提出に関しては、川村博忠氏が国立公文書館所蔵「郷村高帳御書上記録」に基づき、その経緯を一部明らかにしている。⁶⁾ 秋田県公文書館にも、幕府提出時の秋田藩側の控文書と考えられる同資料名の「郷村高帳御書上記録」(以下「郷帳記録」と略称)が所蔵されている。本章ではこの秋田藩側に残る資料に拠り、あらためて郷帳提出の経緯を確認する。なお、本章における資料引用はすべて「郷帳記録」である。

郷帳提出に関する通達は、天保二年(一八三一)十一月晦日に老中水野出羽守により申し渡され、十二月三日に幕臣・幕府代官・諸藩に、四日に寺社に触れられ、これに基づく石高書上の案文が十二月八日と九日に勘定所から指示される。⁸⁾ 「郷帳記録」の書き出しは、十二月八日の勘定所による留守居呼出に応じて、留守居手代御献上方伊沢継助が出頭し、組頭小山太郎左衛門、吟味方飯田庫三郎、御勘定大竹庄九郎・岩田鋏三郎・市野茂三郎列席のもとで申達を受け、案文帳面の写一冊を渡された記載からはじまる。次に天保三年四月廿四日と八月三日に大目付触で到来した老中水野よりの再度の提出要請が記載され、それに続いて翌天保四年九月晦日に松平大隅守留守居からの同席触で到来した勘定奉行楽飛驒守、御目付牧野中務、御勘定吟味役柑本兵五郎からの申達が記載される。この申達により秋田藩は十月中の郷帳提出を求められる。

十月中の提出を求められた秋田藩は、十月廿七日に献上方伊沢を勘定所に遣わし、提出延引を願い出る。これに対して十一月十四日、

勘定所は明確な提出時期の返答を求める。しかし出頭した献上方鈴木小平太の返答は、国許から調査結果が届かず、国許へ催促の連絡を行うとすると止まり、重ねて勘定所は江戸藩邸の重役との相談と近日中の再返答を命じる。そして十一月十八日、秋田藩は鈴木を遣わして次のような書面を提出する。

郷村高帳可差出頃合爰許二而八申上兼候故国許江申達候付、飛脚往返雪途二付凡四十日程且国許二而も早速之返答二も可及兼往是五十日程も相掛り可申与奉存候、国許より申越候ハ、早速程合之儀可申上候、以上

巳十一月十八日

佐竹右京大夫家来

鈴木小平太

佐藤十兵衛殿

新貫銀藏殿

ここで秋田藩は、郷帳提出に関しては調査の進捗状況も提出時期の見通しもすべて国許次第であると主張し、また遠国と雪道を理由に五十日の猶予を勘定所から許されている。

ところが翌五年正月廿二日、勘定所からの留守居呼出により献上方伊沢継助を遣わすと、御勘定小林藤之助・佐藤重兵衛、御徒目付尾嶋三十郎列席のもと「既六十日二も相成甚以等閑之儀」「大国二も不似合、懸り役人とても忝人二も有之間敷、甚以等閑之致方と存候」との叱責とともに、早急な提出を求められる。翌廿三日に伊沢を遣わし、国許より「尔今不申越」、また「此表役人とも申合候得

共程合之儀いかんとも相聞難申上」との返答書面を提出し、御勘定小林藤之助・岩田鍬三郎から二月中までの猶予を許される。しかし廿七日、秋田藩は献上方鈴木をもって勘定所に書面を提出し、さらなる郷帳提出延引を願ひ出る。提出遅延の理由として、一つに「御雛形に向ひ調候儀者是迄差出申候高辻帳共違ひ巨細之取調二付」と従来の郷帳提出との相違を挙げている。また広範圍にわたる調査負担に触れたのち、「昨巳年之儀者非常之凶作皆無同様二而、去秋以来町人百姓共迄必止と夫食二差迫り人民飢餓二及候程二至」と凶作による飢饉をもう一つの理由とし、「郷村高帳取調之儀中々等閑二心得打捨置候儀二者毛頭無御座」と弁明している。その上で「何れ二も急速之取調草稿之俛二而も不苦可差越旨以飛脚嚴敷申達候間、於国許追々取調出来可申候得共、前引之次第に付当三月中ならては到着も難仕奉存、万々一其頃取調残り御座候ハ、程合之儀ハ睨与可申越、夫迄御猶予御聞置被成下」と願ひ出ている。この書面を受け取った御勘定小林・岩田は、「外二被成方も無之次第」として三月中旬までの猶予を認めることとなる。

しかし三月七日、秋田藩は老中大久保加賀守・松平周防守に対して、御勘定奉行土方出雲守・明樂飛騨守を通じて内意伺書を提出する。この内意伺書は留守居安田五郎兵衛によつて差し出され、国許からの意見として「抑中祖右京大夫義宣慶長七年常陸国被召上、出羽国秋田仙北両所進置候との権現様より御判物被成下候、其後台徳院様大猷院様御判物頂戴罷在候故、別段御判物不被成下候段蒙仰候

趣旧記二相見得候、敝有院様御代高辻帳差上初而御判物頂戴仕候以来連綿仕候儀二而、其後明細之調差上候儀無之」と家康以来代々判物を授かつた由緒を主張する。また凶作下での検地の困難を述べた上で、「是迄連綿御判物之印差上候高辻帳奉差上度、明細調候儀ハ段々奉申上候通之次第被為分召出御用捨被成度奉存候、此段奉願候而も不苦候儀二可有御座候哉奉伺御内意候様申付越候」とした。これまで提出遅延の理由と延引願ひに止まった秋田藩であるが、この段階にいたり従来通りの判物高による郷帳提出の要望を明らかにしたのである。天保五年初頭時点では、諸藩の江戸留守居の間に郷帳の提出を見合わせる申し合わせがあり、佐竹氏のほか、熊本藩細川氏、広島藩浅野氏、佐賀藩鍋島氏も猶予を願ひ出していたとされる。「郷帳記録」からは秋田藩と他藩との交渉をうかがうことはできないが、この伺書から、秋田藩の郷帳提出遅延の背景には実高記載への懸念があったことを読み取ることができる。しかし五月十四日、両老中からの呼出しを受けて留守居安田が出頭すると「書面之趣者諸家一同之儀にて別格之取扱二者難相成候、最早大牒書出も有之御用済之際二も相成候間、何れにも打懸取調早々差出候様取斗可申候事」との仰渡があつた。秋田藩の願ひは受け入れられず、またこの件は御勘定奉行の土方出雲守と明樂飛騨守へも翌日伝えられた。そして五月十九日、組頭大竹庄九郎、御勘定吟味方改役小林藤之助、御勘定岩田鍬三郎、御徒目付尾嶋三十郎列席による、かなり長文に及ぶ申達が行われる。献上方鈴木小平太を遣わした秋田藩に対

する申達には「此節御料所之分者勿論、其外諸家・小給所向二至迄認出シ候分多分にて九分通り余者差出方も相済候所、其御領分差支之筋被申立遅々致し候」、御料所之儀者莫太之儀二候得共此節取調方も整、此外諸家数多之内二者其家々より矢張取調方手込之向も可有之候へ共、何れも御趣意之趣不軽儀に存込追々穿鑿も行届、夫々つゝまやかに取調差出向二も有之候」との記載も含まれる。郷帳提出を見合わせていた諸藩からお願いに提出がみられ、五月には幕府領分の調査も完了したとされるが、この状況下で「此度認出し被置候ハ、以来之取扱方も致よき儀に可有之、前後御趣意之趣取違ひ若疑惑之筋等二落入候而者是又御趣意も振れ、却而一事弁別被致かたき筋二もあたり如何二付、聊無懸念御趣意之趣差含早々取調差出方有之候而可然、此上会得難致筋も有之候ハ、幾重二も御勘定所へ問合、得与良解被致早速取調差出候様斗可被申候」と、勘定所から強い提出要請が行われたといえる。

ここにいたり、五月廿一日に御用人小野崎七太夫、留守居安田五郎兵衛、右筆筆頭佐藤吉兵衛、翌廿二日に勘定奉行森川十郎右衛門、留守居勘定奉行助力田代新右衛門のあわせて五人が家老小鷹狩右近より「御高調御書上二付御用懸」に任命された。「郷帳記録」の上では秋田藩の担当者が任命された記載はこれが最初である。そして廿四日、勘定所に献上方鈴木小平太を遣わし、十九日の申達を承諾した旨を書面で返答する。

しかし七月廿五日、御勘定奉行明榮飛騨守、御目付牧野中務、御

勘定吟味役柑本兵五郎より翌日の留守居呼出を受け、廿六日に献上方石井惣助を遣わすと郷帳提出を督促される。廿八日の献上方石井の名前による返答書面では「此表二而者何共押斗申上兼」「国許江往返凡四十日も相懸」と従来通りの姿勢に止まる。この返答を許さない勘定所に対し、石井は「明日二も為差登候ハ、草稿にても入御内覧可申候得共、此表にては押斗何程差出候と申儀者何共難申上候」と返答、勘定所は「何れ二も両三日も差控候而得与被申合候様に」として書面を返却する。そして同日条に次のように記載される。

右之通御届書被相返候付、御国許より河辺郡一郡相認草稿を以入内見候様二と御飛脚を以申来候趣二而、近日中下御勘定所江入内見候筈

秋田藩は、勘定所に返答を却下されたことでもはや猶予はならないとみて、河辺郡一郡の郷帳草稿が国許から届いたこととして、近々勘定所の内見に入れる判断を下している。そして八月五日、勘定方岩田鋏三郎に内見に入れ、七日に訂正された草稿を返されている。

ところで同じ七日、御勘定岩田鋏三郎から「御用込のため取落御達不申候故今日御達申候」として、見取場・反高場・流作場・林などの高外反別書上についての帳面一冊が渡された。高外地の書上は天保国絵図事業の特徴の一つとされるが、秋田藩に対してはその通達が忘れられている。献上方石井は、内々に同心根立長兵衛に相談し、反高場などを説明した書付を写し取り、内容を確認している。

八月十一日、九月下旬までの郷帳提出を約束した秋田藩は、九月

廿九日に献上方石井の手により郷帳を提出し、御勘定組頭大竹庄九郎、御勘定灌沢権平列席のもと受理される。なお高外地に関しては、国許に連絡したところ下野領を含めて該当場所はないとの旨を、留守居安田五郎兵衛の名前で書面で提出している。

秋田藩の天保郷帳提出過程を概観すると、以上の通りである。「郷帳記録」は江戸で記載された記録であり、秋田藩では留守居手代御献上方が勘定所との交渉に向き、再三提出の延引を図っている様子が確認できた。

ところが秋田県公文書館には二種類の天保郷帳が残る。一つは天保五年九月に安田五郎兵衛の名前で勘定所に提出した郷帳¹²⁾だが、もう一つは天保五年二月に田代新右衛門の名前で勘定所に宛てた郷帳¹³⁾である。両者の記載石高は一致し、また二月郷帳に付される文言訂正の貼紙が九月郷帳に反映されている。「郷帳記録」上では、天保五年二月ははまだ幕府に提出猶予を願い、担当者任命や河辺郡一郡の郷帳草稿提出よりも前段階にあたる。つまり二月郷帳の存在は、秋田藩がすでに郷帳提出が可能な状況にありながら、幕府に猶予を求めて提出を遅らせていた可能性を示すこととなる。

「郷帳記録」は幕府提出資料でもあり、秋田藩の判断により記載されなかった経緯があることは十分に考えられる。二月郷帳はその一端を明らかにする資料の一つであり、当時の他藩との交渉状況や国許との交渉状況などとあわせて、提出経緯の実態については、一層の検討が必要であるといえる。

二 秋田藩の天保国絵図作成

次に秋田藩の国絵図作成過程を確認する。秋田県公文書館が所蔵する「出羽国秋田領村名并変地目録」¹⁴⁾（以下「絵図記録」と略称）は、天保国絵図の作成過程を記載した一件記録である。内容は、第一に幕府通達から絵図提出にいたるまでの編年記録、第二に絵図と同時に提出した変地帳の内容写、そして第三に絵図提出時にまとめられた秋田藩の正保期以来の国絵図に関する書上からなる。本章では、この資料に基づいて秋田藩の天保国絵図作成過程を確認する。なお、本章における資料引用はすべて「絵図記録」である。

天保七年（一八三六）四月十四日、勘定所による前日の留守居呼出を受け、献上方鈴木小平太が出頭すると、御勘定奉行明楽飛騨守、吟味役中川忠五郎、御目付大沢主馬、組頭大竹庄九郎、吟味方改役小林藤之助、御勘定市野茂三郎・野口藤三郎・新藤松蔵、御目付尾嶋三十郎列席のもと、「御国絵図拾三枚被相渡」れるとともに、次のような申達がなされた。

元禄之度被差上候御国絵図郷帳年曆相立候付、去卯年御国高取調被 仰出候処御調出来二付、猶今般御国絵図之儀御改被 仰出候、依之元禄之度御絵図写相渡候間、往還ならひに不洩様當時之地模様右絵図二掛紙二而相直、尤御料他領入交場所者其向々江相達置候間、夫々懸合二および早々取調可被差出候

四月

天保国絵図作成の幕府通達は、各藩により内容や時期が異なるとされるが、この四月には米沢藩や高田藩が通達を受け、また新発田藩は秋田藩と同日に同内容の通達を受けていることが確認できる¹⁵⁾。また秋田藩が幕府より渡された国絵図写は、十三枚に裁断されたものであることが確認できる。

続く五月三日の記載によると、秋田藩はこの国絵図写十三枚を国許へ送付することとする。記載は次のとおりである。

明四日秋田江御飛脚被立置候付、先日下御勘定所より被相渡候御国絵図十三枚御飛脚之者江歩行持二而被預置被差下候様、御用人平沢為八・御留守居安田五郎兵衛相揃御家老真壁甚太夫江演説いたし、右御絵図十三枚差出候様承知之趣挨拶之由也

新発田藩の事例では、幕府からの御渡絵図は江戸で保管し、江戸藩邸で写絵図を作成したのち、写絵図を国許へ送付している¹⁶⁾。幕府からの絵図・書付類の処理として当時の一般的な方法とされるが、秋田藩の場合、渡されてからの日数などを考慮しても、おそらくは写絵図ではなく幕府から渡された絵図を直接国許へ送付した可能性が高い。

七月廿七日、秋田藩は留守居安田五郎兵衛の名前で勘定所に伺書を提出する。秋田藩の担当範囲に、秋田領六郡に加えて他大名領や幕府領からなる由利郡が含まれるため、国絵図作成に関する通達を勘定所から伝えるのか秋田藩から伝えるべきかを伺うものであり、これについては八月二日、由利諸藩には勘定所から連絡する旨の仰

渡があった。

続く記載は、翌天保八年四月十五日である。勘定所の国絵図御懸横山市大夫より「由利郡入会絵図不差出御方々書取を以申上候様」命じられたことを受け、酒井左衛門尉、岩城伊豫守、生駒鋌三郎、六郷兵庫頭、仁賀保主膳、仁賀保係九郎、六郷大膳、生駒権之助の名前を挙げ、「右御方々様今以御絵図被差出不申候」と書面で返答している。二月に幕府から提出の督促を受けた新発田藩や南部藩の事例はあるが、「絵図記録」上は秋田藩が督促を受けたことを示す記載はない。しかし、勘定所に対して由利諸藩の絵図未提出を報告した背景には、絵図元である秋田藩に対しても何らかの督促があった可能性が考えられる。

さて、幕府からの御渡絵図を国許に送付した後の様子については次のような記載がある。

其砌より御境目奉行より江戸詰御用人御留守居江文通往復数十度二相及候得共、双方取請引違候廉々有之御絵図調方何分尺取兼、去八月中漸々下絵図出来二而江戸表江被為指登候付、同所二おゐて御勘定所御同心根立長兵衛与申者被相招一先ツ内見為致候処、御絵図面不宜処不少有之、又々懸紙を以被相直候二付、長兵衛も度々罷出夫々指図いたし候、右之節御絵図面森吉嶽御書誤之所実地之所江被相立、且右嶽陰通山々茂実地之処江相改書出申度次第、御留守居安田五郎兵衛精々及内談候所、長兵衛承知いたし右嶽并陰通山々実地之場所江何山々と下札を以山名

相認可差出指図有之、

この記載は編年記録部分ではなく、提出時の書上の一部である。これによると、国絵図作成に際して江戸詰の御用人・留守居と国許の境目奉行との間で頻繁な交渉が行われ、天保八年八月に国許で下絵図が完成したとされる。この下絵図が江戸に到着すると、勘定所同心である根立長兵衛を呼び、下絵図を内見に入れている。この根立長兵衛は、国絵図取調懸として幕府の国絵図作成事業の方針を伝達するなどの活動が確認できるが、秋田藩も根立長兵衛を通じて国絵図作成を進めていることがわかる。根立からは下絵図に関して少なからず訂正の指示を受けているが、留守居安田五郎兵衛は、特に森吉嶽の誤記訂正について内談に及び指示を仰いでいる。この森吉嶽は、実際は秋田郡内に位置するものの、正保・元禄の各国絵図で誤って南部藩との境界に記載された経緯を持つが、これについては後述する。以上の記載から、秋田藩の国絵図作成は、天保八年八月まで国許で進められ、以降は江戸で勘定所同心根立長兵衛の指示をうけながら進められたことがわかる。

このうち秋田藩は、十月朔日に絵師菅原洞斎・狩野秀元を「御絵図別々御手入有之候付御用懸」に任じ、六日には右筆武石案左衛門を「六郡御絵図之御銘書御用懸」に任じている。御絵図御用懸の面々は十月五日から廿七日にかけて留守居安田五郎兵衛宅で取り調べを行ったのち、翌廿八日から翌年の天保九年三月廿五日まで江戸藩邸の御座之間御畳縁で作業を仕上げている。御用人平沢為八・河

又六右衛門が時々出勤して作業に参加している記載も確認できる。

しかし完成が近づいた頃、「御絵図面由利郡之内六郷様御領之村々近年御同所より御勘定所江被差出置候高帳村々と引合不申趣」を根立長兵衛から指摘される。指摘の具体的内容は「絵図記録」には記載されていない。対応に苦慮していたところ、三月七日に国許から御判物附添として郡奉行兼境目奉行泉蔵人が江戸に到着する。泉との相談を経て、本荘藩御用人笹原珍平、本荘藩留守居石井安太夫を呼び、問題となった村々の事情を確認したうえで、根立長兵衛を招き、安田五郎兵衛と泉蔵人が立会い、解決となった。この後、秋田藩は提出絵図の清書作業に入り、三月廿五日に「変地有之候処江懸紙仕候而、今朝下御勘定所江右御国絵図拾三枚并変地帳差添」で、献上方石井惣助が提出している。

「絵図記録」の編年部分の最後は、絵図提出後の四月四日の記載であり、次のように記されている。

一 先月廿五日御国絵図并変地帳共差出置候処、此度御突合御吟味相済候由、御同心根立長兵衛より御留守居安田五郎兵衛迄以手紙申参候、御呼出二而被仰渡候筈之処兼而長兵衛儀者御絵図之儀二付又々致心配居候付御呼出し姿二而同人より以手紙如斯申参候、案文左之通

以剪纸奉啓上候、兎角不揃之時候御座候得共益御機嫌能被為渡奉恐悦候、然者先達而御指出之御国絵図之儀二付度々御下役衆より御催促有之、尤当月十日頃迄申上置候処泉様

急二御敷籠二も相成候様承知仕候、懸り之衆中迄右之段内
 談いたし候、精々取調候二付昨日漸々突合相済、今日竹橋
 絵図小屋江相廻候間先々御安心可被成下候、此上山形之儀
 者御絵図御仕立相済候上尚又可申上候、是迄御調方御行届
 一ヶ條之御糺も無之御振合宜敷趣、懸り御勘定正田栄次
 郎・福田処右衛門御尊有之候、右之趣武石様江も宜奉願上
 候、何茂早々用事而已大乱書御仁免可被下候、以上

四月四日

右之通御同心根立長兵衛より安田五郎兵衛迄以手紙申来候

根立長兵衛からの手紙で、秋田藩の提出絵図は四月三日に点検作業を終え、四日に竹橋絵図小屋に引き渡されたことがうかがえる。「山形之儀」とは森吉嶽をさすと考えられるが、清絵図完成後に連絡するとしている。点検には問題がなく「御振合宜敷」との担当御勘定正田栄次郎・福田処右衛門の評判を伝えている。

秋田藩の天保国絵図提出過程を概観すると、以上の通りである。「郷帳記録」と同様「絵図記録」も勘定所との交渉を中心とした江戸の記載であり、「郷帳記録」と比較するとその記載は少ない。そのなかで、幕府からの御渡絵図が十三枚であること、献上方と勘定所の交渉のほかに、絵図作成の実務に関しては留守居が勘定方同心根立長兵衛との交渉で指示を受けていること、また提出までの作業日程や場所などを確認することができた。ただし、やはり国許の状況がうかがえないが、これについては後述する。

三 「出羽国七郡絵図」の分析

秋田藩の天保国絵図作成事業については、「郷帳記録」「絵図記録」の記載に基づき、江戸における勘定方との交渉を中心とした経緯を確認することができた。

ところで全国各地では、作成事業の過程で残された下絵図や控図などが確認されている。前章により、幕府から秋田藩への御渡絵図は十三枚に裁断された絵図であることが確認できたが、これと関連すると考えられる絵図が秋田県公文書館に所蔵されている。現在「出羽国七郡絵図」と称される絵図である。本章では、これまで作成年代不明とされてきたこの絵図を分析する¹⁸⁾。

「出羽国七郡絵図」は、秋田藩から秋田県に引き継がれ、秋田県庁内の書庫から秋田県公文書館に移管された資料群に含まれる(写真1)。当初は「出羽国秋田領絵図」と呼ばれていたが、公文書館移管後に現在の資料名に変更されている。「出羽国七郡絵図」は、秋田領北部の津軽藩との境界付近を描く一巻目から、秋田領南部の新庄藩との境界付近を描く十三巻目まで、秋田領六郡と由利郡の範囲が東西方向に裁断された軸装絵図である。そして、一部欠けるものの十三分割された絵図が三種類残されている。

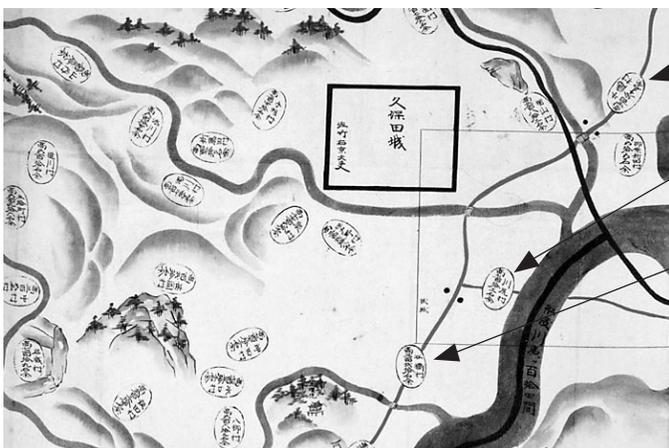
「出羽国七郡絵図」は、県庁所蔵期に県C―四三二、四三二、四三三の資料番号で三種類に整理され、修復も施されている。県C―四三二は、他の二種類と比較して彩色が丁寧であり、多くの貼紙が



写真1
出羽国七郡絵図（一部）



川尻新田村
毘沙門田新田村
写真2
出羽七郡絵図（元禄15）
久保田城付近



牛嶋村
川尻村
谷橋村
写真3
出羽国七郡絵図
久保田城付近



森吉嶽

写真4
出羽七郡絵図（元禄15）
南部藩境付近



三ツ又
高瀬
種平

写真5
出羽国七郡絵図
南部藩境付近



森吉嶽

写真6
出羽国七郡絵図
森吉嶽付近

付される他の二種類と異なり、貼紙はなく該当部分が直接絵図自体に描かれている。これについては、県庁所蔵期の整理どおりで問題はない（A本）。ところが県C―四三二・四三三は、絵図の描写や彩色が非常に似通った絵図であり、本来の組み合わせが混在した状態で整理されている。検証すると、一方の絵図は、小判形をした村形に赤青黄の色分けがされ、また絵図の端裏部分に「出羽国秋田領拾三巻之内式」などと

巻数が記されている（B本）。もう一方には村形の色分けがなく、端裏書もない（C本）。この検証をふまえて一覧にまとめたのが表1である。本章ではA本の記載内容を分析対象とする。

さて「出羽国七郡絵図」と天保国絵図作成事業との関連を検証する方法であるが、「絵図記録」に記載された変地帳をもとに、「出

表1 「出羽国七郡絵図」所蔵一覧

	A本		B本		C本	
	資料番号	寸法(cm)	資料番号	寸法(cm)	資料番号	寸法(cm)
一卷	県C-431-1	463×54	所蔵せず		県C-432-7	505×54
二巻	県C-431-2	431×54	県C-433-2	410×54	県C-432-2	430×54
三巻	県C-431-3	422×54	県C-433-3	422×54	県C-432-3	434×54
四巻	県C-431-4	415×54	県C-433-4	416×54	県C-432-4	407×54
五巻	県C-431-5	463×54	県C-433-5	454×54	県C-432-5	450×54
六巻	県C-431-6	483×54	県C-433-6	480×54	県C-432-6	489×54
七巻	県C-431-7	505×54	県C-433-7	436×54	県C-432-1	553×54
八巻	県C-431-8	414×54	県C-432-8	408×54	県C-433-8	433×54
九巻	県C-431-9	463×54	県C-432-9	455×54	県C-433-9	431×54
十巻	県C-431-10	494×54	県C-432-10	540×54	県C-433-10	506×54
十一巻	県C-431-11	504×54	県C-432-11	488×54	県C-433-11	524×54
十二巻	県C-431-12	442×54	所蔵せず		県C-432-12	439×54
十三巻	県C-431-13	246×54	県C-432-13	249×54	県C-433-12	422×54

羽国七郡絵図」と元禄国絵図の描写を突き合わせる方法がもつとも確実であると考えられる。「出羽国七郡絵図」の描写が、元禄国絵図の描写から変地帳の記載どおりに変更された絵図であれば、天保国絵図の関連絵図であるとみなすことができる。今回は、元禄国絵図の控図とされる秋田県公文書館所蔵の「出羽七郡絵図」(以下、「元禄図」と略称)と比較する。

まずは両絵図の比較事例を挙げる。はじめは七巻目に記載される久保田城下付近である。変地帳には「牛嶋村・谷橋村之間」について「右御絵図面村名相違御座候付取調之上懸紙仕候」とある。また「右御絵図面村名相違御座候付取調之上懸紙仕候」とされる三十三村のなかに「川尻村」が含まれ、「右御絵図面村名御座候所當時村居人家共無御座候付取調之上相除申候」とされた四村に「比砂門新田村」が含まれる。この三点について元禄図と「出羽国七郡絵図」の両絵図を比較すると(写真2・3)、まず牛嶋村・谷橋村間の道筋は、川に架かる橋の位置をはじめ全体的に河口付近から久保田城寄りに描き直されていることが確認できる。また元禄図に記された「川尻新田村」は「出羽国七郡絵図」では「川尻村」と村名が変更され、また元禄図の「毘沙門田新田村」は「出羽国七郡絵図」では村形が削除されている。つまり両絵図の比較結果と変地帳の記載は一致しているといえる。

次に五巻目に記載される森吉嶽付近を比較する(写真4・5)。写真4の元禄図をみると、森吉嶽は確かに南部藩との境界山の一つ

として描かれている。この森吉嶽を含む境界山について、天保の変地帳には「うつふり嶽・曲崎・大深・乳頭・引分・焼山・大場台・高瀧・大杉峯・泥繫・芦内山・森吉嶽」が列記され「右御絵図面山名無御座候付取調之上懸紙仕候」とある。また「三ツ又・種平・志と内山」に「右御絵図面山名相違御座候付取調之上懸紙仕候」と記される。これをふまえて写真4と写真5を比較すると、大幅に境界山の山名が変更されていることが確認できる。また「出羽国七郡絵図」では「森吉嶽」は南部藩との境界から離され、山全体が秋田領内に含まれる形で描き直されている(写真6)。秋田藩が懸案として挙げていた森吉嶽は、他の山々と同様、新たに山名を付した一つとして変地帳に記載されている。

この事例のように、変地帳の記載と両絵図の描写をすべて比較分析したうえで、その結果を

表2 「変地目録」と絵図の比較対照結果

変地項目	一致	項目変更により一致	不一致	確認不可	合計
村居変更	26				26
村名肩書削除	30			1	31
村名肩書追加	69	1	2	1	73
村名変更	271		8	3	282
地形追加	1				1
地形変更	11	1			12
地名変更	1				1
道筋追加	5				5
道筋変更	4		1		5
村形削除	29	1			30
村形追加	125	1	1		127
村名肩書変更	12	1	2		15
山名追加	37		2		39
山名変更	8				8
合計	629 96.03%	5 0.76%	16 2.44%	5 0.76%	655

まとめたのが表2である。変地帳には六五五ヶ所の変更点が列記されている。この変更点を内容分類したのが「変地項目」であり、先の事例にみた「右御絵図面……」部分の文章表現が十四種類あるのに基づき同様に十四項目をたてた。そして、両絵図の描写が変地帳どおりに変更されている場合を「一致」とみなしたところ、六五五ヶ所のうち六二九ヶ所が一致していることを確認できた。なお、元禄図の状態から絵図の折り目部分にあたり村名の記載や描写がかすれるなどの理由で確認できなかった五ヶ所を「確認不可」とした。

また表2のなかで「項目変更により一致」とした五ヶ所をまとめたのが表3である。例えば、金沢中野新田村の例では、変地帳上は村形が追加記載されたとされる

表3 「変地目録」と絵図の比較対照結果より「項目変更により一致」一覧

	出羽国秋田領村名并変地目録 (県A-31)			出羽七郡絵図 (元禄15)	出羽国七郡絵図 (県C-431)	正項目
	巻	変地	変地項目			
1	一ノ巻	境明神之辺	地形変更	道筋異なる		道筋変更
2	九ノ巻	金沢中野新田村	村形追加	川北岸にあり	川南岸にあり	村居変更
3	十ノ巻	縫殿開新田村	村形削除	縫殿開新田村	同位置に縫殿村あり	村名変更
4	十一ノ巻	冬師村	村名肩書追加	冬師新田村	冬師村	村名変更
5	十一ノ巻	川内黒瀨村之内十三鶴村	村名肩書変更	ちさつる村	河内黒瀨村之内十三鶴村	村名肩書追加

が、元禄図にも金沢中野新田村は記載されている。しかしその村形の位置は「出羽国七郡絵図」では川の対岸に変更されているのである。また川内黒瀬村之内十三鶴村は、変地帳上は村名肩書が変更されたとされるが、元禄図には肩書がなく単にちさつる村と記載されていることから、肩書は新たに追加されたものであることがわかる。つまりこれら五ヶ所は、両絵図の変地場所であることに間違いはなく、変地帳の記載表現を訂正することで、一致するとみなすことが可能であるといえる。

また表2で「不一致」とした十六ヶ所をまとめたのが表4である。これらは、変地帳では訂正されたことになっているものの、両絵図を比較しても記載に変更はみられず、描写が同様な場所である。これらの記載について、元禄図よりさらに遡った正保図と比較した結果、およそ十ヶ所について正保図からの記載変更が確認できた。例えば、変地帳で道筋変更とされた早口村付近については、元禄図と「出羽国七郡絵図」の両方に道筋が記載されていないが、正保図には道筋が記載されている。また変地帳では村名肩書が追加されたとされる中塩越村は、元禄図と「出羽国七郡絵図」とともに「塩越村之内」と肩書が記載されるが、正保図には単に中塩越としか記載されていない。言い換えると、正保図と元禄図のあいだの変地としては一致するといえる。

この「不一致」点に関しては、上野国絵図を比較検証した事例でもみられ、天保期の幕府御渡絵図の性格や、元禄控絵図の作成過程

表4 「変地目録」と絵図の比較対照結果より「不一致」一覧

	出羽国秋田領村名并変地目録(県A-31)			出羽七郡絵図(元禄15)	出羽国七郡絵図(県C-431)	出羽一国御絵図(正保4)
	巻	変地	変地項目			
1	一ノ巻	無名山		無名山	無名山	山名なし
2	二ノ巻	長走村之内 陣場台村	村名肩書 変更	長走村ノ内 陣場台村	長走村之内 陣場台村	村形なし ※正項目 「村形追加」
3	二ノ巻	早口村之辺	道筋変更	早口村周辺に 道なし	早口村周辺に 道なし	道あり
4	四ノ巻	森岡村之内 豊岡村	村形追加	※川北岸に森岡 村の村形あり	森岡村之内 豊岡村 ※川北岸にあり ※川南岸に森岡村 の村形あり	※川南岸に森岡 村の村形あり
5	四ノ巻	堂川村	村名変更	堂川村	堂川村	堂川村
6	五ノ巻	うつつり嶽	山名追加	にやうつぶり嶽	にゆうつぶり嶽	山名なし
7	六ノ巻	龍毛村	村名変更	龍毛村	龍毛村	龍毛村
8	八ノ巻	高城村	村名変更	高城村	高城村	高城村
9	八ノ巻	君ヶ野村	村名変更	君ヶ野村	君ヶ野村	君ヶ野村
10	九ノ巻	平野沢村	村名変更	平野沢村	平野沢村	平野沢村
11	十ノ巻	同村之内 石田坂村	村名肩書 追加	石田坂村	石田坂村	石田坂村
12	十一ノ巻	上河内村	村名変更	古八下鍋村 上川内村	上川内村	下鍋村
13	十一ノ巻	下河内村	村名変更	古八奥野村 下河内村	下河内村	奥屋村
14	十一ノ巻	塩越村之内 中塩越村	村名肩書 追加	塩越村ノ内 中塩越村	塩越村之内 中塩越村	中塩越
15	十一ノ巻	上河内村之内 田代村	村名肩書 変更	上川内村ノ内 田代村	上河内村之内 田代村	下鍋村ノ内 田代村
16	十二ノ巻	大須郷村	村名変更	大須郷村	大須郷村	大須郷村

※網掛けは、元禄図との比較により記載変更が確認できた正保図の部分である。

などに基づく可能性が指摘されているが、この点についての検討は今後の課題としたい。

以上の比較分析の結果、「出羽国七郡絵図」の記載内容は、かなり高い割合で天保期の変地帳の内容を反映しているといえる。そして今回分析したA本については、変更点を貼紙ではなく、直接絵図自体に記載していることから、幕府提出後に仕上げた控絵図である可能性が高いと考えられる。なお、大量の貼紙が付されたB本とC本は、国絵図作成事業の調査段階で使用された可能性をうかがえるが、その検証は後日に委ねたい。

以上、記載内容から「出羽国七郡絵図」を天保国絵図の関連絵図であるとみなした。各地に残る天保国絵図関連絵図の特徴としては、短冊状に等分された切絵図である点、彩色が簡素である点、懸紙による訂正が施されている点などが挙げられるが、これらの特徴は「出羽国七郡絵図」にも合致する。ただし、天保期には記載不要とされた石高について、「出羽国七郡絵図」ではすべての村に記されている。この点についての検証は今後必要であろう。

四 秋田藩の天保国絵図の特質

天保国絵図については、記載内容などをもとに、提出した諸藩の思惑や意図を考察した事例がみられる。本章では、秋田藩の国絵図認識などを検証し、秋田藩天保国絵図の特質を探る。

はじめに「絵図記録」で編年記録、変地帳写とともに記された書上を取り上げる。この書上の冒頭は次のとおりである。

一 御国絵図之儀者、正保四年初而被仰出拾貳郡御絵図御勘定所江被差出候、其砌御領内山沢未開人跡不通之処俣有之二付、御絵師之見積を以大概御絵図面相認候故か山川之形客所々実地と引違、第一阿仁中辺二有之森吉嶽を誤而南部境山二相認候、

江戸幕府の国絵図作成事業として慶長国絵図の存在も知られるが、秋田藩の国絵図提出は正保国絵図を最初としている。また、このとき実際の地形と異なる記載が生じたとして、その第一に森吉嶽を挙げている。そして書上は、元禄期にも誤記のまま国絵図を提出したことを記したのち、享保期の国絵図改訂交渉について記す。

享保三年（一七一八）に幕府から見当山御用を命じられた秋田藩は、見当山調査を通じて森吉嶽の誤記を発見する。この際、秋田藩は森吉嶽を実際の場所に記載した訂正絵図の提出を認められたが、早速国絵図改訂を願い出たうえ、家老今宮大学のもと領内調査を継続する。そして、享保十一年の秋田藩下野領変更にもない、郷帳改訂とともに再び国絵図改訂を願い出る。この様子について書上には次のとおり記載される。

前々より被差出候御高帳村名違候分相改被差出度、御用番松平左近将監様江御願書被差出候処、御願之通被仰渡、猶兼而相願候国絵図も相改可差出被仰渡候付、御勘定奉行駒木根肥後守殿

江御絵図仕載様等品々御伺被成候、其後御同人より国絵図改正之儀御障有之於公儀至而六敷儀二御座候、乍去一端御願書改正被仰付候儀従、上八難被相止候、御手前より被仰延候得者被成安事二候、

老中松平左近将監より一度は国絵図改訂を認められたこと、支障があり幕府では改訂が困難であるとしたこと、そして秋田藩自ら国絵図改訂を撤回するように命じられたことが記載されている。

続いて書上には、宝暦九年（一七五九）と文政四年（一八二二）の両度の国目付派遣の際、老中に確認のうえ森吉嶽を正しく描いた絵図を国目付に提出したことが記載される。

そして天保七年（一八三六）四月の勘定所よりの申達を受けた際には次のような記載がある。

去ル天保七年四月御勘定所より被仰渡候付段々御評議二相成候者、御絵図面森吉嶽御書違之儀者、享保之度落山御届二而相分居上両度御国目付江茂御絵図面被相改被差出候上者、後來異論も有之間敷候得共、第一公儀御規則二被備置候御勘定所之御絵図不相直内者十分之御安堵も無之処、此度之被仰渡者誠ニ森吉嶽可被相直御時節到来、

そして、天保九年三月の提出後に記載された書上の末尾は、次のとおりである。

一 森吉嶽八下札を以実地之場所へ森吉嶽と相認、是迄森吉嶽と御境山二被認置候山者何山々と是又下札いたし相記申候、其

上変地帳と申もの二而右山々元禄之御絵図二落候間此度書加候段御届いたし候、猶長兵衛嘶合二者真似合紙江極彩色二而御清書被成御蔵江被納置候付御絵師狩野安仙被 仰付、此節竹橋御絵図小屋二而取懸居候間、御清書之節下札之山々直々御絵図面江山客相認候故、追々者写取差上可申と五郎兵衛迄内々申聞候、右之通七郡御絵図御改正相済候上者、森吉嶽之儀向來少も御氣遣も無之候、且南部之方茂昨年苟弘之山々御書上之儀承知之挨拶申来候間方異論可相生様無之永久之御安堵二罷成申候、以上

四月

以上の書上記載により、秋田藩は天保国絵図作成事業を長年の懸案であつた森吉嶽の訂正を実現する絶好の機会ととらえたことがわかる。またその背景に、幕府提出絵図を領地安堵の根拠として重視していた秋田藩の絵図認識をうかがうことができ、見当山調査の提出絵図や国目付提出絵図の効力を認めつつも、特に国絵図の効力を最重視していたといえる。このような国絵図認識のもと森吉嶽の訂正に力を入れた秋田藩の国絵図作成事業について、もう少し検討を加えてみる。

まずは、書上記載でも詳しく触れられた享保期の国絵図改訂交渉の経緯⁴⁾を当時の一件記録で確認する。⁵⁾

享保十五年（一七三〇）九月廿二日、老中松平左近将監用人より手紙を受けた留守居大嶋助太夫が、国絵図改訂承認の申達を受ける。

勘定所との交渉を経て、はじめに「かふせ絵図」を提出するように指示をうけた上で元禄国絵図を拝借し、国許での調査を経て翌年三月廿八日にかふせ絵図と改訂郷帳を勘定所へ提出している。そして勘定所の指摘をふまえて五月六日に正式な提出にいたっている。

ところが八月三日、留守居布施新助をともない、勘定奉行田崎治左衛門と境目奉行鷲尾彦九郎が勘定所へ出頭すると、森吉嶽など境山の記載が国絵図と異なる点について、老中松平左近将監より疑問が呈される。また「右正保絵図元禄絵図いかほとの儀ヲ以仕立候哉」と問われ、後日の返答を要求される。八月十日に秋田藩が提出した書面では、国絵図に関する資料は既に存在しないとしたりうえで、正保国絵図について「右調方唯今相考候二、秋田領六郡之境ハ凡而山沢入組就中奥州之境ハ深山嶮難之地ニて或ハ材木繁候処ハ別而境難見分所々も其節ハ可有之候」、元禄国絵図について「元禄御絵図ハ右正保御絵図ニ随ひ山形山名目新田村居村名替等改候迄ニて、境山江役人立合改候儀ニハ無御座候」と返答する。そして八月十五日、御勘定奉行駒木根肥後守から「大絵図全牒之儀」とともに「大絵図仕立候ハ南部津軽役人江致対談候儀儀有之か」と尋ねられる。秋田藩はこれに対して「対談不仕由」を答えるが、隣藩との交渉の必要性を指摘されたことを受け、十七日には江戸家老多賀谷左兵衛を中心に評議の上、「不軽事故」境目奉行鷲尾彦九郎を直接国許へ向かわせ、国許の評議をふまえた口上書を、九月六日に勘定奉行駒木根肥後守に提出する。このなかで秋田藩は「国絵図改正之儀ハ、隣国

江相掛り候而於公義茂御六ヶ敷御座候段御申之趣、家来之者罷下り具申聞致承知候」と述べる。そして翌享保十七年閏五月十七日、佐竹右京大夫の名前で御勘定奉行杉岡佐渡守へ口上書を提出するが、このなかにも「然其他領江も入組申儀二候へハ、万一御検使等被指下候之事ニ至り候而者如何鋪」との文言が含まれる。そして享保十八年、正式に国絵図改訂は中止となる。

以上の経緯により、秋田藩の享保国絵図改訂交渉が不調に終わった背景には、森吉嶽訂正について幕府から隣藩との交渉の必要性を指摘され、検使派遣など森吉嶽の論地化を回避した秋田藩の意図をうかがうことができる。「絵図記録」に記載される天保国絵図提出後の書上では、単に「御障有之」と記載されるのみであるが、この享保国絵図改訂交渉が、天保期の国絵図作成事業に影響を与えた可能性は十分に考えられる。そこで、このような経緯を持つ秋田藩による、天保期の国絵図作成事業の実際への対応について確認する。

まずは、代々抛人として藩境の巡視や検分にあたった大葛村山口家の伝来資料である「御境目御絵図森吉嶽御一件」²⁶（以下「森吉一件」と略称）をみる。表紙に「天保九戌年泉藏人様江戸江御絵図之事ニ而市五郎御供人二相成り江戸江相登り候節写取」とあるが、市五郎とは、当時抛人をつとめていた山口市太郎の息子であり、国絵図作成に関与した郡奉行兼境目奉行泉藏人との関係から手に入れた資料であることがうかがえる。

この資料は「森吉嶽一件大旨」と題して正保以来の国絵図提出か

ら享保期までの経緯を記すが、途中までの記載内容は、先に取り上げた「郷帳記録」の書上記載とほぼ同一である。そして後半部分には「郷帳記録」の書上に記載のない南部藩との交渉について記した部分が続く。「此度南部修驗白山寺此表江罷越内々申出候訳有之二付、左之通向方御境奉行江致文通挨拶申来候上者、年来之御苦柄一時二相省ケ永久之御安堵無此上恐悦至極奉存候」と記したのち、二月十三日付で秋田藩境目奉行泉藏人・吉川久治の両名から、南部藩の松岡倉右衛門・野田司馬へ宛てた書状と別紙が写される。続いて三月朔日付で松岡・野田から泉・吉川に届いた返書が写されている。

南部藩からの返書は、南部藩に宛てた泉・吉川の書状文言をふまえた記載であり、文面は次のとおりである。

御礼致拝見候、如仰未得御意漸春暖相催候故各様弥御堅固被成御勤珍重奉存候、然者去冬中当領白山寺江 其御領生保寺内々御相談御坐候、許々今般悉曲御別紙御書取を以被仰遣致拝見候上、是より茂為御挨拶別紙書を以得御意候、且去年中 其御領十二処御属役中より当領花輪属役共迄御貸地堰筋御手入之儀御様之処早速其節証文御取交迄悉皆相济候二付、為御挨拶御紙表之趣可得御意如斯御坐候、恐惶謹言

三月朔日

松岡倉右衛門 重威 (花押)

野田司馬 元義 (花押)

泉藏人様

吉川久治様

尚以御飛脚を以御文通可被相及御儀御坐候処、其御領生保寺を以被遣候趣、是又入念之御書中奉存候、以上

これにより、双方の書状交換が秋田領生保寺と南部領修驗白山寺を通じて行われていることが確認できる。そしてこの返書とともに送られた別紙には、次の内容を確認できる。

一 当領花輪扱大黒嶽と相唱候処 其御領二而者砂子沢村角館扱三ツ又与御唱被成候処より、角館二而者八幡平其御領二而者諸檜台と御唱被成候処迄、先年当領夜明嶋 其御領大谷嶺扱扨之例を以、去ル文政二卯年御双方役人立会之上峯通致扨候間、右嶺続之御境筋当秋作見合、明年六月中二者先御双方より式拾人宛茂指出扨扱致、夫より右之振合を以連々扨扱被成度旨、尤右嶺通之儀御境分明居候得共、御双方不同無之様切道相立永末聊茂胡乱無之様被成度為御相談被仰遣致承知候、然処当領連々打続不作百姓共困窮二及罷有候間人足等迷惑致候二付、熟作二至候節御双方御申合可致候左様御承知被下度奉存候

一 去春中從 公辺先年被指出候御国御絵図面年曆茂相立所故、実地之通当時御地模様掛紙を以御直シ可被指出旨被仰渡候二付、先年より追々二扨扱候御境通御書上被成候二付、是等之儀心得迄被仰越御入念之儀致承知候

はじめの一つ書きには境山付近の地名が列記されるが、これらは

すべて森吉嶽の陰通、つまり従来の国絵図では森吉嶽と記されていた境山付近の地名であり、実際に「出羽国七郡絵図」では、ここにみられる地名のうち三ツ又が、新たな山名として追加されている。そしてこの付近では、すでに両藩で蒞払い、つまり境検分を実施している事実にふれた上で、続く一つ書きで、以前から蒞払いを実施しているこの境界を国絵図に記載することについて承知するとの返答を記す。

そして、この返書を受けて「森吉一件」には「右之通申来候間、御絵図被相直次第御留守居を以悉サ御勘定所江被仰上候ハ、早速相済可申哉与奉存候」と記される。

つまり、秋田藩は天保国絵図作成事業にあたり、実際の南部藩境について、以前から境検分を実施している地名を書き上げた書状を取り交わし、これをもって両藩の交渉成立として、幕府に報告することとしたのである。

この「森吉一件」について記すのが、勘定奉行介川東馬の日記である。日記の天保八年三月十日条に次のように記される。²⁷⁾

一 南部白山寺と申八御国生之もの之よし、兼而御境目方之事二付取斗候筋有之、又此度参候而御境目奉行泉蔵人へ内々申聞候趣有之、森吉嶽之義年来内々御心配之筋有之、文政年中双方抛入申合書付取遣実地之御境刈払いたし来候得ハ、先ツ夫二而異論無之訳二御安堵与申事二も無之候所、白山寺内々南部御役人江談合候趣有之候、此方より勝手よき様申達候得ハ

相答可相及との事被申聞候、実ハ此節南部大凶作二付右済候上米之無心二而も申聞成より之義与相見機会難相置様二候段蔵人申聞年寄中も左様御申、拙者二も兼而手出したし候義心決与存居候へとも段々之わけ承候得ハ、此度ハ子細有之ましく存同意いたし蔵人より遣候書面二加筆等いたし候、然ル処以上如計二返書達成就二相成候、右之始末蔵人書取左之通、この記載に続けて「森吉一件」と同内容の文章が写されている。

この介川日記により、南部藩との交渉が天保八年であることが、「森吉一件」が郡奉行兼境目奉行泉蔵人による書き上げであることが確認できる。

秋田藩ではこの交渉後、八月には作成した下絵図を江戸に送付し、また泉蔵人が提出直前の翌天保九年三月に江戸に登るのは、先にみたとおりである。また南部藩は天保九年二月十八日、秋田藩より一ヶ月ほど先に国絵図を提出しているが、その一件記録には秋田藩との交渉についての記載は確認できない。²⁸⁾

なお南部藩との交渉に修験白山寺が仲介していることを確認できるが、両藩の担当役人による正式な交渉の前段階における「内々」の交渉であることがわかる。また、天保十四年（一八四三）に抛入山口市太郎が永苗字を許される際の仰渡にも「森吉嶽陰通之事、惣而南部御境之儀二付内密取扱申含、数十度南部江罷越品々致辛勞」とあり、抛人が南部藩との「内密」の交渉を数十度繰り返したことをうかがうことができる。

以上、秋田藩の国絵図認識と享保国絵図改訂交渉の経緯から、森吉嶽の誤記訂正を主目的として、論地化を避ける交渉を重ねた秋田藩の天保国絵図作成事業の特質を確認することができた。

おわりに

本稿では、これまで明らかにされていなかった秋田藩の天保国絵図作成過程について、関連資料の紹介とともにその概要を確認し、天保国絵図作成事業を反映した関連絵図の存在を明らかにした。また国絵図を領地安堵の最重要絵図とみなす秋田藩の国絵図認識とともに、専ら森吉嶽の実地訂正の機会ととらえた秋田藩における天保国絵図事業の特質を指摘した。さらに、論地化の回避を目的に修験寺や抛人により内々に南部藩との交渉を進展させた様子を確認した。ただし郷帳や国絵図の作成過程については、資料の記載内容から江戸における勘定所との交渉を中心に確認できたにとどまり、他藩や国許との交渉の様子についてはほとんど把握できず、またさらなる検討が必要な課題も新たに確認された。

また「[羽田七郡絵図]」についても、A本を秋田藩が作成した天保国絵図控図とみなすことは問題ないと考えるが、今回分析を加えなかったB本とC本の検討は、一層の国絵図作成過程の確認のために必要である。一例を挙げると、元禄国絵図には秋田領と由利郡の海岸線にあわせて十ヶ所の唐船番所の記載を確認できるが、天保国

絵図控図（A本）では九ヶ所しか記されず、能代付近の唐船番所が記載されていない。ここでB本とC本をみると、両方とも絵図本体に唐船番所は描かれていないが、B本には「唐船番所」の貼紙がある。天保国絵図の下図であるとすれば、能代付近の唐船番所の描写がないことを調査段階で指摘したものと考えられるが、C本には貼紙がない点や、A本に反映されなかった点などを検討することで、A本・B本・C本それぞれの作成段階や特徴、相互の関係などを明らかにすることができる可能性がある。

本稿で天保国絵図関連資料が確認されたことにより、正保図にはじまり、元禄図、秋田藩独自の享保図、そして天保図と藩政期を通じた秋田藩の国絵図事業全体の検討が可能であることも明らかとなった。幕命による全国規模の大事業に絵図元として関与した秋田藩の政治認識を浮かび上がらせるには、いまだ積み残された課題も多く、一層の関連資料の発掘など今後も継続した調査が必要である。

註

- (1) 川村博忠『江戸幕府撰国絵図の研究』（古今書院 一九八四年）、杉本史子『領域支配の展開と近世』（山川出版社 一九九九年）、国絵図研究会編『国絵図の世界』（柏書房 二〇〇五年）ほか。
- (2) 松淵真洲雄「秋田藩の国絵図と郷帳」（『秋田地方史の展開』 一九九一年）、半田和彦「元禄国絵図製作覚書」（『秋田県立博物館研究報告』第六号 一九八一年）、渡辺英夫「秋田藩街道史料と国絵

- 図一「正保道帳と天和道程」(『国史談話会雑誌』第四三号 二〇〇二年)、新堀道生「国絵図と藩政―秋田藩を事例に―」(『秋田県立博物館研究報告』第三二号 二〇〇六年)ほか。また前掲『国絵図の世界』では小野寺淳・渡辺英夫両氏が「出羽国」の執筆を担当している。
- (3) 藤田寛「天保国絵図の作成過程について」(『東京大学史料編纂所報』第一五号 一九八〇年)、川村博忠「天保国絵図」(前掲『江戸幕府撰国絵図の研究』第二篇第五章)、杉本史子「天保郷帳・国絵図改訂事業の基礎過程」(前掲『領域支配の展開と近世』第七章)ほか。
- (4) 福島雅蔵「河内国天保国郷帳・国絵図の調進―村方史料を中心として―」(『地方史研究』二八一 一九九九年)、重田正夫「武蔵国における天保国絵図の調査過程」(埼玉県立文書館『文書館紀要』第一九号 二〇〇六年)ほか。
- (5) 千川明子「天保上野国絵図控図の記載内容について」(群馬県立文書館『双文』第八号 一九九一年)、尾崎久美子「天保陸奥国津軽領絵図の表現内容と郷帳」(『歴史地理学』第二四号 二〇〇三年)ほか。
- (6) 前掲川村『江戸幕府撰国絵図の研究』二五―三ページ参照。
- (7) 資料番号 県A―三〇
- (8) 前掲杉本「天保郷帳・国絵図改訂事業の基礎過程」参照。
- (9) (10) (11) 同前
- (12) 「郷村高調」(県A―二九―二)
- (13) 「郷村高調」(県A―二九―一)
- (14) 資料番号 県A―三一
- (15) 前掲杉本「天保郷帳・国絵図改訂事業の基礎過程」参照。
- (16) 前掲藤田「天保国絵図の作成過程について」参照。
- (17) 同前
- (18) 前掲『国絵図の世界』では、巻末「国絵図所在一覧」に「出羽国七郡絵図」を掲載し、作成時期を元禄期と推定している。なお同資料名の「出羽国秋田領村名并変地目録」(県B―五四九)も秋田県公文書館に所蔵されている。本稿の比較分析は「絵図記録」の変地帳に基づいたが、誤記と思われる部分など一部を県B―五四九により補った。
- (19) 郡絵図との比較分析は、「出羽一國御絵図」(県C―六〇三)により行った。なお、元禄図と同様、分割撮影によって作成された写真帳を用いた。この写真帳も、秋田県公文書館閲覧室で利用できる。
- (20) 資料番号 県C―六〇二。本稿の比較分析は、分割撮影によって作成された写真帳を用いた。写真帳は、秋田県公文書館閲覧室で利用できる。
- (21) 正保図との比較分析は、「出羽一國御絵図」(県C―六〇三)により行った。なお、元禄図と同様、分割撮影によって作成された写真帳を用いた。この写真帳も、秋田県公文書館閲覧室で利用できる。
- (22) 前掲千川「天保上野国絵図控図の記載内容について」参照。
- (23) 前掲藤田「天保国絵図の作成過程について」、前掲千川「天保上野国絵図控図の記載内容について」参照。
- (24) 享保期の国絵図改訂交渉の過程に関しては、前掲松渕「秋田藩の国絵図と郷帳」、前掲新堀「国絵図と藩政―秋田藩を事例に―」のほか、秋田県公文書館企画展「享保年間の秋田藩―今宮義透の領内調査―」パンフレット(秋田県公文書館 一九九六年)にも詳しい。
- (25) 「郷村御調覧帳、郷村高辻帳御国絵図改之御願被仰立候御用留書」(県A―二五)。この資料は享保十四年(一七二九)の郷村調書と元文四年(一七三九)の留書を合冊したものである。元文四年にまとめられた後者は、享保期の国絵図改訂交渉について記載した資料であり、本稿はこの資料の記載に基づいた。
- (26) 資料番号 山口六〇〇九
- (27) 資料番号 介川九一
- (28) 岩手県立博物館第三十八回企画展図録『絵図にみる岩手』(岩手県立博物館 一九九四年)参照。
- (29) 「寛書永苗字御免に付被仰候覧」(山口七〇二二)
(古文書班 かとうまさひろ)

秋田県における郡役所の文書管理制度の再検討

——「郡区町村編制法」下について——

柴田 知 彰

はじめに

本稿は、秋田県における郡役所の文書管理制度について、明治十二年（一八七九）の郡役所設置から同二十三年まで、すなわち「郡区町村編制法」下の期間を対象に、編纂保存を中心に再検討する試みである。

「郡区町村編制法」下に関しては、拙稿「秋田県における郡役所の職務分課について」（以下、前稿^①）と「秋田県における郡役所の文書管理制度の成立について——『郡区町村編制法』下を中心として——」（以下、前稿^②）で既に整理を行なった。しかし、その後の調査で新たな史料が見つかり、前稿の記述内容を修正する必要がある。特に文書管理制度の成立に関しては、大幅に書き改まることになる。深くお詫び申し上げた上で、本稿において再検討し修正を行なうことにする。前稿と併せて読まれることを願いたい。

前稿では、秋田県庁文書群のうち、県が郡役所に宛てた布達を基

本的な史料として特に調査した。「郡区町村編制法」下では、「丙号達留」^③「本県達留」^④「本県訓令留」^⑤「秋田県報」に収録されている。職務分課と文書管理は組織運営の根幹であるため、殆どの場合、関係規程が布達された。布達類が残存しない時期については、「秋田県沿革史稿」^⑥の記録をもつて補完した。

各郡役所の個別事例については、秋田県庁文書群中、郡市町村行政の監督を担当した部課^⑦の簿冊から調査した。各郡長の認可申請した郡役所外務細則や編纂保存規則を綴じた簿冊^⑧、そして郡役所を行政監査した際の簿冊である。加えて、明治十九年「秋田県郡役所戸長役場巡回誌」郡役所之部^⑨も調査した。また、郡役所文書群では、河辺および雄勝郡役所の簿冊から史料を得た。

今回、本稿で新たに調査したのは、秋田県庁文書群中、郡市町村行政の監督を担当した部課で作成された「郡村之部」および「市町村之部」シリーズの簿冊である。郡市町村行政に関する一般文書を綴じた部目であり、「郡村之部」は明治十四年から二十一年分まで、

「市町村之部」は二十二年から二十三年分まで保存されている。「市町村之部」の後に、「行政之部」シリーズが継続する¹⁰⁾。

前稿で「郡村之部」と「市町村之部」を見落とししたのは、郡役所処務細則や編纂保存規則が一般文書とは別に、一括して編綴されていると誤認したためである。しかし、「郡村之部」と「市町村之部」の簿冊を詳細に調べたところ、戸長選挙や役場旅費ほかの文書とともに、郡役所の職務分課や文書管理に関する文書も綴じられていた。郡役所処務細則や編纂保存規則が一括して編綴されたのは、明治二十二年以後、主として「郡制」下である。

また、「郡村之部」「市町村之部」シリーズと併せて、明治十九年「秋田県郡役所戸長役場巡回誌」郡役所之部も再調査した。十九年二月の青山貞県令着任後と推定される巡回監察の報告書である。河辺・由利・仙北・平鹿・雄勝の五郡役所について、当時の文書管理状況を分析できた。

今回、調査および再調査した史料から、「郡区町村編制法」下における各郡役所の文書管理の実態が、前稿②よりも詳細に解明された。特に、近代的な文書管理制度の成立時期について、郡役所によつては明治二十二年以前に遡ることになる。また、石田英吉・赤川戀助・青山貞の各県政期における郡役所の文書管理に対する方針も明らかになった。加えて、「郡区町村編制法」下の郡役所の職務分課についても、前稿①の記述が若干修正される。

本稿は、石田英吉県政期（明治八年五月～十六年三月）、赤川戀

助県政期（明治十六年三月～十九年二月）、青山貞県政期（明治十九年二月～二十二年二月）の三期に分けて叙述する。各県政期における郡役所の文書管理に対する方針を背景に、管内郡役所の文書管理状況を解明してみたい。

一 郡役所の編纂保存規定の現存状況

最初に本章で、秋田県管内の九郡役所の編纂保存規定について、秋田県庁文書群および各郡役所文書群における現存状況を紹介する。

郡役所の編纂保存規定は、郡役所処務細則や文書取扱規則に織り込む形か、または編纂保存規則を別規定にする形で作成された。表は、前稿②に掲載した一覧を、今回調査した新史料を元に修正したものである。明治二十二年以前に作成の規定が、相当数追加された。

表には条文が現存する規定を載せたが、これ以外に制定記録のみが残る規定もある。まず、明治十二年末に仙北郡役所で文書取扱規則を制定している。十六年下半期には、南秋田郡役所以外の八郡役所でも処務細則を制定した。同年六月一日の「秋田県郡役所事務章程」への対応である。また、同年中には、山本郡役所で編纂保存規則を制定したらしい。翌十七年から十八年にかけて南秋田郡役所、十八年に山本郡役所で処務細則を改正した。ともに十七年十月二十七日の「秋田県郡役所事務章程」改正に対応したものである。また、

表 秋田県公文書館における郡役所の編纂保存規定の現存状況

年代	郡役所	鹿角	山本	北秋田	南秋田	河辺	由利	仙北	平鹿	雄勝
明治12								□		
" 13							○			
" 13?								■		
" 14~16				■						
" 16上期					○	○□			○	
" 16下期					○					
" 17										○
" 18	○					○				
" 19									○	
" 19現行						□			■	
" 20									○	
" 22	○	○	○	○	○	○	○	○●	○	○
" 25	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
" 29						○●				
" 31	◎	○	○●	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎
" 34						○				
" 35								◎		
" 36	◎									
" 43	◎				◎					
" 44現行									◎	
大正3							◎			
" 4										◎
" 5								◎		
" 7	◎	◎	○●			◎	◎	○●	○	◎
" 8					◎					◎
" 9	◎							○		

- ◎…郡役所処務細則（編纂保存規定有り） ■…文書取扱規則（編纂保存規定有り）
 ○…郡役所処務細則（編纂保存規定無し） □…文書取扱規則（編纂保存規定無し）
 ●…編纂保存規則

二十一年に北秋田郡役所、翌二十二年に南秋田および雄勝郡役所で編纂保存規則を制定した。

この他にも、記録に残らない規定が存在したと考えられる。今後、秋田県庁文書や郡役所文書以外の史料群、例えば戸長役場文書や町村役場文書から発見される可能性もある。

表の補足として、特定年代まで規定が存在しなかったことを確認できる郡役所を挙げておきたい。山本・南秋田・河辺・平鹿の四郡役所は、明治十六年まで郡役所処務細則と文書取扱規則を制定しなかった。また、北秋田郡役所は二十一年、南秋田・仙北・雄勝の三郡役所は二十二年に至るまで編纂保存規則を制定していない。

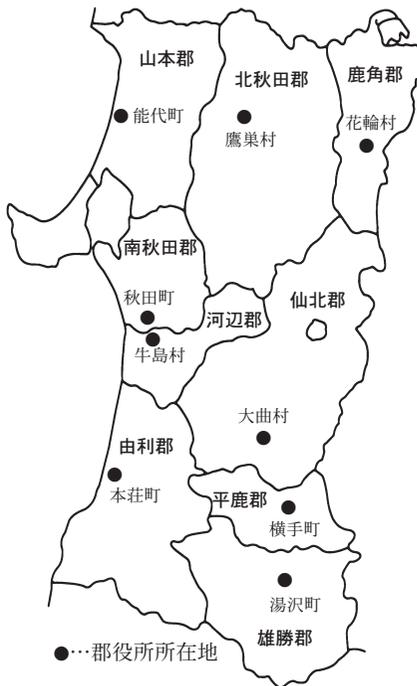
それでは、「郡区町村編制法」下における諸規定の制定状況を整理してみよう。郡役所処務細則の場合、明治十六年以前、すなわち石田県政期には各郡役所で制定状況にばらつきが見られる。それに対し、十六年以後は準則の制定改正期に、郡役所処務細則の制定改正が行なわれている。すなわち、明治十六年「秋田県郡役所事務章程」制定、十七年同改正、二十二年「秋田県郡役所処務準則」制定、二十五年「秋田県郡役所分課規程」制定、三十一年「秋田県郡役所処務規程」

制定、大正六年同改正に応じた制定改正である。

文書取扱規則の場合、明治二十二年以後は郡役所処務細則中に包含された。しかし、二十二年以前においては、各郡役所で制定状況にばらつきが見られる。その中でも、仙北と北秋田郡役所の早さは突出している。

編纂保存規則の場合、独立規定としては、明治十六年に山本郡役所で制定記録を初見できる。そして二十年代初めには、北秋田・南秋田・仙北・雄勝の四郡役所で編纂保存規則を制定した。また、由

図1 管内郡域図（明治12～22年）



利郡役所においても、同時期に制定した可能性がある。二十年に本庁で制定した「文書編纂及保存規則」の存在が背景に考えられる。

以上の状況をふまえて、各郡役所の文書管理を分析する。

二 「郡区町村編制法」下の文書管理の再検討

1 石田英吉県政期の文書管理

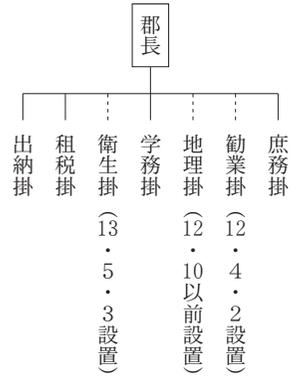
石田英吉権令（後、県令）は、明治八年五月十九日から十六年三月八日まで在任した¹²⁾。着任後、八年から九年にかけて秋田県庁の文書管理改革を行ない、内務省を始原とする近代的な文書管理制度を導入した。公文書原本による記録保存に転換し、記録の集中管理、類別部目制、保存年限制を成立させている¹³⁾。在任中、明治十一年七月二十二日の「郡区町村編制法」公布をうけて、翌十二年一月十五日に管内に九郡役所を開庁した。

郡役所の職務分課について、前稿①では明治十二年一月六日から十五日の間に、郡役所に対する丙号で布達されたと推定した。同年の「丙号達留」が現存しないため、雄勝郡役所文書群中の簿冊から機構の復元を行なった。

今回、明治十六年の「郡村之部」の簿冊から、十二年一月四日「郡役所職務心得」が発見された¹⁴⁾。丙号達ではなく、整理科から各郡長に宛てた通達文書の形である。全一〇項目で、機構、給与、辞令、予算決算ほかを定めている。第一項では郡役所の機構として、庶務・学務・租税・出納の四掛を設けている。ただし、具体的な分掌内容は記していない。

図2は、前稿①に掲載した職務分課図を右記から修正したものである。庶務掛で文書管理を分掌したことは、明治十六年四月に北秋

図2 明治12年の郡役所の職務分課（1・4制定）



田および仙北郡役所の提出した文書取扱規則から確認される。¹⁶⁾

さて、明治十二年「郡役所職務心得」以後、職務分課や文書管理に関する布達はしばらく見られない。赤川県政期に入り、十六年四月に庶務課庶務掛が、管内郡役所の処務細則と文書取扱規則を調査している¹⁷⁾。きっかけは、同年三月二十八日に平鹿郡長が提出した「各掛職制」「各掛事務章程」制定何だった。郡長の判断により学務掛を「教育掛」に改称したことが問題視された。平鹿郡長の伺に対し回答を起案した文書には、左のように記されている。

右深谷郡長ヨリ職務章程并ニ事務章程制定別紙之通り伺出ニ付被調候処右事務章程ハ郡長適宜処置本庁ノ指揮ヲ俟ニアラサルモノト被存候得共経伺ノ上処置候テモ又敢テ差問無之義ニ被存候而シテ今此事務章程其他ニ就テハ意見モ有之可相伺処ト雖モ独り平鹿

郡ノミ経伺ノ上被相定各郡区々ニテハ追々事実上差問ナキモ保シ難シ就テハ追テ御調ノ末各郡同一ニ相定御内達相成候様ニ付可然哉為各郡従来施行来候事務章程其他御調参考ノ為メ差出相成度旨本課長より照会可然哉（後略）

文中の「職務章程」は郡役所処務細則、「事務章程」は文書取扱規則にあたる。石田県政期の方針では、これらの制定は郡長の裁量に任せられ、本庁の指揮すべきものではなかった。¹⁸⁾

しかし、庶務課庶務掛では、平鹿郡役所の動向から、各郡役所で処務細則や文書取扱規則がまちまちになる危機意識を抱いたようである。そして、石田県政期の方針を転換し、管内郡役所の規定画一化を目指した。その参考資料として、各郡役所で従来施行していた規定を提出させている。

庶務課長は、明治十六年四月十日庶第四四一号をもって、平鹿郡長を除く各郡長に対し、従来施行の「各掛職務章程」または「事務取扱ノ細目」の回送を照会した。照会に対し、山本・北秋田・南秋田・河辺・由利・仙北の六郡役所が回答している¹⁹⁾。このうち、石田県政期から施行の規定を提出したのは、仙北・北秋田・由利の三郡役所である。それぞれの規定内容を分析すれば、石田県政期の文書管理状況を解明できる。

仙北郡役所の場合、文書取扱規則として「仙北郡役所事務取扱順序」を提出した。条文末尾に「右ノ外明治十二年十二月廿七日号外達公文取扱手續ヲ遵奉スルモノトス」とあり、右規則の制定が十二

年十二月二十七日「公文取扱手続」後と判明する。「公文取扱手続」は文書番号記載法と簿冊書式を定めたもので、仙北郡役所が十二年末に文書管理の整備を進めていたことを窺わせる。

さて、「仙北郡役所事務取扱順序」を「北秋田郡役所事務取扱順序」と対比すると、後者は前者をモデルに作成したものと推定される。明治十四年二月二十六日に、初代仙北郡長の大野光緝が北秋田郡長へ転任した^②。大野郡長の転任に伴い「仙北郡役所事務取扱順序」が移植されたとすれば、その制定は十四年二月以前になる。「仙北郡役所事務取扱順序」は、十三年中に制定された可能性が高い。

「仙北郡役所事務取扱順序」は、第一章「総則」、第二章「官省及本県告示達并二達郡役所告示并二達及ヒ諸日誌雜誌報告等ノ文書ノ取扱ノ事」、第三章「各掛事務簿整頓并二庁中備書籍整頓ノ事」から成る。

第一章は、文書收受・起案・決済・発送に関する規定である。庶務掛に受付主任を置き、文書処理の流れを詳細に定めている。

第二章は、重要公文書の回覧と編纂保存に関する規定である。官省布告・布達や本県布達・達の場合、二部ある文書は庶務掛と主務掛、一部のみは文書は主務掛で簿冊に編綴し保存された。一部のみの文書は、先に庶務掛で、綴込番号、月日、件名を記入された。ただし、本県布達・達のうち郡役所に宛てた丙号達は、最重要として庶務掛で原本を保存し、主務掛には謄写を回した。文書は件名番号順に簿冊に編綴し、巻頭に件名目次を付して検索の便を高めた。

諸日誌、雑誌、報告等の場合、三部以上あるものは郡長と庶務掛および主務掛、二部あるものは庶務掛と主務掛、一部のみものは主務掛で保存された。

仙北郡役所の告示・達の場合、原本を各方に頒布後、謄写を庶務掛と主務掛で簿冊に編綴した。庶務掛は、郡役所内全ての掛で担当した告示・達の謄写を保存していた。簿冊の巻頭には件名目次を付した。印刷刊行した告示・達も同様である。

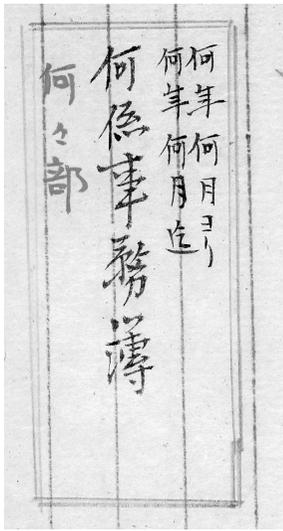
第三章は、一般公文書の編纂保存と参考書籍の整理に関する規定である。編纂保存のため、庶務掛に纂修主任を置いた。公文書は、完結後に作成元の掛で類別のうえ仮綴され、一か月後に庶務掛に回送された。庶務掛では、纂修主任が仮綴を通覧し類別の誤りや首尾の全備をチェックした上で、簿冊の厚さを勘案し一年分を二〜三か月もしくは五〜六か月に分冊して本綴した。巻頭には検索用に件名目次を付した。簿冊の表紙記載も統一されたが、付録書式は現存しない。本綴は作成元の掛で保存管理され、検索用に簿冊目録の作成を義務付けられた。ただし、本県上申に対する指令本書は、最重要として庶務掛で保存管理された。

「仙北郡役所事務取扱順序」の分析から、公文書原本による記録保存を前提とした近代的な文書管理制度が、明治十三年頃の仙北郡役所で導入されていたことを窺える。一般公文書の簿冊編纂に類別部目制の萌芽が見られ、また重要公文書に関し記録の集中管理も行なわれている。九年一月四日に本庁で制定された「編輯取扱規則」^③

が、作成時の参考にされたかと考えられる。総じて「仙北郡役所事務取扱順序」には、本庁で八年以来実施されてきた近代的な文書管理が良く活かされている。文書処理と編纂保存とのバランスがとれた文書管理規定である。近代的な文書管理制度に対する大野郡長もしくは郡吏達の理解度を反映していたと考えられる。

次に、北秋田郡役所の場合を見てみよう。同郡役所では「北秋田郡役所分掌例則」「北秋田郡役所事務取扱順序」「検按委員管掌規程」、そして宿直に関する規則を提出している。「北秋田郡役所事務取扱順序」が文書取扱規則である。前述のとおり、「北秋田郡役所事務取扱順序」は、仙北郡役所のもをモデルに作成されている。明治十四年二月の大野郡長着任から十六年四月までの間に作成と推定される。近代的な文書管理制度が郡長の転任に伴い伝播した事例として興味深い。た

写真 北秋田郡役所の簿冊表紙様式



だし北秋田郡役所では、一般公文書の本綴も作成元の掛に任せられている。また、写真は簿冊の表紙記載を統一し

た付録書式である。表紙に年月と掛名、さらに「何々部」と部目名が記載された。類別部目制の定着度が分かる。仙北郡役所の簿冊表

紙もこれと同じ書式だった可能性が高い。また、「検按委員管掌規程」は、検按委員により起案文書の勘案と添削を行なうものである。

最後に、由利郡役所の場合を見る。同郡役所では、「由利郡役所職務章程」と「由利郡役所事務取扱心得」の二規定を提出した。後者が文書取扱規則にあたる。由利郡長の上申書には、「右八十三年中調制施行シ来候モノニテ」とある。十三年以後に部分改正もあつたが、庶務課長には制定時の条文が提出された。

「由利郡役所事務取扱心得」の大半は、文書收受・決済・発送など文書処理に関する条文で占められている。庶務掛に文書処理担当の受付を置き、件名簿や施行証を用いて管理するなど、仙北や北秋田郡役所よりも緻密である。

その反面、編纂保存に関する条文は、仙北や北秋田郡役所に比べ極めて少ない。かつ、編纂保存の対象は、諸官省布告布達、本県甲乙達、各課照会等の重要公文書のみである。二部ある文書は庶務掛と主務掛で、一部のみの文書は主務掛で簿冊編纂し保存された。一部のみの文書も、庶務掛で布達類頒布簿に登録し管理された。ただし、丙号達と郡長伺指令は最重要として郡長が原本を保存し、主務掛には謄写の副本を置いた。

由利郡役所でも、仙北および北秋田郡役所と同様に、公文書原本による記録保存を導入していた。しかし、一般公文書は編纂保存の対象外であり、類別部目制も見られない。また、最重要の公文書が文書管理担当の庶務掛に保存されないなど、記録の集中管理も未発

達である。仙北および北秋田郡役所と比べた時、近代的な文書管理制度の形成に大きな較差が認められる。全体的に文書処理に偏重しており、編纂保存とのバランスが取れていない。明治十三年の「由利郡役所事務取扱心得」制定時、郡長は御代信成だった²²⁾。近代的な文書管理制度に対する御代郡長もしくは郡吏達の理解度を反映した結果、だったのだろう。

さて、仙北・北秋田・由利以外の六郡役所についても、石田県政期の文書管理状況を整理しておきたい。まず、平鹿郡役所は、前述のとおり明治十六年三月に「各掛職制」と「各掛事務章程」の制定伺を提出した。しかし、この二規定は文書管理を含んでいない。同年四月の庶第四四一号照会に対し、山本郡役所は「即今取調中」と上申した。南秋田および河辺郡役所は急遽仮作成した規定を提出した。鹿角および雄勝郡役所の場合、照会に対し上申書を出した記録が無く、文書取扱規則等を制定していなかった可能性もある。

以上、各郡役所の文書管理状況を比較分析した結果から、石田県政期には、近代的な文書管理制度の形成上、管内九郡で較差が甚だしく生じていたと言える。文書管理を郡長に一任したことが最大の原因である。そのため、近代的な文書管理制度の形成が、それぞれの郡役所で、郡長や郡吏達の理解度によって多大な影響を受けることとなった。群馬県の場合は、明治十一年十二月七日、郡役所開庁に先立ち「郡役所雑則」を制定し、類別部目制についても定めている²³⁾。

石田県政期には、各郡役所が、本庁から指導されること無く、独自に文書管理制度を形成していた。しかし、独自の形成には限界があり、右に述べた問題を赤川県政期に残すことになった。

2 赤川懸助県政期の文書管理

赤川懸助県令は、明治十六年三月八日から十九年二月二十五日まで在任した²⁴⁾。赤川県令の着任後、一か月を経た十六年四月十日、前節で述べたように、庶務課長が庶第四四一号をもって各郡長へ、従来施行の「各掛職務章程」または「事務取扱ノ細目」の回送を照会している。県令交替を機会に石田県政期の郡長一任を反省し、管内郡役所の処務細則等を画一化する方針に転換した。

庶第四四一号照会に対し、南秋田・河辺の二郡役所が新たに仮作成した規定を提出した²⁵⁾。それぞれの規定を分析すれば、明治十六年四月時点での文書管理に対する認識を明らかにできよう。

南秋田郡役所は「郡役所職務仮規則」を作成した。文書取扱規則と処務細則を合わせた内容で、仮規則ながら全一〇則七五条になる。作成時の郡長は御代信成であり、由利郡長在任時に「由利郡役所事務取扱心得」を作成させている。

「郡役所職務仮規則」は、第一則「総則」、第二則「各掛事務期限ノ大概」、第三則「郡長直扱ノ事項ヲ掲ク」、第四則「庶務掛」、第五則「学務掛兼衛生方」、第六則「租税係」、第七則「出納掛」、第八則「地理掛」、第九則「勸業掛」、第一〇則「衛生掛」から成る。

第一則では、郡長以下の各職務内容、郡吏の心構え、文書処理に

ついで定めている。文書処理に関する条文には、編纂保存も若干含まれる。郡役所宛ての丙号達は、郡長が原本を保存し、主務掛で必要分を謄写した。甲号達と乙号達は、庶務掛諸務方で保存した。一部しか無く、かつ主務掛が必要な場合は、庶務掛諸務方で布達の大意・番号・主務掛名を記録した上で回送した。重要公文書の編纂保存には、「由利郡役所事務取扱心得」との共通点が認められる。一般公文書についても、由利郡役所と同様に編纂保存の対象外になっている。

第二則では、事務処理の期限を定めている。各掛の事務を、一か月内期限・毎月五日まで進達・二か月内期限の三種類に大別した上、年間の事務処理を月別に細かく列挙している。

第四則以下では、各掛の分掌内容を具体的に定めている。第四則「庶務掛」は、文書管理に関わる分掌を含む。庶務掛には、主任、諸務方、戸籍方、文書方、受付方が置かれた。主任は「上申下達諸向懸合報告等ノ文書」と「諸願伺届」、すなわち一切の收受発送文書を検閲調査した。諸務方は「諸布告布達」を主管し、庁中回覧および掲示張り出しを行なった。文書方は「上申下達往復ノ文書ヲ調理送達シ庁中諸記録ノ事ヲ掌ル」とあるが、公文書の浄書、修正、発送を主に行なった。また、宛先別の記号（乾・往・復・坤・無銘）を発送文書に細かく設定した反面、編纂保存に関する規定を全く欠いていた。南秋田郡役所の文書管理に対する認識が端的に表れている。受付方は文書收受を担当した。受付は「郡務ノ門戸ニシテ深ク

人民ノ由ル処」との考えから、「懇切懇懃二応接シ不知案内ノ者ヲシテ彷徨セザラシムルヲ要スヘシ」と記されている。人民への配慮から、文書処理の停滞も固く戒めている。

以上から、南秋田郡役所の文書管理に対する認識は、文書処理に偏重し、編纂保存とのバランスを欠いていたと言えよう。御代郡長が以前に在任した由利郡役所との共通性も見られる。

次に、河辺郡役所で仮作成した規定を分析してみたい。同郡役所では、「職務仮規則」「各掛事務取扱心得」「受付主務取扱順序」「往復番号用方心得」の四規定を作成した。「職務仮規則」の他は、みな文書管理関係である。

「各掛事務取扱心得」は、文書処理の基本および心構えを定めたものである。「受付主務取扱順序」では、庶務掛に受付主務を置き、文書收受・回覧・発送の流れを極めて詳細に定めている。收受発送は、受付簿、通付録、往復番号帳、郵便差立帳、事件表留をもって管理された。また、人民からの文書受付は「務メテ懇意ヲ旨トシ被治者ヲシテ壅塞ノ憾ナカラシメンコトヲ要ス」とある。「往復番号用方心得」では、往復文書を宛先により四種に区分した。

しかしながら、河辺郡役所の場合は、編纂保存に関する規定を全く欠いている。南秋田郡役所よりも、文書管理に対する認識が文書処理に偏っていたと言えよう。明治十六年四月時点で、管内郡役所の文書管理認識には、二極化の兆候が表れていた。編纂保存を重視した仙北・北秋田郡役所と、文書処理に偏重した由利・南秋田・河

辺郡役所である。

さて、本庁では庶第四四一号照会の後、管内郡役所の処務細則の画一化に向けて具体的に動き出している。「秋田県郡役所事務章程」を制定し、各郡役所で処務細則を作成する際の準則とした。

「秋田県郡役所事務章程」の制定年月日を、前稿①と②では、「秋田県沿革史稿」に基づき明治十六年七月三十一日とした。今回、十六年の「郡村之部」の簿冊²⁶から、「秋田県郡役所事務章程」制定時の起案文書を発見できた。まず文書には、制定事情が左のように記されてある。

郡区改正ノ際郡役所職務心得別紙参考書ノ通整理科ヨリ通達相成リ候迄ニテ未タ事務章程等御編制相成ラサルヲ以テ取扱方区々相成リ候間今般左ノ通御通達相成度尤処務規程ノ義ハ不日取調相同可申候也

十二年の「郡役所職務心得」通達後、本庁で事務章程を制定しなかつたため、各郡役所の規定が不統一だったという。「秋田県郡役所事務章程」の布達後、各郡役所から早急に処務細則を提出させる予定だった。庶務課長は、六月一日付けで各郡長に左を照会した。

今般丙第二百三十一号ヲ以郡役所事務章程御達相成候処其実施ノ日限ハ別ニ御通知可申ニ付当分ノ間従前之通御取扱相成候様命ニヨリ此旨及御照会候也

照会文から、「秋田県郡役所事務章程」は六月一日丙第二三一号で布達されたと判明する。「秋田県沿革史稿」に記録された七月三十

一日は、実施日限ではないかと思われる。

前稿①と②では、「秋田県郡役所事務章程」の条文内容を不明と述べた。明治十六年「丙号達留」が現存しないためだった。しかし、今回、十六年の「郡村之部」の簿冊²⁷から全文が発見された。第一章総則と第二章分任から成る。郡役所の職務分課は、四部制に改編された。第二章分任より、前稿①で推定した各部の分掌を訂正したい。第一部が庶務と兵事、第二部が勸業と土木、第三部が教育と衛生、第四部が会計と租税を分掌した。第一部の分掌には「公文ノ浄書往復等」が含まれている。

さて、「秋田県郡役所事務章程」に対し、明治十六年七月十六日に「南秋田郡役所処務規程」の実施何が提出された²⁸。事務章程第二章に基づき、各部の分掌事項を具体的に定めたものである。第一部の分掌中、「諸上申下達ノ事」「諸官衙往復ノ事」「布告布達願ヲ配布スル事」「庁中備書籍ヲ管理及諸簿冊ヲ保護スル事」が文書管理に関わる。七月十七日に雄勝郡長、八月二日には仙北郡長が、「南秋田郡役所処務規程」を参考資料にすべく庶務課長に回送を照会している²⁹。庶務課長は、左の文書を付けて、七月三十一日に南秋田を除く各郡長へ「南秋田郡役所処務規程」を回送した³⁰。

郡役所処務規程ノ義ニ付客月廿六日及御通達候次第モ之有候処今般別紙写之通り南秋田郡役所処務規程同済ニ付御参考之為メ御回送候条至急御取調御上申相成度経伺ノ上此段申達候也

庶務課では、六月二十六日に郡役所処務細則の作成につき、各郡長

に一度照会していた³¹⁾。しかし作成が進まず、南秋田郡役所をモデルに示して督促したのである。

これに対応し、南秋田以外の全ての郡役所が、八月中旬に処務細則を作成し提出した³²⁾。皆、「南秋田郡役所処務規程」とほぼ同一の条文である。庶務課は、明治十六年中に、管内郡役所の処務細則を画一化することに成功した。

しかしながら、文書管理制度については、依然として不統一な状態が続いていた。明治十六年四月の庶第四四一号照会から後、本庁は郡役所の文書管理に対し何ら指示を出していない。そのため、各郡役所では、石田県政期以来の文書管理方法がそれぞれ継続していたものと推定される。

それでは、明治十六年における管内郡役所の文書管理に関わる動向を見てみよう。山本郡役所では、十六年中に文書編纂と保存年限に関する規則を定めた³³⁾。同年四月の庶第四四一号照会が契機とも考えられる。条文は現存しないが、十六年時点で保存年限制を導入したとすれば、管内で最も先進的な編纂保存規則だった筈である。ただし、類別部目制の導入については不明である。この編纂保存規則に基づき、十六年を中心に両三年分の公文書が簿冊編纂された。高田眞一郡長による文書管理改革の一環と考えられる³⁴⁾。

一方、鹿角郡役所では、十月六日に土蔵新築のため左の請願を提出した。

当郡役所備書類其他郡内地券台帳及諸印紙鑑札類中是迄所内縁側

江差置候処追々書類等相嵩目下置場ニ差支候ニ付右書類保存之為土蔵新築移置致度且所内狭溢ニシテ執務上ニも差支相生加之人家稠密之場所ニテ火難等ニ際シ防禦ノ手当も無之何分差支候条別紙目論見書之通り至急新築御許可之上諸費用金別途御下渡相成度目論見帳ニ対シ入札相済候得共実費金額取調上申可及此段請願候也

開庁以来の文書管理の実態を記した貴重な史料である。鹿角郡役所では書庫を設けず、公文書を縁側やおそらく事務室内にも山積みしていたらしい。そのため、書庫として土蔵を新築し、同時に火災対策も行なった。しかし、土蔵新築後に公文書の整理を行なったかは不明である。また、郡役所では一般公文書の他、地券台帳や諸印紙鑑札類の保存数が多かったことも分かる。

さて、明治十七年十月二十七日、「秋田県郡役所事務章程」が改正された³⁵⁾。職務分課は四部制から五部制に再編された。第一部が租税、第二部が庶務と兵事、第三部が勧業と土木、第四部が教育と衛生、第五部が会計を分掌した。これに対応し、管内郡役所の処務細則も改正されたと推定される。現在、鹿角・河辺・雄勝の三郡役所につき改正分が現存する³⁶⁾。庶務課庶務掛では、河辺郡役所の提出した処務細則を南秋田郡役所のもので対照し修正を加えた。再び南秋田郡役所をモデルに、管内郡役所の処務細則の画一化が行なわれた。文書管理は第二部の分掌になったが、鹿角・河辺・雄勝郡役所の処務細則の關係分掌事項は、十六年「南秋田郡役所処務規程」と殆ど

同じである。

その後、赤川県政末期における文書管理状況は、明治十九年「秋田県郡役所戸長役場巡回誌」郡役所之部から窺い知れる。報告書中、「帳簿調ノ事」の件に、河辺・由利・仙北・平鹿・雄勝の五郡役所の提出した保存簿冊目録が綴じられてある。

仙北郡役所の保存簿冊目録は、各部の類別部目と簿名調から成る。

類別部目は、左のように整然と設定されている。

第一部 国税、地方税定例、地方税決議、町村費、地券、土地台帳

第二部 郡村吏以下進退、戸籍、兵事、会議、雑

第三部 土木、勸業

第四部 教育事務、試験、衛生、売薬、伝染病

第五部 出納事務

類別部目は、第二部で一括して設定されたと考えられる。簿名調には、「現金受払簿」「十九年度日記簿」など、郡役所内で作成された帳簿名を列挙してある。仙北郡役所では、前節で見たように、明治十三年頃に一般公文書の類別編纂を始めていた。早くから庶務掛纂修主任に簿冊編纂を集中させていたため、類別部目制が整備されたものと思われる。

河辺・平鹿・雄勝郡役所の保存簿冊目録は、同一役所内の各部によって類別部目の導入に大きな差異を認められる。例えば平鹿郡役所の場合、第五部で「郡役所経費之部」「各役場経費之部」ほか部

目が多数列挙されるものの、他の部ではまばらにしか見られない。仙北郡役所と異なり、簿冊編纂を各部に任せていた結果だろう。また、由利郡役所の保存簿冊目録では、類別部目の導入が全く見られない。

しかし、赤川県政末期には、類別部目制が各郡役所により程度の差こそあれ形成されつつあった。十九年の巡回報告書を見る限り、仙北郡役所で最も良く整備され、他の郡役所では萌芽の段階にあったと言えよう。報告書に無い鹿角・山本・北秋田・南秋田の四郡役所も、同様の傾向だったと推測される。

さて、報告書中「文書取扱規程」の件には、明治十九年に河辺および平鹿郡役所で現行した文書管理規定が収録されている。

河辺郡役所のもは、「各部署事務取扱心得」と「受附員心得」である。前掲の明治十六年「各掛事務取扱心得」と「受付主務取扱順序」の改正であり、編纂保存規定の欠如も受け継いでいた。しかし、一緒に収録された「郡役所宿直規則」は、火災時の公文書避難について手順を定めており特筆される。

平鹿郡役所のもは「文書取扱規程」である。文書收受、文書弁理、文書発送、文書編纂の全四章三七条に書式一二号が付く。明治十六年八月に提出した「各掛事務章程」は、文書管理に関する条文を含んでいなかった。ゆえに「文書取扱規程」は、平鹿郡役所としては最初の本格的な文書管理規定だったと言える。文書処理につき非常に詳細に定めた他、編纂保存のために一章を割いている。平鹿

郡役所では、十六年以後に文書管理改革が行なわれたものと推定される。十七年三月の泉田政成郡長着任後の可能性が高い。³⁷⁾

では、文書編纂の章を見てみよう。重要公文書は第二部で集中して類別編纂され、簿冊の巻頭に件名目次を付される。対象は、本県達・訓示・告示・指令等と郡役所の達・訓示・告示等である。集中管理の対象は、石田県政期の仙北や北秋田郡役所の場合よりも広い。一般公文書は、主務部で年月順に簿冊編纂され巻頭に件名目次を付された。しかし、類別編纂に関しては規定されていない。各部に簿冊編纂を任せため、前述のように類別部目の導入に差が生じたと考えられる。

最後に、赤川県政期を総括してみたい。赤川県政期には、石田県政期に各郡役所でまちまちだった処務細則が、本庁の強い指導により画一化された。その反面、文書管理制度に関しては指導が無く、石田県政期以来生じていた各郡役所間の較差を解消できなかった。赤川県政期は、本庁や警察および監獄においても、文書管理制度に積極性を見出せない。³⁸⁾ しかしながら、石田県政期と比較すれば、近代的な文書管理制度の萌芽が管内郡役所にいくつか認められる。記録の集中管理、類別部目制、さらには保存年限制を導入したらしい郡役所もあった。ただし、各郡役所で内容に差異が目立ち、郡役所が独自に形成した近代的な文書管理制度には、やはり限界があったと言える。

3 青山貞県政期の文書管理

青山貞県令（後、県令）は、明治十九年二月二十五日から二十二年十二月二十六日まで在任した。³⁹⁾ 十九年四月六日、県の布達・告示ほか諸達の記号と結文例が厳密に区分された。⁴⁰⁾ そして、令官房で文書管理の実務を行なう基準として、四月十五日に「文書取扱規程」、⁴¹⁾ 六月一日に「令官房往復部文書編纂細則」⁴²⁾ が制定された。

郡役所の文書管理に関しては、五月十日に甲第三六号が布達された。⁴³⁾ 郡内から県庁に提出する文書は、戸長の奥印を受けた上で、全て所轄郡役所を経由することになった。従前は、戸長、町村立学校職員、学務委員、衛生委員等の職務上に関わる諸申牒のみを郡役所経由にさせていた。庶務課庶務掛では、郡役所の事務が繁忙になることを予測した上で、甲第三六号の布達を起案している。⁴⁴⁾

その後、十月二十一日に「秋田県郡役所処務規程」が制定された。⁴⁵⁾ 「秋田県郡役所事務章程」に替わる準則である。分課、通規、文書收受、文書弁理、文書送達、文書編纂から成る。文書管理を重視し、全六章のうち四章を割いている。九月八日制定「秋田県処務細則」⁴⁶⁾ の章編成がモデルである。文書編纂の章では、公文書原本による記録保存を前提に、類別編纂に関し規定した。本庁が管内郡役所に対し、近代的な文書管理制度の導入を初めて指示した点で重視される。しかし、記録の集中管理については、重要公文書のみ第一課で編纂保存し、一般公文書を各課に任せる方式だった。また、保存年限に関する条文は設けられていない。

それでは、各郡役所の「秋田県郡役所処務規程」への対応を見てみよう。明治二十年一月二十四日、平鹿郡長が処務細則を提出した。章編成は、通則、分課、文書收受及送達、非常心得、宿直心得の全五章であり、準則とはかなり異なる。準則の文書收受、文書弁理、文書送達は一章に簡略化され、文書編纂は全く省略された。十九年巡回監察時の「文書取扱規程」が二十年にも現行していたため、処務細則で文書管理関係の章を簡略化したものと推測される。本庁の第一部庶務課では、若干の修正箇所を照会した程度で、平鹿郡役所の処務細則を認可した。

平鹿以外の各郡役所については、処務細則の提出が記録に残っていない。しかし、明治十九年から二十年頃に、それぞれ処務細則を作成し提出したものと推定される。準則を元に処務細則を作成した郡役所では、文書編纂の章で類別編纂につき規定した筈である。

そして、明治二十年六月二十八日、「文書編纂及保存規則」が本庁の編纂保存規則として制定された¹⁸。十九年「内務省文書保存規則并細則」をモデルとした。そのため、類別部目と保存年限が従来の「令官房往復部文書編纂細則」よりも遙かに明確に定められている。類別部目は、「内務省文書保存規則」に倣い、表形式の「公文類別部目」で示された。また、保存年限は、永久・五年・三年・一年の四段階に設定された。

本庁の「文書編纂及保存規則」は、各郡役所の文書管理にどのような影響を与えたのだろうか。ここで、明治二十二年一月三十一日、

由利郡長が制定伺を出した「由利郡各町村戸長役場文書保存及編纂規程」に注目したい¹⁹。右の条文は、本庁の「文書編纂及保存規則」を元に作成されている。すなわち、「内務省文書保存規則并細則」の系譜にあたる。一例として、保存期間満了後の文書処理に関する条文を対比してみよう。

「内務省文書保存規則」第二〇条

保存期限ヲ畢リ又ハ直チニ廃棄スヘキ文書ハ記録課長之ヲ檢シ其書中印章等他ニ移用スヘキノ虞アルモノハ塗抹或ハ裁斷シテ之ヲ會計局ニ交付スヘシ

秋田県庁「文書編纂及保存規則」第一条

保存期限ヲ畢リ又ハ直チニ廃棄スヘキ文書ハ文書課長之ヲ檢シ其書中印章等他ニ移用スヘキノ虞アルモノハ塗抹或ハ裁斷シテ之ヲ會計課ニ交付スヘシ

「由利郡各町村戸長役場文書保存及編纂規程」

保存期限ヲ畢リ又ハ直チニ廃棄スヘキ文書ハ戸長之ヲ檢シ其文書中印章等他ニ移用スヘキノ虞アルモノハ塗抹或ハ裁斷スヘシ

また、「由利郡各町村戸長役場文書保存及編纂規程」では、保存年限を永久・五年・一年の三段階に設定している。さらに、第二条には「公文類別部目」として一八部目を列記している。

第一部庶務課で由利郡長の伺を認可した起案文書には、左のように記してある。

由利郡各町村戸長役場文書保存及編纂規程制定ノ義別紙之通郡長

ヨリ伺出候右ハ新制度発表ニ際シ戸長事務受渡シ等ニ付予メ整理ノ方便タルハ勿論将来ト雖トモ此規程ハ必要ナルモノト相認候ニ付御認可相成御着手相伺候也

但本規程ハ新制度施行后ハ町役場之規程トシテ施行スヘキ筋ノモノト相考候

「由利郡各町村戸長役場文書保存及編纂規程」は、二十二年四月一日「町村制」施行時の戸長役場文書引継ぎを目的に制定された。また、町村役場開庁後の文書管理を目的とした。

さて、右規程の存在は、明治二十二年一月以前、由利郡役所で本庁をモデルに編纂保存規則を既に制定していたことを窺わせる。本庁「文書編纂及保存規則」制定後、すなわち二十年六月から二十二年一月までの間に制定した可能性が高い。この時期、本庁では管内郡役所に対し、未だ編纂保存規則の制定を指示していない。由利郡役所独自の判断で、本庁に倣い編纂保存を作成したものと考えられる。由利郡役所には、内務省系譜の近代的な文書管理制度が、管内で先駆けて導入されたことになる。また、「由利郡各町村戸長役場文書保存及編纂規程」は、近代的な文書管理制度が、内務省から府県庁を経て、郡役所から戸長役場へ伝播した過程を示す史料でもある。

その後、明治二十二年四月二十六日に「秋田県郡役所処務準則」が制定された^⑩。分課組織、各部分掌、文書收受、文書弁理、文書編纂、職員心得の全七章である。文書編纂の章には、新たに保存年限

に関する条文が加えられた。郡役所文書は永年と有期限に保存年限を分けられ、永年保存文書のみを類別編纂の対象にした。有期限の保存年限は具体的に示さず、各郡役所に設定を任せている。ただし、記録の集中管理は依然として徹底されていない。

準則の制定に対応し、各郡役所では五月から六月にかけて処務細則制定の認可伺を提出した^⑪。いずれも準則とほぼ同内容のもので、文書編纂の章もコピーされた。準則の第四六条では、処務細則とは別に「文書編纂保存期限及編纂ノ類別」を定めることを指示した。しかし、多くの郡役所で編纂保存規則の制定が遅れていたらしい。

そのため、十一月十五日に訓令甲第二五五号で「郡役所文書編纂及保存規則規程方」が布達された^⑫。各郡役所に対して、①速やかに編纂保存規則を制定すること、②従来の文書を悉皆整理する期限を定め十一月二十五日まで届出すること、③悉皆整理の完了後に報告することが命じられた。

前稿^⑬では、訓令甲第二五五号に対する郡長の上申書から、各郡役所の文書管理状況を分析した。本稿では、第1節と第2節で新史料から明らかにした石田・赤川県政期の状況をふまえ、各郡長の上申書を再検討してみる。

まず、山本郡長の上申書には、明治十六年中に文書編纂と保存年限について規則を定め、両三年分の文書編纂を行なったと記している。その後に「小官奉職以来之レニ注意スルモ当用事務ノ繁忙ヨリ着手ニ至兼」と続く。郡長成田直衛は、十九年九月に着任した。そ

の四か月前、五月十日に甲第三六号で、郡内から県庁に提出する文書は全て所轄郡役所を経由することになった。甲第三六号による文書処理量の膨大化が、山本郡役所の編纂保存体制を破綻させたとも推測される。

北秋田郡長の上申書には、「当役所ニ於テ編纂及保存規則ヲ設ケタルハ客歳十一月ニアリ其前数年ニカヽル事務簿ハ要不要ヲ問ハス年度ニヨリ一切ノ文書ヲ編綴シ置キタルニ過キサレハ」とある。北秋田郡役所では、明治二十一年十一月に編纂保存規則を制定し、保存年限制も導入していた。時期的に見て、本庁の「文書編纂及保存規則」をモデルにした可能性も高い。石田県政期に制定された「北秋田郡役所事務取扱順序」は、編纂保存規定を含むものの、保存年限制を導入していなかった。そのため、開庁以来の公文書が選別廃棄なく全て保存されていたらしい。また、悉皆整理の困難な理由については「一々書類ヲ檢シテ其存否ヲ分類スル如キハ一朝夕ノ能ク弁シ得ヘキコトニアラス」と記している。簿冊の保存管理を各課に分散させていた結果だろうか。

南秋田郡長の上申書には、「本庁従来ヨリ編纂ナラサル書類多ク之力調査未タ終了ニ及兼」とある。前述したように、南秋田郡役所では、開庁以来、明治十六年四月に至るまで文書取扱規則を制定していなかった。また、十六年四月に仮作成した「郡役所職務仮規則」は、文書処理に偏重し編纂保存とのバランスを欠いていた。未編綴簿冊の堆積は、明治二十二年以前、南秋田郡役所での編纂保存が進

んでいなかった結果と言えよう。南秋田郡役所では、訓令甲第二五号を契機として、文書管理改革に着手したらしい。黒川春造郡長のもと、訓令甲第二五号に対し緻密な悉皆整理計画を立てて上申している。悉皆整理は「本郡編輯規則ニ抛リ」行なわれた。南秋田郡役所では、二十二年中に編纂保存規則を制定したことになる。本庁の「文書編纂及保存規則」をモデルにした可能性も高い。

由利郡長の上申書には、「右開庁以来書籍ニ於ル頗ル夥多ニシテ迅速ノ調理難相成」とある。前述したように、由利郡役所では明治二十二年一月以前に、本庁をモデルに編纂保存規則を制定したと推定される。しかし、開庁以来の公文書が堆積し、編纂保存規則の制定後も、整理は容易に進んでいなかったと思われる。

仙北郡長の上申書には、新たに制定した「文書編纂及保存規則」が添付されている。本庁の「文書編纂及保存規則」をコピーし作成されたものである。悉皆整理の予定については、明治二十三年三月と届け出ている。従前の「仙北郡役所事務取扱順序」は、保存年限に関する規定を含んでいなかった。そのため、北秋田郡役所と同様に、開庁以来の公文書が全て保存され、悉皆整理に日数を要したと考えられる。

これらに対し、平鹿郡長の上申書には、文書の未整理や作業の困難などの陳述は一切見られない。平鹿郡役所では、明治二十二年十二月末にいち早く悉皆整理を完了した。以前から文書管理制度を整備していた様子を窺える。平鹿郡役所では、十九年の巡回監察時、

編纂保存を含む「文書取扱規程」が既に現行していた。また、二十年の悉皆整理にあたって、本庁の「文書編纂及保存規則」を元に新たな編纂保存規則を制定した可能性も考えられる。

雄勝郡長の上申書には、明治二十二年十月二十五日付けで「文書編纂及保存規則」を制定したと記している。規則の条文は現存しないが、仙北郡役所と同様に本庁の「文書編纂及保存規則」をコピーしたものと推定される。

鹿角および河辺郡役所の場合、郡長の上申書が残っていない。鹿角郡役所については、明治十六年以後、文書管理状況を伝える記録が見られない。また、河辺郡役所で十九年に現行した文書管理規定は、編纂保存を全く欠いたものだった。しかし、両郡役所とも、訓令甲第二五五号に対して、新たに編纂保存規則を制定し悉皆整理を進めたものと推測される。

以上、訓令甲第二五五号に対する各郡長の上申書を検討したが、それぞれ石田・赤川県政期における各郡役所の編纂保存体制の整備状況を反映していたと言えよう。

では、明治二十二年十一月訓令甲第二五五号「郡役所文書編纂及保存規則規程方」について、秋田県内郡役所の文書管理制度史における意義を三点でまとめてみたい。第一点は、編纂保存規則の制定を促進したこと。第二点は、近代的な文書管理制度を一斉に導入させたこと。第三点は開庁以来の公文書を悉皆整理させたことである。特に第二点に関して、多くの郡役所で本庁の「文書編纂及保存規則」

をモデルにしたとすれば、編纂保存規則が内務省系譜のものに画一化されたことになる。

青山県政期においては、本庁が郡役所の文書管理を強く指導した。本庁における文書管理再編の一環として行なわれている。郡役所の文書管理については、特に編纂保存体制の整備が重視された。「郡制」の公布は、明治二十三年五月十七日である。結果として、秋田県では「郡制」公布以前に、近代的な文書管理制度を管内郡役所へ一斉に導入したことになった。

結びにかえて

本稿では、「郡区町村編制法」下における郡役所の文書管理制度について、編纂保存を中心に再検討を行なった。「郡村之部」ほか新史料を分析したことで、各郡役所の文書管理状況を前稿②よりも詳細に解明できた。

秋田県で郡役所に近代的な文書管理制度が導入された時期については、再考を要する。前稿②では、明治二十二年十一月の訓令甲第二五五号を契機に近代的な文書管理制度が管内郡役所に本格的に導入されたと述べた。しかし本稿では、二十二年以前に類別部目制や保存年限制を導入した郡役所を新史料から確認した。

これに伴い、各郡役所文書群を構造分析する際、時期区分の再検討が必要になる。前稿②では、近代的な文書管理制度の成立後、す

なわち類別部目制に基づいた簿冊編纂の開始をもって時期区分の始期にすべきとした。秋田県では、郡役所の機構が八回改正された。そのうち明治二十二年、五回目の機構改正下で類別部目制に基づく簿冊編纂が一斉に始まったと推定の上、構造分析は四期の時期区分を妥当とすべきと結論した。しかし、本稿の分析から、類別部目制の導入時期が、各郡役所によって異なっていたことを確認できた。最も早い事例では、仙北郡役所で十三年頃から類別編纂を始めている。秋田県公文書館は、鹿角・北秋田・河辺・由利・仙北・雄勝の六郡役所文書群を保存するが、構造分析を行なった場合、それぞれ時期区分の回数が異なってくることも予想される。今後、実際に郡役所文書群の構造分析作業を進める際、右のことを前提に置く必要があるだろう。

註

- (1) 拙稿「秋田県における郡役所の職務分課について」(『秋田県公文書館研究紀要』第十三号 二〇〇七年)
- (2) 拙稿「秋田県における郡役所の文書管理制度の成立について―『郡区町村編制法』下を中心として―」(『秋田県公文書館研究紀要』第十四号 二〇〇八年)
- (3) 「丙号達留」「本県達留」「本県訓令留」「秋田県報」は、『秋田県庁文書群目録』で使用したシリーズ名である。「丙号達留」のシリーズに分類された簿冊は、実際には「丙号達留」「丙号達」などの表題である。「本県達留」のシリーズの場合は「本県達留」「本県達書留」「秋田県達」、「本県訓令留」のシリーズの場合は「本県訓令留」
- (4) 「秋田県訓令」などが実際の簿冊表題である。また、「県報」は明治三十二年七月七日第一三七四号より名称を「秋田県報」に改めた。本稿中では、基本史料名を『秋田県庁文書群目録』のシリーズ名に統一し、同目録での検索の便を図った。
- (5) 明治四〇―四十二年「秋田県沿革史稿」(九三〇一〇三―一〇三二二〇三)
- (6) 郡役所が設置されていた期間、県庁で郡市町村行政の監督を担当した部課の変遷は以下の通りである。庶務課諸務掛(明治十一年十二月六日)↓庶務課庶務掛(明治十四年九月二日)↓庶務課第一部(明治十八年九月十二日)↓庶務課庶務部(明治十九年四月八日)↓第一部庶務課(明治十九年九月八日)↓内務部第一課郡市町村係(明治二十三年十一月十五日)↓第一部地方課(明治三十八年四月二十五日)↓内務部庶務課(明治四十年七月十五日)
- (7) 明治二十二年「各郡処務細則」(九三〇一〇三―一〇三二二〇三)、明治二十五年「郡役所処務細則纏」(九三〇一〇三―一〇三二二〇三)、明治三十一―三十六年「郡役所処務細則改正二関スル綴」(九三〇一〇三―一〇三二六二)、大正七年「郡役所処務細則関係書類」(九三〇一〇三―一〇三三六)、大正八―九年「郡役所処務細則関係書類」(九三〇一〇三―一〇三三八二)
- (8) 明治四十四年「郡役所事務検閲書類」(九三〇一〇三―一〇三三三八)、大正五年「由利郡役所検閲書類」(九三〇一〇三―一〇三三五二)、大正七年「山本郡役所検閲書類」(九三〇一〇三―一〇三三七五)、大正八年四月「仙北郡役所検閲書類」(九三〇一〇三―一〇三三八〇)
- (9) 明治十九年「秋田県郡役所戸長役場巡回誌」郡役所之部(九三〇一〇三―一〇三二〇七)
- (10) 明治二十九年「河辺郡諸達」第十一号 郡令、郡達、告諭、訓示、内訓、告示、甲乙訓令、文書主務(九三〇一〇三―一〇三二六)、明治三十二年以降「郡訓令綴」乙(九三〇一〇三―一〇三七三)

拙稿「秋田県における郡役所の文書管理制度の展開について―『郡制』下を中心として―」(『秋田県公文書館研究紀要』第十五号 二〇〇

- 九年)では、「行政之部」シリーズも調査した。
- (11) 公文書原本による記録保存であり、記録の集中管理、類別部目制および保存年限制の成立を伴う。
- (12) 明治十八年「奏任官履歴」(九三〇一〇二一三〇三五九)
- (13) 拙稿「明治前期秋田県の文書管理制度の成立について」(『秋田県公文書館研究紀要』第十一号 二〇〇五年)
- (14) 明治十二年「事務簿」官規(九三〇一〇三二〇一七六五)
- (15) 明治十六年七月八月「庶務課庶務掛事務簿」郡村之部 拾貳番(九三〇一〇三二〇九四八七) 明治十六年「秋田県郡役所事務章程」制定時の起案文書に参考資料として添付されていた。
- (16) 明治十六年四月「庶務課庶務掛事務簿」郡村之部 七番(九三〇一〇三二〇九四八三)
- (17) 同
- (18) 石田県政期に、各郡役所の規定作成を郡長の裁量に任せられた理由については、よく分からない。石田県政期の郡長達の経歴を『歴代秋田縣公人録』から調べると、殆どが旧秋田藩士で占められている。旧藩の評定副役や藩校教授など、または軽輩出ながら県庁出仕後に頭角を現した者達だった。明治十一年の「府県官職制」は、地方名望家を郡長に官選する企図を含んでいた。石田県令は、旧藩出身者を郡長に任命して地方統治に利用する代わり、ある程度の裁量を許したのだろうか。今後の研究を要する課題である。
- (19) 明治十六年四月「庶務課庶務掛事務簿」郡村之部 七番(九三〇一〇三二〇九四八三)
- (20) 『歴代秋田縣公人録』(瀬谷純一 一九一五年、秋田県立図書館所蔵) 三九頁
- (21) 「秋田県史料」十(独立行政法人国立公文書館所蔵)、明治九年十月「庁中規則」(九三〇一〇三二一〇一五)
- (22) 『歴代秋田縣公人録』四二頁
- (23) 小暮隆志「群馬県における郡役所の廃止と文書保存(一)」(群馬県

秋田県における郡役所の文書管理制度の再検討

- 立文書館『双文』第五号 一九八八年)
- (24) 明治四〇二十二年「秋田県沿革史稿」(九三〇一〇三二一〇三三)
- (25) 明治十六年四月「庶務課庶務掛事務簿」郡村之部 七番(九三〇一〇三二〇九四八三)
- (26) 明治十六年七月八月「庶務課庶務掛事務簿」郡村之部 拾貳番(九三〇一〇三二〇九四八七)
- (27) 同
- (28) 同
- (29) 同
- (30) 同
- (31) 同 明治十六年六月二十六日庶第八四四号で照会
- (32) 同
- (33) 明治二十二年「各郡処務細則」(九三〇一〇三二〇一二三)
- (34) 拙稿「秋田県における郡役所の文書管理制度の成立について」『郡区町村編制法』下を中心として
- (35) 明治十七年十月二十七日丙第二五九号(明治十七年六月十三日〇二月十三日「丙号達」自第百廿二号至第三百二拾八号 貳番 九三〇一〇三二〇九七二)
- (36) 明治十七年七月八月「庶務課庶務掛事務簿」郡村之部 九番(九三〇一〇三二〇九五〇三)、明治十八年三月「庶務課庶務掛事務簿」郡村之部 三番(九三〇一〇三二〇九五〇〇)、明治十八年「事務簿」官規(九三〇一〇三二〇一七六九)
- (37) 『歴代秋田縣公人録』四四頁
- (38) 拙稿「秋田県における郡役所の文書管理制度の成立について」『郡区町村編制法』下を中心として
- (39) 明治四〇二十二年「秋田県沿革史稿」(九三〇一〇三二一〇三三)、明治二十五年以前「旧高等官履歴」(九三〇一〇三二一〇三三九)
- (40) 明治十九年四月六日庁第一号(明治十九年「庁中達」九三〇一〇三一〇九八六)

- (41) 明治十九年四月十五日庁第四号（同）
- (42) 明治十九年六月一日庁第六四号（同）
- (43) 明治十九年「本県布達留」自一月第壹号至七月五十六号 甲号 附論達（九三〇一〇三一―一〇七八）
- (44) 明治十九年四〜六月「庶務課庶務部事務簿」郡村之部 三番（九三〇一〇三一―〇九五〇七）
- (45) 明治十九年十月二十一日秋田県達第一〇八号（明治十九年「秋田県達」九三〇一〇三一―一〇九〇）
- (46) 明治十九年九月八日庁令第五号（同）
- (47) 明治二十年一〜二月「第一部庶務課事務簿」郡村之部 壹番（九三〇一〇三一―〇九五一〇）
- (48) 明治二十年六月二十八日庁第二四号（明治二十年「庁中令達綴」九三〇一〇三一―〇九八九）
- (49) 明治二十二年一〜五月「第一部庶務課庶務掛事務簿」市町村之部 壹番（九三〇一〇三一―〇九五一三）
- (50) 明治二十二年四月二十六日訓令第四五号（明治二十二年「秋田県訓令」九三〇一〇三一―一〇一〇六）
- (51) 明治二十二年「各郡処務細則」（九三〇一〇三一―〇一〇二一三）
- (52) 明治二十二年十一月十五日訓令甲第二五五号（明治二十二年十一月十五日「県報」第七九号）
- (53) 明治二十二年「各郡処務細則」（九三〇一〇三一―〇一〇二一三）
- (54) 拙稿「記録史料群の内的秩序の復元に関する一考察」（『秋田県公文書館研究紀要』第七号 二〇〇一年） 記録史料群には組織性と連続性という二つの内的秩序が存在すると考えられる。このうち組織性の内的秩序の方は、出所の組織的改編に伴い変化する場合がある。史料群の階層構造の変化であり、「経年変化」とも呼ばれている。「秋田県庁文書群目録」の編成においては、経年変化に対処するため、県庁の機構改正を画期として文書群を時期区分した。

（公文書班 しばたともあき）

市町村における公文書館機能の設置と課題

煙山英俊

はじめに

平成二十一年六月二十四日、参議院本会議において「公文書等の管理に関する法律」（以下「公文書管理法」）が全会一致で成立した。この法律においては国立公文書館の役割が一層重視されるようになったとともに、地方自治体においても

（地方公共団体の文書管理）

第三十四条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

として、地方公共団体に対しても文書の作成から歴史公文書の保存・利用までを含めた体系的な公文書管理を行うよう求めている。

だが現実に歴史公文書の保存・利用という機能を担う公文書館施設を設置している市町村は、秋田県内においては現在のところ皆無であり、全国的に見てもまだまだ数少ない。そのような状況下で、地方自治体が公文書管理法で示された歴史公文書の保存・利用と言う機能を担って行くにはどのようなことを考えなければならないの

だろうか。

秋田県公文書館では平成十七年度から十九年度に行った市町村公文書等保存状況調査をもとに、平成二十年度に調査報告書を作成した。この調査は公文書管理法が作られる以前に行われたものではあるが、本稿はこの調査結果を踏まえて、市町村における公文書館機能の設置について、私見を提案させていただいた平成二十一年度全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国大会での報告をもとにしたものである。

前提として、秋田県内の自治体では、広域合併の進行により六十九あった市町村が二十五になり、また財政的にも苦しい自治体が多く、合併自治体の中心部からはずれた旧自治体の資料保存施設は、その管理自体も難しくなっている現実がある。そのような中で施設としての「公文書館」の新設は厳しい状況にあるということを踏まえて論を進めたい。

なお、前述した調査内容については報告書^①および拙稿を参照していただくとして、本稿では公文書館機能の設置について紙面を取る^②こととする。

一 公文書館とは何か？

基本的なことだが、公文書館とはどのような施設であろうか。自治体の施設として設けられる場合には、地方自治法にいう「公の施設」ということになる。

第二四四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

では公文書館とは何をもつて「住民の福祉を増進」する施設であろうか。公文書館法によれば、

第四条 公文書館は、歴史資料として重要な公文書等（国が保管していた歴史資料として重要な公文書その他の記録を含む。

次項において同じ。）を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設とする

とあり、公文書等の保存・閲覧、またそのための調査研究の機能をもつて、住民福祉の増進に寄与する施設ということになる。具体的には公文書管理法に

第十五条の二 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

とあり、移管された公文書等の保存及び利用について適切な措置を講じて利用に供することが主な任務のひとつとされており、これは地方自治体が設置する公文書館においても同様である。

ではそのような機能が未だない多くの自治体において、公文書館的な機能を設置するための道程を探っていきたい。

二 公文書管理法制定にともなう課題

秋田県内自治体の情報公開条例を見ると、そのほとんどが情報公開条例制定時以降に作成された公文書のみを公開の対象としているが、公文書管理法では現用から非現用に至るまで、国民による公文書の利用請求権を認めており、これに漠然とした不安を持つ自治体は多い。

実際に調査にうかがった自治体では「いろんな人が見に来ると困るから、古いものがあるなんて公表しないでくれ」「本当は全部捨てたいんだけど、前任者が整理して取っておけ、というから捨てられない」などの本音も聞くことができた。これが条例の制定などにより完全に公開しなければならないとすると、現場の不安はさらに高まることも予想される。

また情報公開制度に対応する現用文書の目録の作成が追いついていない自治体が現実であり、さらに非現用文書の分まで作成しなければならぬとなれば、自治体職員が事務量の増加を懸念するのは

当然である。

仮に何の対策も取られないままに、各自治体において公文書管理法と同様の条例が制定されるとすれば、情報公開法制定時に指摘されたような公文書の大量廃棄が起こる可能性は否定できない。公文書管理法の対象とする範囲は現在及び過去に存在した公文書の全てであり、それを対象とした大量廃棄という事態が起きるとすれば、この国にとって大きな損失であることは明らかである。

三 公文書館機能設置へのプロセス

① 現用公文書管理の徹底

当然ながら作成段階からの文書管理をきちんと行うことが公文書館機能への第一歩である。

公文書管理法には現用公文書管理に関して第二章（行政文書の管理）、第四条（作成の義務）、第五条（現用文書の整理、保存期間及び保存期間の満了する日の設定）、第六条（現用文書の保存義務）などの条項があり、国における公文書管理の徹底を図ろうという意思が見える。

各自治体における行政文書管理規則などにおいても、同様の規定は見られる。だが、実際に調査にうかがった時点の事例では、ファイリングシステムを導入するなどして、体系的な文書管理をしっかりと行っている自治体がある一方で、文書ファイルに保存年限や作成

年度、作成部課などの基本的なデータが記載されていない、公文書に文書番号がないなどの事例も見受けられた。また情報公開制度において作成が義務づけられている公文書目録が、現実には未整備の自治体も一部にはある。

公文書は「道具」でしかなく、保存期限が過ぎたら廃棄するのが当然、という意識が強い行政風土に、ライフサイクルを強く意識した公文書管理の徹底を図るためには、職員への研修の強化を含めた対策が必要である。

② 保存公文書の把握

庁舎の狭隘化や、市町村合併などによる庁舎機能の分散などが書庫の点在化を招き、文書の存在情報の把握を困難にしている。このことは文書の散逸や忘却を招く原因にもなる。

特に中間書庫や歴史公文書を集中管理できる保存書庫を確保できない場合には、公文書の整理に支障を来したり、公開時に時間がかかるなど、自治体が公文書館機能を果たす際の障害になると考えられる。

文書を保存・整理する際には最低限、目録に文書の「住所」（書庫名・書架番号・段数など）を記載し、各書庫毎に場所・収蔵状況・文書の内訳などを記録し、文書主管課がその情報を把握しておくことが大事である。

③書庫の確保（中間書庫・保存書庫）

ここでいう「中間書庫」とは、文書の保存機関が満了する前に、自治体各組織の歴史的に重要である可能性が高い文書を、部課・機関の枠を越えて横断的に集中管理する書庫のことである。

理想から言えば、一つの自治体において、中間書庫と、歴史的公文書を保存する書庫を供えた公文書館を設置できれば良い。例えば久喜市公文書館は、公文書館が中間庫と保存用の書庫を持っており、市の全ての保存年度二年目の公文書を中間庫に集め、評価選別を行うまで集中管理する。保存年限が経過満了したがまだ評価選別を終わっていない公文書は、情報公開制度に準じて公開し、選別されて保存が決定したいわゆる歴史的公文書は公文書館機能のもとに公開する。文書が集中管理されているので、市の職員にとっても検索性が向上し、能率が上がる。市民にとっても利用請求権が保証されるということ、すばらしいシステムだと聞いている。

実際には多くの自治体では、そのような施設を設けることは不可能に近いが、書庫の確保だけは行われなければ、歴史公文書の保存は不可能である。書庫については過疎化、少子化が進んでいる秋田県の場合、小中学校の統合が進んでおり、「空き教室や空き校舎を使えばよい」という声があるが、統合された学校は、その多くが市街地の中心部から遠く離れた場所にある。秋田県内の事例では、公文書をひとまず廃校となった小学校に保存することにしたが、本庁舎から車で四十分もかかるところにあり、不便しているという自

治体がある。

地方自治体のアーカイブズにとって本庁からの距離は非常に重要であることはいうまでもない。また廃校舎は建築されてからの年数がかかり経過していることも考えられる。大量の公文書の荷重に耐えうる施設を用意するのは容易ではない。秋田県のような降雪地では、冬期間の積雪による問題もある。まして移管や出納、評価選別などの便を考えると、あまり市街地から離れた場所は適切とは言えない。

それよりは、合併市町村の場合、本庁舎以外の庁舎（支所など）を使用する方が、耐用年数や本庁舎との距離、保存環境などのことを考慮すると現実的と思われる。特に議事室は二階以上にあることが多く、また空調設備が整っていることが多い。さらにすり鉢形、階段教場のようになっていることが多く、多目的の用途には使用しづらいところも多く見受けられる。さらに議会事務局が設置されていたスペースが閲覧室として利用できるため、庁舎内での公文書館機能を果たすには適しているところが多い。

これは当然ながら全ての自治体に当てはまるわけではなく、合併を経ていない、いわゆる自立市町村や、合併した自治体においても新たな書庫を確保できない場合もあり、前述したように文書主管課による情報の管理が大事になってくる。

④ 目録の作成

秋田県内では、文書管理制度もしくは情報公開制度により、全ての市町村において現用公文書の目録作成が義務化されている。このような目録類を、保存期間が満了した公文書と一緒に移管することにより、より短期間での公文書館法にもとづく公開が可能となる。公文書管理法によれば、移管後の評価選別で廃棄となった公文書簿冊を含む、全ての公文書に対して国民の利用請求権がある以上、文書が作成された情報が利用者に提供されなければならない。そのため作成された全ての文書データが移管され、最終的には公開されなければならないが、現用段階での目録作成がしつかり為されていないければ、この部分は比較的容易に実現できるのではないか。

実際、秋田県内市町村の文書管理規定に、作成原課から文書主管課等への保存文書の引継に関する事項があるのは二十五市町村中十八市町村、その中で引継の際には目録を作成することを義務化しているのが十七市町村あり、すでに実行可能な自治体も多い。

ただしすでに目録が失われてしまっている歴史公文書の目録に関しては今後作成しなければならない自治体も多いと考えられる。当館の調査でも、多くの市町村で戦前からの公文書が保存されていることが確認されており、この部分は市町村の負担になることが予想される。このことについては先行する公文書館施設や行政OB、ボランティアによる支援なども考える必要がある。

⑤ 評価選別

作成段階から保存を意識した文書管理が必要であることは前述した。国のようにレコードスケジュールが自治体でもできれば、この部分にかける労力は、かなり軽減されると考えられるが、すでに保存されている文書については評価選別が不可避であり、文書作成原課での評価選別に頼る形にすること自体にも問題がある。

歴史公文書の評価選別については、「歴史的価値」の曖昧さから、評価に個人差が生じやすいということが問題視されているが、行政OB、歴史研究者、一般市民など、様々な視点を取り入れることで、評価を安定的なものにしていく必要がある。

評価選別時には、多くの公文書が廃棄になるが、全ての公文書に利用請求権が発生している以上、廃棄した理由を明確にする必要がある。そのため廃棄した公文書の目録には、廃棄理由を記録することが大事である。また作成原課が廃棄を行うことは、前述した多様な視点を通した評価が行われないため問題がある。公文書を廃棄する権限は首長または文書主管課の長が持つことが望ましい。

公文書の評価選別を行うことが市町村の新たな負担を増やすこととなり、結果的に公開が遅れることになっては本末転倒である。これについては先行する公文書館が経験を伝え、各市町村の地域性を考慮しながら実情に合った評価選別基準の作成を支援していくことが有効である。具体的事例としては、平成二十一年度全史料協大会で報告された群馬県市町村公文書等保存活用連絡協議会の取り組み^③

などがあげられる。

⑥公開

秋田県内の市町村では、情報公開制度に基づく公開は文書作成原課で対応しているところが多かったが、歴史公文書の利用に関しては制度の未整備もあって、「公文書館機能を一部果たしている」といった施設でも、公開となると実際には機能していないところがほとんどであり、中には歴史的公文書であっても、情報公開制度で対応している自治体もある。

公文書館制度にもとづく歴史公文書の場合は現用段階を終え、評価選別を経ての公開となり、文書作成原課から文書管理担当課または歴史公文書担当部署への移管が行われることになる。そのため、担当職員の配置と専用窓口が設置されることが望ましい。

担当職員にはアーキビストとしての専門性があることは理想だが、職員数の削減などを進める自治体が多い中では、そのような人材を確保することは現実的に難しい。現職にある職員への研修の機会を充実させるなどの手段をとるしかないだろう。

歴史公文書を集中管理できる書庫を確保できない場合には、利用者に当該資料を提供するまでに日数がかかることが予想されるが、現在の情報公開が、公開までに数週間の日数を要していることを考えると、歴史公文書が公開されることは進歩といえる。ただし最低限、文書管理担当部課による歴史公文書情報の集中管理は必要であ

る。

自治体庁舎内において公文書館機能を果たそうとする場合、特に情報公開制度と公文書館制度による公開の窓口が一緒にされる可能性があるが、現用文書を公開する情報公開制度と、より幅広い情報の開示が求められる公文書館制度との差異が問題視される可能性がある。利用者への説明を行うことは当然だが、職員全体が研修などの機会により、二つの制度の違いを理解する必要がある。

例えば情報公開制度と公文書館制度における非公開情報の範囲の差や複製物の取扱いの違い、閲覧・撮影時等に際しての利用者のプライバシー保護など、運用に関しても様々な問題が出てくることが予想される。

歴史公文書を作成原課の職員が閲覧利用することは当然あり、公文書館機能の充実による検索性の向上にもなっており、その数は増えていくが、職員が勝手に公文書を持ち出すことは、管理上非常に問題がある。歴史公文書を職員が出納する際は、文書管理担当部課を通して行う形にする必要がある。

まとめ

地方自治体においては今後の道程は暗中模索の部分が大きい。施設の新設や専門職員の確保が困難であり、また公文書が住民の財産という意識を持つ風土がなかった行政組織に公文書館の役割を定着

させ、永続的に機能させることは、決して簡単ではない。

その様な条件の中で公文書館機能を設置するには、自治体自身の努力が必要なことは当然だが、既設の公文書館や自治体の先行事例を取り入れて、負担を軽減する方法をとることが肝要である。当然、先行する公文書館施設からの情報提供などによる支援・協力が大切になってくる。

さらに公文書管理法の制定で、改めて公文書館法に見直されなければならぬ部分があると感じる。公文書が公開されると言うことはどういうことなのか。公文書館とはどのような施設で、何故に必要なのか。人員・財政的裏付けをどうするのか。原点に立ち返っていまいちど考えるべきではないだろうか。

(公文書班 けむやまひでとし)

註

- (1) 秋田県公文書館「市町村公文書等保存状況調査報告書」当館ホームページ
<http://www.pref.akita.lg.jp/www/contents/1143419563103/files/houtokusyoyou.pdf> を参照
- (2) 拙稿「市町村における公文書保存」秋田県公文書館の取り組みを中心に」、『秋田県公文書館研究紀要』第十四号 平成二十年三月
- (3) 平成二十年度全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国大会研修会「市町村「公文書等選別収集基準ガイドライン」の策定について」群馬県市町村公文書等保存活用連絡協議会の試み」小高哲茂氏(群馬県立文書館)

※本稿は全国歴史資料保存利用機関連絡協議会会報第87号(平成二十二年二月)の大会報告原稿に加筆・訂正を行ったものである。

「秋田県庁旧蔵古文書」について

佐藤 隆

はじめに

秋田県公文書館（以下、当館）では、所蔵の古文書について開館以来、目録の整備を行ってきたが、今年度から資料群ごとの目録を刊行することになった。

今回刊行された『秋田県庁旧蔵古文書目録』は、第六集となるが資料群の目録としてはじめてとなる。当館の公文書・行政資料をのぞくその他の記録としての古文書には、七〇の資料群が登録されている（すべての目録は当館のHPで確認できる）。既刊の五冊の目録は、第一集の加賀谷家文書目録をのぞくと、秋田藩家蔵文書目録・絵図目録・系図目録Ⅰ・Ⅱと主題別目録であった。

当館の整理の方針として佐竹文書全体の総合目録の刊行をめざしてきており、資料群ごとの目録は仮目録の形で一般に提供していたが、総合目録整備の前提として、各資料群の目録を整備し刊行することにした。

なお、秋田藩の藩政や佐竹家に関わる資料群は、これまで佐竹家

文書や秋田藩庁文書あるいは秋田藩政文書などの呼称が提唱されてきたが、秋田藩の藩政や佐竹家の家政に関わるものを含めゆるやかなまとまりとして考え、「秋田藩文書」の呼称を用いることとした。

秋田藩文書の全体像については、今後の資料整理の進展に俟つことになるが、秋田藩庁にあったことが確実な資料群として秋田県庁旧蔵古文書（これまで秋田県庁旧蔵史料とよんでいたもの）の目録をまず刊行することとした。この資料群には明治四年以降の秋田県庁保管の絵図類も含まれているため、「秋田藩関係文書」とした。

一 伝来の経緯について

県庁旧蔵の古文書に関して、原武男校訂『佐竹家譜』（東洋書院一九八九）の緒言に、次のような記載がある。

「明治二年六月、佐竹義堯（第三二世）が久保田知藩事に任命されるに及び、城内にあった資料が佐竹一家に関するものと、行政関係とに分けられ、佐竹氏に関するものは佐竹家に引き継がれた。」

城内にあった資料（いわゆる「秋田藩文書」）が分けられ、県庁旧蔵古文書と佐竹文庫（宗家）になっていったことが示唆されている。しかし、この時どのような基準でどのような資料がどう分けられたかは明確ではない。その後、県庁に保管された古文書類は、戦災や火事を免れて現在まで伝えられたが、その過程で郷土資料の収集を積極的に行った秋田県立図書館への貸出などがあり、戦後になつてからの再整理を経て、現在の形となり当館開館時に移管された。秋田藩の文書群は次のような伝来ルートを通つたと考えられる。

※秋田藩文書の伝来ルート

- ① 藩庁↓県庁
- ② 藩庁↓県庁↓県立図書館↓郷土資料（・混架資料・落穂文庫）
- ③ 藩庁↓個人↓県立図書館
↓郷土資料・混架資料・落穂文庫・個人文庫
- ④ 藩庁↓佐竹家別邸↓県立図書館↓佐竹文庫
- ⑤ その他
江戸藩邸↓県庁↓県立図書館↓郷土資料↳「正保国絵図」
藩庁↓個人↓佐竹家別邸↓佐竹文庫↳「宇都宮孟綱日記」
藩士個人↓県立図書館↓個人文庫↳北家・西家・戸村文庫
- ⑥ 江戸藩邸・藩庁↓佐竹家↓千秋文庫
↳「佐竹御文書」「梅津政景日記」1冊

上記の伝来ルートの①のものが、今回の目録の県庁旧蔵古文書にあたる。これには、一度県立図書館へ貸し出され返却されたものを含んでいる。返却されなかったものが②ということになる。

二 資料群の概要について

（1）分類

県庁旧蔵古文書は、現在の県庁が出来てからは、県庁地下の記録書庫というところで保管されてきた。県庁記録書庫では古文書類を再整理した際に、形状から次の三つに分類して整理した。

県A：おもに簿冊類

県B：おもに一紙文書

県C：おもに絵図類（詳細は当館刊行『絵図目録』を参照）

県庁からの移管資料は、当館に移管されてからは、古文書として分類されていたものを古文書課が、行政文書として分類されていたもの（当館では「秋田県庁文書群」と呼称）を公文書課が所管することとなった。

移管後に、県Aに明治以降の資料が混在していることや、行政文書の中に明治四年の廃藩置県以前のものが含まれていたことが分かり、それらを古文書課に所属替した。移管後に所属替された資料は県Dとして分類した。県Aから公文書として所属替された資料番号はそのまま欠番とした。

(2) 資料点数

今回の整理では、資料群を一括とせず一点ずつを数える(枝番を含む)形で整理した。その結果、資料点数は、県Aが四二四点、県Bが一〇四点、県Cが一〇五点、県Dが七二点で、総点数は二七〇五点となった。

資料番号は、県Aが一〜二三七(欠番が二九)、県Bが一〜九七五(欠番が二〇)、県Cが一〜七二二(欠番が一九)、県Dが一〜二二三(欠番なし)となっている。

(3) 主な資料

県A〜Dのそれぞれの主な資料は次のとおりである。

①県A：境争論、黒印高帳、高辻帳・郷帳・村高帳、国絵図作成

評定所日記、系図訴訟判決、戊辰戦功、木山方覚など

領地に関するものとして「黒印高帳」(天和四年・宝永二年・享保十四年)、「御判物 拝受之次第」などがある。特に領域に関するものとしては「南部津軽両御境目日記」、「亀田一件留書」、「藪台山谷地一件記録」、国目付に関するものとしては「御国御目付御用日記」、国絵図作成に関するものとしては「正保三年出羽国知行高帳」(由利郡・最上郡・置賜郡など)、「御絵図御用留書」などがある。

藩士の系譜に関するものとして「土屋氏文書写」、「近進並以下庶民文書」、「文化年中被仰渡控」などがある。ほかに戊辰戦争に関する「軍功書」が多い。

②県B：取交証文、境争論、国絵図作成、城修築許可、由緒書、蝦夷地、戊辰戦功書上など

南部・津軽・亀田・矢島領との境に関して秋田藩と相互に交わした書状が多い。ほかに城の修理のため幕府と交わした文書、北方との交易に関するものがある。

藩士の系譜に関するものとしては、元禄・明和・寛政期にそれぞれ提出した系譜・由緒書・伝来文書の写が多い。編纂物である秋田藩家蔵文書の原本の写や関連資料も見受けられる。ほかに戊辰戦争に関する「軍功書」も多数ある。

③県C：国絵図、城下絵図、給人町絵図、屋敷図、裁許絵図、沽券図、木山絵図など

国絵図作成に関するもの、境争論に関するもの、国目付に提出した絵図の控などがある。特に享保十三年(一七二八)の町絵図は、大館・横手など領内の重要都市がそろっている(それらはすべて県の文化財に指定されている)。ほかに松前・箱館など北方の絵図、戊辰戦争に関する絵図がある。

また、今回の整理で県立図書館から移管された「出羽一国御絵図」(正保国絵図)と「出羽七郡絵図」(元禄国絵図)を、元の所蔵の県庁旧蔵とし、元の資料番号である県C一六〇二、六〇三として整理した。この二点は、藩庁から県庁に引き継がれ、県庁から県立図書館に貸し出されたものである。また、出羽一国御絵図の箱書によると、この絵図がもともと江戸藩邸にあり、明治のはじめに秋田県庁

に移されたところ。この二点は県立図書館旧蔵の段階で資料番号が付されておらず、絵図目録では資料番号無しで記載している。

④県D：藩庁日誌、戊辰軍功書、木山方覚など

「御評定所日記」・「藩庁日誌」など廃藩置県直前の簿冊が当館開館時の整理で公文書課から古文書課へ所属替となった。

「御評定所日記」三冊は、県Aの「御評定所日記」六冊と相互補完をなすものである。また、「褒賞例書」九冊は秋田図書館から移管された「賞之部」のうち五冊と合わせると、本来のまとまり（一四冊）になる。

三 目録の編成について

(1) 体裁

これまでの刊行目録との相違については次のとおりである。

①資料番号：古文書目録（後述）をそのまま踏襲したが、全〇冊と表記されているものは、一点ずつ枝番をとって処理した。

②資料名：簿冊類については表紙（題箋）の記載が資料名となるが、再整理の際に二重に表紙が付けられており、もともとの表紙と違う資料名が付けられている場合があり、その場合は古い表紙に従った。一紙の場合は、県Bの資料名が古文書目録では「覚」「書付」等内容をあらわさない資料名が多かったが、内容を吟味してそれに応じた資料名に適宜変更した。

③備考：古文書目録で追加分以外は内容に関わる備考が記載されており、ある程度その内容を残したが、間違いは訂正し、備考の記載がないものについては追加した。

④古文書目録に新たに追加した項目：形状（丁数）、作成、差出、受取の四項目である。

形状は、利用者がそれによつて資料の形をおおよそ想像できるような項目の設定とした。簿冊には形状に丁数を括弧書きした。絵図については類型化が出来ないため、縦横の長さを示した。

作成、差出、受取は資料に記載のとおりをとった。ただし、藩主の意向を家臣が代行するような書状については、その旨がわかるようにとった。

なお、資料番号・資料名とも一定の原則に基づいて付け直しをすることが整理方法としては正当であろうが、当館開館以来十年以上にわたつて現在の形で利用されてきたこと、仮目録の不備を早く解消して刊行目録として利用に供することを優先し、仮目録を大幅に変更しないという方針で行った。ただし、県Bの資料名は大幅に変更になっている。

(2) 欠番

この目録は、古文書目録の資料番号をそのまま踏襲したため、欠番が存在する。表1-1-1-7でそのリストを示した。

表1-1-1は、移管の際にいったん古文書課の所管となったが、明

治四年以降の資料であることから公文書課へ所属替となり、公文書の資料番号が付与されたもののリストである。公文書として九三〇一〇三（戦前公文書の分類）の群の最後に追加したので、おおむね一一〇〇〇番台の番号となっている。明治四年以前で古文書として所属替えとなったものもあり、それらは県Dという新たな枠を作ったところにいった。県Dは本来県Aの最後に追加するべきものと考えられる。

表1―2の資料は、古文書目録作成の段階（昭和二十六年）で失われていた資料であり、簿冊にラベルを貼って順番に架蔵していた段階で散逸したのであろう（ラベルが貼られた時期は不明）。このうち、資料名がわかるものは、枝番であるためである。

表1―3と4は、古文書目録の表紙裏に記載された調査時に不明とされた資料である。

表1―5は現在県立博物館所蔵となっている「真澄遊覧記」が、藩庁から県庁に移され、当館開館の際に博物館へ移管された資料であることがわかる。ただし、これは原本ではなく藩で保管していた写である。

表1―6は、県庁での再整理や当館での整理の際に欠番となった資料である。県Cは何度も整理が行われたため、前の番号に重ねて新しい番号を付与している例がある。

表1―7は、上記以外の理由の不明資料であるが、○は昭和三十九年の歴史資料目録にあり、×はないものである。○は同年から当

館移管（平成四年）までに失われたと見られるが、×は昭和三十九年調査の際に欠本となっておらず、歴史資料目録にも載せられていないのは、それ以前に失われたものと考えられる。

（3）その他

目録作成のため、以下の二点の作業を行った。

① 県Aについて、県A―101は絵図八枚を挟み込んでいたので、絵図目録では枝番が付されているが、本来の形状は簿冊であるので枝番を削除した。

② 県Cについて、県Cの追加分は歴史資料目録でも、七〇七までしかないため、七〇八以降はラベルの番号をもとに当館で整理した。

四 県庁旧蔵古文書の整理について

（1）旧目録との関連

秋田藩庁の資料群について記された目録は、以下の二冊である。

- ① 「御文書并御書物目録」（AS〇二九―一）
- ② 「御蔵書目録」（A〇〇二九―一）

①は宝永五年（一七〇八）のもので、元禄・宝永期の修史事業の過程で収集された資料を収めたものとみることができる。②は天保三年（一八三二）のもので、記録所が調査・整理を担当した資料群に関する目録と考えられる。以上の二点の目録は、明治二年（一八

六九) 以前の藩庁にあった時点でのまとめを示しているが、秋田藩の文書群全体を網羅しているわけではなく、県庁旧蔵古文書として移管されたものの中には、この目録にみられないものも多い。

明治二年に秋田藩と佐竹家に分かれた段階での目録は存在しない。この後の県庁旧蔵古文書の内容がわかるものは、次の三点の目録である。

③ 「書籍目録」三冊 (作成年代不明 明治三十三年か)

④ 「古文書目録」三冊 (昭和二十六年十月)

文書課作成、永年保存の朱印あり

⑤ 秋田県歴史資料収集協議会「秋田県歴史資料目録第一集」

(昭和三十九年一月)

③については、公文書の簿冊として閲覧することが出来る。九三

〇一〇三一―一二二五三「新書籍目録」、一二二五四「書籍目録」各課定備」、一二二五五「旧書籍目録」の三冊からなる。このうち、「旧書籍目録」が古文書類にあたる。

この目録は現在データ上では大正三年(一九一四)となっているが、大正三年に調査した旨の記載があるのみで、作成年代は不明である。菊池保男前副館長は明治二十二年(一八八九)頃と推定しているが(研究紀要創刊号)、明治三十三年(一九〇〇)九月の秋田図書館貸し付けのために作成されたと思われる。「新」の目録の中に明治三十四年に所属の課が移されて取り消しされた記載があり、明治三十四年以降の簿冊の追加もあるが筆跡が違い追記であること

がわかる。

しかし、③の目録は図書館への貸し借りの台帳としての機能が強く、番号も振られておらず、全資料を網羅してはいない。

④は県庁記録書庫からの引継書類の中にあり、一般には公開されていない。三冊からなり、一冊目の「簿冊之部」は表紙に「補修編綴(載断、糸とち、表紙替、背紙附加)して保管」と書かれ、県Aの一〇二六までを載せている。二冊目の「書状之部」は表紙に「長軸・短軸・台紙・袋入に改装して保存」と書かれ、県Bの一〇九二〇までを載せている。三冊目の「古絵図目録」は表紙に「収納袋(和紙・ハトロン二重封筒)大中小袋に分け保管」と書かれ、県Cの一〇六〇三までを載せている。

③と④の間に別の目録が作られたかは不明である。作られていなければ、昭和二十六年(一九五二)になって形状別にA、B、Cに分けられ、番号が付されたことになる。

④の三冊は、まとめられて謄写版になったものが昭和三十六年に県庁の各課に配布になっている。その内の一冊にABCそれぞれに追加分が手書きで追加されたものがある。

⑤は④に追加分を加え、新たに並べ直しており、これが当館への移管目録となった。⑤の段階で未整理分を含めた全体の目録となったが、整理された形ではなかった。さらに、このあとにも整理が行われ、県Cには追加分(県C―七〇八以下)がある。

ただし、④から⑤へはただ追加がなされただけではなかった。

県Aの手書きの追加分は当初は二三五までであり、県A―二三五は「町村字名称調」八冊となっていた。しかし、「町村字名称調」九冊は現在は公文書として整理されており（九三〇―一〇三―九六三四―九六四三）、現在の県A―二三五は「亀田御安土纏」という別の資料名となっている。これは、④の目録に追加された後、さらに再整理が行われたことを意味している。

⑤の作成後の昭和五十四年（一九七九）に現物照合が行われていることが④の手書きの追加目録の表紙裏の記載からわかっているが、その際に県Aについて二三五を明治以降の公文書へ移し、新たに二三五―二三七を再追加したのではなからうか。

県A―二三四までは資料番号が記された古いラベルが付いており、「町村字名称調」には同じラベルで二三五と記されている。現在の県A―二三五―二三七にはラベルはないので、ラベルは④の作成から追加分を足し、その後の再整理の前に貼られたものと考えられる（昭和二十六年から昭和五十四年の間）。

しかし、一番外側の表紙は県Aは二三七までほとんど同じように紺色の厚紙で装丁されているが、「町村字名称調」の表紙は全く違う白の厚紙である。すなわち、比較的新しいと思われる県Aの表紙の装丁は、二三五以下の再追加以後に行われたものということがわかる（昭和五十四年以後）。

以上をまとめると、県庁旧蔵古文書の整理については次のような流れと考えられる。

I 明治三十三年に県立図書館への貸出が始まるに際して整理が行われたが、網羅的ではなく、三分類に分けられてもいなかった。
II 昭和二十六年の少し前に三分類に分けられ番号が付されてラベルが貼られた。

III 昭和二十六年に補修が完了し番号に合わせて目録が作られたが、その段階で未整理もあり、一度付された番号の資料が存在しないものもあった。（④の目録にすでに欠番が存在する）

IV その後、随時未整理分が追加され、昭和三十九年の歴史資料目録に県Bの追加分が足されてほぼ整理は終わったが、県Aと県Cに若干の追加分が足された。（⑤の目録は県Bの追加分から始まっている）

ちなみに、③の目録の追記から、目録作成後に貸付書籍再調査が、明治四十年（一九〇七）二月と大正三年（一九一四）十一月の二回行われたことがわかる。また、④の目録の追記から、目録作成後に古文書保管現物照合が、昭和三十五年（一九六〇）五月、昭和三十九年（一九六四）一月（歴史資料目録第一集編纂の際）、昭和五十四年（一九七九）一月の三回行われたことがわかる。

（2）県Aの簿冊群と旧書籍目録

藩庁から県庁に引き継がれた文書群にはどのようなものがあり、どのような性格の資料群であったのか、それを解明する手だては今のところ最も古い目録である旧書籍目録しかない。ただし、この目

録に載せられた資料が県庁旧蔵古文書の全体像をあらわしていないことは前述の通りである。

旧書籍目録は、旧書籍之部（通し番号一〜八六）・旧藩引送諸記之部（通し番号八七〜四四五）・旧藩引送諸記録之内絵図之部に分かれている。

絵図之部はさらに、人之部（一〜四一）・本之部（一〜二二）・松之部（一〜二三）・竹之部（一〜二二）・梅之部（一〜二七）・地之部（一〜七三）・信之部（一〜一四）・菊之部（一〜一九）・直之部（一〜三五）・元之部（一〜二七）・亨之部（一〜三四）・無之部（一〜七五）・鶴之部（一〜三三）・亀之部（一〜四）・魚之部（一〜六）・利之部（一〜二二）・土形絵図一五棹の計四五七点となっている。ちなみに、この目録では絵図は魚之部の長絵図の六点が軸となっているだけで、そのほかは枚を単位としており、ほとんど軸装されていなかったことがわかる。

絵図に関しては、現在の県Cおよび県立図書館移管の絵図と、旧書籍目録の比較をしていないが、あきらかに県立図書館移管のA二九〇―一四に分類されている絵図が数多く見られる。近世に個人で絵図を作ることとは考えられないので、個人所蔵の資料群にある絵図をのぞけば、県CとA二九〇―一四に併せたものがほぼ藩政期の絵図と考えてよいと思われる。県Cはさらに明治期以降の県庁所蔵の絵図・地図を含めている。

一方、旧書籍目録の内容の分析から明治四年段階での藩庁文書の

復元は可能であろうか。そのような視点で、秋田藩文書と県庁旧蔵古文書の関係を知るために、県Aについて旧書籍目録の「旧藩引送諸記之部」に記載された資料との比較を試みたのが、表2である。

表中の貸付印の欄のレの記号は、「図館貸附」の印が押してあるもので「明治三十三年九月四日 秋田図書館へ貸付之分」となっている資料である。チェック欄の◎は目録にある記号で「明治四十年二月 秋田図書館へ貸付書籍再調査」とある。また図書館印欄の角印は「図書館」の角印が押された資料であるが、家蔵文書と諸士系図をのぞけば、ほとんどが県庁に返却されており、県Aとして整理されている。これらの貸出の時期と返却の時期は不明である。

家蔵文書と諸士系図は例外的に図書館に移管されたままとり郷土資料として公開された。同じような経緯をたどったものとして正保の出羽一国絵図と元禄の七郡絵図があり、この二点は今回この目録にいられた。

ちなみに、現在「秋田藩家蔵文書」全六一冊として整理されている資料群は、旧書籍目録では、八七「家蔵文書」四十冊、一七二「文書目録」一冊、一七三「家蔵文書」十五冊と表記されている。

旧書籍目録は図書館への貸出台帳と考えられていたが、レや◎の記載のある資料の大半が県立図書館に残されていたことからみると、明治三十三年（一九〇〇）の図書館貸出およびそれ以降の貸出のために整理した目録といえる。

しかし、表の全体の状況をまとめると、旧書籍目録に記載されて

いる資料は二六四点あり、そのうち県庁旧蔵古文書として残っているのは一三八点（五二％）、県立図書館旧蔵となっていたものが六七点（二五％）、所在不明が五九点（二二％）であった。

この目録は県庁旧蔵古文書の全体をあらわさないということを見てみると、現在県Aとして整理されている二一〇点（枝番をのぞく）のうち、旧書籍目録で一致するのは一一八点（五六％）である。旧書籍目録作成の段階ではまだ半分が未整理であったと考えられる。

以上からいえることは、次の四点である。

- ① 県Aに関しては半分がそのまま県庁に残されているし、目録で半分を確認できる。
- ② 図書館に貸出のままの資料は目録の四分の一のみである。そのほとんどは図書館の郷土資料として整理されている。
- ③ 所在不明（目録作成時から現在までに失われた資料）が全体の二割以上ある。
- ④ 目録作成後の追加分（目録作成時に未整理）が五割近くある。

おわりに

最後に、今後の課題を示しておく。

- ① 県立図書館貸出を含めた明治二年（一八六九）段階での県庁旧蔵古文書の復元は旧書籍目録からある程度可能であり、さらに表紙の記載などから混架資料・落穂文庫を含めた復元を行うこと。

- ② 個人文庫を含めた明治二年以前の藩庁文書の復元を行うこと。
- ③ 千秋文庫所蔵資料を含めた秋田藩文書Ⅱ佐竹家文書の全体の復元をおこなうこと。

以上が当館開館時からめざしてきた再整理の方向であり、今後、各資料群（とくに佐竹宗家旧蔵の「佐竹文庫」と図書館の整理による「郷土資料」）の再整理に基づいて、その全体像を明らかにすることが、めざす方向へ近づく道であろうと思われる。

（古文書班 さとうたかし）

※参考文献

- 菊池保男 「館蔵資料の伝来と再整理についての覚え書き」
『秋田県公文書館研究紀要』創刊号 一九九五年
- 伊藤勝美 「貴重文書書庫収蔵資料の概要・秋田県庁文書」
『秋田県公文書館だより』第四号 一九九六年
- 伊藤勝美 「貴重文書書庫の概要・佐竹文庫（宗家）」
『秋田県公文書館だより』第六号 一九九七年

表 1 秋田県庁旧蔵古文書目録欠番リスト

表 1-1 移管の段階で秋田県庁文書に入れられた資料

資料番号	資料名	現資料番号
県A-180	「官軍戦死墳墓取調書」	930103-11468
県A-181	「 ” 」	930103-11469
県A-191	「戊辰之役西征之役戦死人名簿」	930103-11470
県A-192	「戦死者遺族扶助料願」	930103-11471
県A-193	「金禄公債証書預り台帳」	930103-11472
県A-194	「戊辰己巳之際従軍殉困した墳墓ヶ所台帳」	930103-11473
県A-200	「御城下卒并同年限二人扶持人員調」	930103-11192
県A-201	「招魂社官軍霊璽姓名書上帳」	930103-11474
県A-202	「官軍墳墓明細帳」	930103-11475
県A-204	「秋田博覧会薦告」	930103-11132
県A-205	「震災書類」	930103-11554
県A-206	「旧秋田県年中祭典儀」	930103-11133
県A-207	「正根寺遺跡系図写」	930103-11134
県A-208	「旧藩山林制度寺調」	930103-11135
県A-209	「医生試験問題対策書」	930103-11136
県A-210	「尾去沢銅山開坑原油」	930103-11137
県A-211	「戊辰叛賊討征記」	930103-11476
県A-230	「羽後陸中国租税御勘定目録」(明治4)	930103-11138
県A-233-1	「勤王家に関する参考書類」	930103-11463
県A-233-2	「 ” 」	930103-11464
県B-920-3	「官軍墓地書上」(明治7)	930103-11477

表 1-2 古文書目録作成の段階で欠番の資料

資料番号	資料名
県A-22	資料名不明
県A-39	資料名不明
県A-9-22	「亀田一件留書」
県A-13-7	「藪台山谷地一件記録」
県A-20-1、5	「出羽国下野国之内秋田領郷村高辻帳」
県B-788	資料名不明

表1-3 昭和35年5月調査時不明

資料番号	資料名
県A-64	「金山沢村堤論覚書」
県A-66	「大正寺通船一件手控覚」
県A-224	「戊辰討賊始末」
県A-74-1	「御境目見当山御用日記」

表1-4 昭和39年1月歴史資料目録第一集編纂の際不明

資料番号	資料名
県A-60	「寺社領目録」
県A-133-1、2、3	「郡方御記録」上中下
県A-155	「御作法諸色集目録」
県A-156	「当用一覽諸色集」

表1-5 秋田県立博物館へ移管

資料番号	資料名
県A-225	「真澄遊覧記」

表1-6 資料整理による欠番

資料番号	欠番の理由
県B-274	273と同一文書であり、273にまとめて274を欠番とした
県C-314-11	古文書目録に23枚とあり23枚現存、3に枝番1・2あり
県C-315-21	歴史資料目録に28枚とあり28枚現存
県C-634	県C-718として県庁で再整理
県C-645	県C-719として県庁で再整理
県C-659	県C-658-2として当館で整理

表1-7 その他の欠番

資料番号	資料名	備考	※
県B-276	「覚」		×
県B-294	「書状」		×
県B-305	「示談済ヶ條通知書及び別紙覚」		×
県B-345	「書付」		×
県B-356	「書状」		○
県B-363	「書状」		×
県B-367	「書状」		×
県B-415	「松平兵藏様被相渡候書付」	享保17	×
県B-448	「帳面」	享保20	×
県B-547	「覚」		×
県B-557	「覚」	元和5	○
県B-567	「村田市郎書状残簡」		×
県B-570	「覚性院書状」		×
県B-576	「保寿寺書上」		○
県B-589	「佐藤純粹書上」		○
県B-719	「口上覚」	柏甚兵衛	○
県B-783	「覚」	正徳2	○
県C-275	「秋田城」	「中身なし」メモ書きあり	○
県C-359	「エトロフ図」		○
県C-391	「弘化新政撰州大政全図」	「表紙のみある」メモ書き	×
県C-409	「海際絵図」		×
県C-411	「御勘定所江被差出候控御絵図」	享保17	×
県C-559	「神山社地書上帳」		×
県C-635	「地形図」	明治31、9枚	○
県C-642	「震災予防調査図」	明治34	○
県C-672	「秋田領内絵図」		○
県C-684	「勅語 令旨附属アリ」	明治39	○
県C-687	「各種記入用地図」		○
県C-693	「無地白軸 洋風仕立」		○
県C-702	「秋田郡東北部御境絵図」		○
県C-708	「郡境絵図」		×
県C-709	「太平学校付近絵図」		×
県C-720	「時代別秋田領絵図」		×

※→○は歴史資料目録にあり、×は歴史資料目録になし

表2 『旧書籍目録』旧藩引送諸記之部

通し番号	資料名	数量(冊)	資料番号(県庁)	資料番号(図書館)	貸附印	チェック	図書館印
87	家蔵文書	40		A280-69-1~61			角印
88	諸士系図	42		A288.2-590-1~25、 591-1~16			角印
89	社寺文書	2		A280-69-1~61	レ	◎	
90	後藤祐良日記	7		A312-17-1~7	レ	◎	
91	石井忠運日記	19		A312-21、22-1~22	レ	◎	
92	訂正田法仮字格書	5		A611-80-1~5	レ	◎	
93	古今華押	7	×		レ	◎	
94	大山不尤覚書	3		A312-23-1~3	レ	◎	
95	公武法令 附社寺	1		A320.9-3	レ	◎	
96	佐竹氏族系図引証本	1	×		レ	◎	
97	林家本朝通鑑抜萃	1		A288-18	レ	◎	
98	吉成兵太夫一件	4		A327-5-1~4	レ	◎	
99	旧秋田領各郡調	6	×				
100	岡三太郎同九平太兄弟之次第争論裁許之 書附	1	×		レ	◎	
101	公刑録 二部	2		A326-1~3	レ	◎	
102	雄物川筋通船一件	1		A312-39	レ	◎	
103	雄物川一件御記録追加	2		A312-38-1~2	レ	◎	
104	関東合戦記	1		A211-36	レ	◎	
105	佐竹六郎義方家人江堵嫡庶争論書写	1		A288.3-19	レ	◎	
106	出羽秋田六郡高札場控	1	×				
107	律令要略	1	×		レ	◎	
108	須田裁判書	1		A288.3-26	レ	◎	
109	陪臣系図稿	1	×		レ	◎	
110	陪臣系図	3		A288.2-590-28、29、 591-17			
111	大目付触	4	×		レ	◎	
112	故譜	1		A288-17	レ	◎	
113	須藤茂孟日記	13		A312-20-1~13	レ	◎	
114	真崎隆紀日記	2		A312-27-1~2	レ	◎	
115	多賀谷隆家日記抄	2		A312-26-1~2	レ	◎	
116	忠宴日記抜書	2		A312-25-1~2	レ	◎	
117	梅津政景日記抄	1		A312-24	レ	◎	
118	藤井俊徳日記抄	5		A312-16-1~5	レ	◎	
119	御日記書抜	27		A312-15-1~27	レ	◎	
120	元文三年四月ヨリ宝暦元年十二月迄御日 記抜書	3		A312-15-28~30			
121	土屋知虎自筆書状書抜	2		A312-29-1~2	レ	◎	
122	御当家令條	10		A320.9-2-1~8、 A322.5-2-1~2	レ	◎	
123	兵庫日記抜書	1		A312-28	レ	◎	
124	戸村十太夫義国大阪働覚書	1		A209-402	レ	◎	
125	古文書写	1	県A-148		レ	◎	
126	刑罰式附録	2		A327-4-2~3	レ	◎	
127	京都御達書并公儀御触及申立書写	1	×		レ	◎	
128	当用式外四件合冊	5		A317-82、95			
129	戸村十太夫義国書	1	×				
130	かみのはかき	2	×		レ	◎	
131	家督定名跡願例書	1		A317-97			
132	嫡子養子願例書	1		A317-98			
133	承祖願隠居願進引願外五件例書	1	×				

通し番号	資料名	数量(冊)	資料番号(県庁)	資料番号(図書館)	貸附印	フェック	図書館印
134	家督定	2		A317-91、100			
135	御亀鑑	1		A289-372	レ	◎	
136	佐藤裁判	1		A288.3-25	レ	◎	
137	御判物記	1		A317-96	レ	◎	
138	勢州兵乱記	1	×		レ	◎	
139	諸家陪臣記録	1	県A-113	A288.3-35	レ	◎	
140	土屋寺崎裁判書	1	県A-97				
141	在々被仰渡記	1	県A-237				
142	嫡庶争論之書	1	×				
143	御系図	1	県A-174				
144	須田戦争略図	1	×				
145	金銀銭米穀之書	1	県A-98				角印
146	梅津忠昭日記抄	1	県A-142				角印
147	高根彦七日記書抜	1	県A-145				角印
148	御膳番所日記抜書	1	県A-918				
149	土屋氏文書写	1	県A-147				角印
150	大館一郷御改之次第第二付未五月以来留書	1	県A-128				
151	高屋五左衛門盛吉書	1	県A-149				角印
152	御裁判被仰渡控	1	県A-96				
153	御裁判控	1	県A-84				角印
154	関系図裁判	1	県A-172				
155	土屋家御記録草稿	1	県A-171				
156	御青印控草稿	2	県A-124、125				
157	御青印控	1	県A-123				
158	御評議之次第	1	県A-62				角印
159	岩堀宗六同吉右衛門系図裁判書	1	県A-173				
160	元寛日記	4	県A-143-1~4				角印
161	秋田銅山日記	1	×				
162	城主更替記	2	×				
163	御作法諸筆集目録	2	×	(県A-155)			角印
164	諏訪神社棟札写	1		A175-20			角印
165	岩屋改氏被仰付候二付被仰返候控	1	県A-175				
166	年頭盃酒記	1	県A-157				角印
167	御判鑑并御家老印及花押	1	県A-153				角印
168	軍功賞典録	3	県A-226-1~3				
169	諸家陪臣記録	1	県A-113				
170	御旗并御家中小旗帳	1	県A-129				角印
171	裁判帳稿	1	県A-95				
172	文書目録	1		A280-69-1~61			
173	家蔵文書	15		A280-69-1~61			角印
174	御分流系図	2	×				角印
175	明和年中再御吟味之節扣	1	×				
176	泰平年表	3	×				角印
177	殿居囊	1		A S209-340-1			
178	同附録	1		A S209-340-2			
179	青標紙	2	×				
180	太平年表	1	×				
181	旧秋田領六郡黒印高帳 但享保十四年調	14	県A-17				角印
182	六郡総高村付帳	2	県A-27				
183	出羽国秋田領郷帳	1	県A-28				
184	出羽国下野国ノ内秋田領郷村高辻帳	4	県A-20				
185	佐竹次郎家中分限并役儀帳	1	×				
186	秋田領郡村御黒印高帳 但宝永二年調	7	県A-16				角印

通し番号	資料名	数量(冊)	資料番号(県庁)	資料番号(図書館)	貸附印	フェック	図書館印
187	郷村御調覚書 但享保十四年調	1	県A-25				角印
188	享保七年三月ヨリ郡村御吟味日記	1	×				
189	(廃棄)						
190	(廃棄)						
191	郷村高辻過不足高調帳 但寛延三年調	3	県A-23				
192	出羽国秋田領郷村石付帳	1	県A-33				
193	給人御黒印写	7	×				
194	郷村高辻過不足調帳附録	1		A611-84、85-2			
195	元禄郷村附録	1	県A-32				
196	出羽国之内知行高目録	1	県A-58				
197	下野国之内領地総帳	1	県A-42				
198	出羽国郡村仮名付帳	3		A290-141、142			
199	出羽国下野国之内領地総高目録	1	×				
200	郷村高辻帳附録	1	県A-21				
201	御朱印并御老中添目録拜受之次第	1	県A-40-1				
202	御絵図留書	1	県A-88				
203	御国目附御用日記	4	県A-131				角印
204	御黒印吟味覚書	5	県A-41				
205	旧秋田領村々御黒印高帳 但宝永二年調	5	県A-18-1~3				
206	旧秋田領村々御黒印高帳 但天和四年調	5	県A-15-1~3				
207	井口長七郎差出候秋田南部領境御用書附写	5		A312-36-1~10			
208	井口長七郎差出候秋田南部領境御用書附写 但天和二年ヨリ宝永八年迄	1		A312-36-1~10			
209	慶安三寅年秋田南部論地二付目安口上書 ヲ以テ言上覚	2	県A-6				
210	江戸御検使前ニテ双方抛人対決帳	1	県A-104				
211	南部ヨリ奉行江差出候訴書之写外四件	1	×				
212	御国目付御用二付御割役差出候調帳	1	×				
213	下野国薬師寺領往古ヨリ之次第云々書附 簿冊	1	県A-169				
214	御判物御拜受之次第	1	県A-38-1				
215	御青印并被仰渡次第 但天保八年調	1		A317-77			
216	仙北郡寺館尻引村矢嶋寺館村ト新畑出入 留書	1	県A-63				
217	佐竹大膳太夫領分論所先年ヨリ相済候覚書	1	県A-67				
218	出羽国最上山形領知行高辻帳	1	県A-56				
219	寺社領目録	1	×	(県A-60)			
220	天明七年御判物御改之次第	1	県A-44				
221	秋田領郷村高辻帳之内引替調帳	1	県A-24				
222	元禄十七年分限帳	1	×				
223	寛文四年御高辻帳差出候次第	1	県A-37				
224	秋田領境目方申渡書類綴込	1	×				
225	日本六十余州国割帳	2	県A-102				
226	下野領郷村高辻帳并古書写	1	県A-139				角印
227	地名御書上取纏	1	×				
228	万治元年在々配分帳	1	県A-61				
229	見当山御用拔書帳	3	県A-73				
230	見当山御用日記	3	県A-74				
231	大沢郷村替記録	13		A312-33-1~13			
232	河辺郡女米木村亀田領君ヶ野村御境一件	11	×				
233	亀田北野目村ト御領矢島領御境八卦通一件	5		A312-18-1~5			
234	御記録所御書物之内御境目御用	2		A312-35-1~2			

通し番号	資料名	数量(冊)	資料番号(県庁)	資料番号(図書館)	貸附印	チェック	図書館印
235	八沢木村ヨリ滝ノ下村迄亀田御境御安地取纏	4		A312-19-1~4			
236	河辺郡女米木村亀田領君ヶ野村御境一件取纏附録	1	×				
237	亀田北野目村ヨリ御領矢島領御境八卦通一件	5		A312-32-1~5			
238	藪台山谷地一件記録	11	県A-12-1~11				
239	金山沢村堤論覚書	2	県A-65				
240	宝暦九年亀田家老小川源兵衛罷越候一件記録	1	県A-12				角印
241	郷村高帳御書上ヶ記録	1	県A-30				
242	下野領替地留書	5	×				
243	天保五年出羽下野郷村高帳	1	×				
244	文化年中開発御用留書	1	×				
245	御城下御改正取纏	1		A317-142			
246	八沢木村ヨリ滝ノ下村迄亀田御安地取纏	4	県A-32				
247	亀田表出役日記	1	県A-11				角印
248	先年ヨリ論地之記録	1	県A-159				
249	仙北郡嶺吉川外二ヶ村入会野切添田畑示談済取纏	1	県A-94				
250	天保十三年諸役所備高調書附	1袋	×				
251	久保田藩支配地之内下野国二郡絵図面并人口戸数取調	1袋	×				
252	秋田領郷帳	1	県A-28				
253	天保二卯年郷村高帳書上ヶ記録	1	県A-30				
254	宝暦九年御国目付尋問二付答書草稿	1	×				角印
255	御高札建場所	1	県A-76				
256	大正寺川下一件留書	9		A312-31-1~9			
257	亀田一件留書	20	県A-9-1~23				
258	亀田一件留書抜書	3	県A-9-1~23				
259	亀田一件御用留書	1	×				
260	亀田一件御用主意書	1	県A-10				
261	大正寺通船一件手控覚	1	×	(県A-66)			
262	享保八年調郡村本村支村御高共調帳	6	県A-19-3				
263	北海道地所引渡諸書附	3	×				
264	秋田南部津軽領境関係諸帳簿	47	県A-1-1~38				
265	在々給人格式	3		A317-140~141			
266	御苗字目録	1	県A-106				
267	御判紙	1	県A-80				
268	大小姓医師鷹役之部	1		A317-76			
269	罰之部	1	県A-107				
270	賞之部	8		A317-63~75			
271	御高札控	4	県A-140-1~3				
272	御用留書	2	県A-68、138、228	A312-37-1~2			
273	被仰渡書抜	1	県A-79				
274	公儀被仰渡控	1	県A-86				
275	公儀御届書控	1	県A-85				
276	御札控	6	県A-78				
277	武家諸法度	1	県A-83	A288.2-3172			角印
278	領中大小道程帳	1	県A-105				
279	御証摺控	2	県A-81、91				
280	小旗印	1	県A-129				
281	幕ノ紋帳	1	県A-130				

通し番号	資料名	数量(冊)	資料番号(県庁)	資料番号(図書館)	貸附印	フェック	図書館印
282	掟帳	1	×				角印
283	旧藩諸控 但トノ一印	5	×		レ	◎	
284	文化年中被仰渡控	3	県A-151-1~3				角印
285	褒賞例書	14	県D-19-1~9				
286	天保七年 旧藩町所御用記	1	×				
287	士族卒明細短冊	35		「別箱二入ル」、公文書班所管			
288	卒家譜	34		「別箱二入ル」、公文書班所管			
289	(廃棄)						
290	(廃棄)						
291	(廃棄)						
292	仙北郡村々神社調帳	1	×				
293	平鹿郡村々神社調帳	1	×				
294	秋田郡村々神社調帳	1	県A-152				
295	旧秋田領出羽下野両国郷村高帳	2	×				
296	御国目付下向之節被差出候品々御絵図郷村石付帳ヲ始メ其他品々御伺ノ為関口半八等江文通之控	1	県A-115				
297	古文書写	1	県A-147~149				角印
298	南家家人文書伝来ノ子孫扣	1	県A-154				角印
299	太閤様唐入	1	×				
300	御陣所見分御絵図	1袋	県C-270				角印
301	御判物絵図御用留書	1		A312-41			
302	御裏書絵図御証文之写	1	県A-112				
303	出羽国由利郡郷村高辻帳	1	県A-51				
304	下坐見書上ケ	8		A312-45-1~8			
305	宇都宮家願書写	合1	×				
306	中山伝右衛門存寄申上ノ書裁写	合1	×				
307	旧藩庁日誌類	33	県A-132-1~6、 県D-1~6 (24冊)				
308	旧藩士系図	559		A288.2			
309	筆筭入 旧藩士系図イロハ分	82		A288.2			
400	旧藩士家系関係書類一袋	29		A288.2			
401	古書附二袋	23通	?				
402	秋田藩渋江内膳家人筋目書	1綴	×				
403	小田五郎右衛門家系一件	3袋	県A-170-1~3				
404	同五郎右衛門家系一件	2	県A-170-1~3				
405	北家家人家系関係書類	1袋	県Bとして整理か?				
406	東家家人家系関係書類	1袋	県Bとして整理か?				
407	南家家人家系関係書類	1袋	県Bとして整理か?				
408	石塚外四家家人家系関係書類	1袋	県Bとして整理か?				
409	梅津二家家人家系関係書類	1袋	県Bとして整理か?				
410	横手給人古來勤形書出	1袋	県Bとして整理か?				
411	古書付	1括	?				
412	大館家家人家系関係書類	1袋	県Bとして整理か?				
413	復氏取調書類	1袋	県A-176				
414	旧藩士家系并古書付	30袋	県Bとして整理か?			◎	
415	旧藩領界関係書付	10括	県Bとして整理か?				
416	藪台一件取纏	4	×				
417	旧藩領境関係古書付	16箱	県Bとして整理か?				
418	出羽国油利郡之内仁加保兵庫上給村々高辻帳	1	県A-52				

通し番号	資料名	数量(冊)	資料番号(県庁)	資料番号(図書館)	貸附印	チェック	図書館印
419	御家譜	1	県A-109				
420	出羽国由理郡郷村高辻帳	2	県A-45				
421	出羽国由理郡仙北郡之内生駒玄蕃同主税知行高辻帳	3	県A-160-1~2				
422	出羽国由利郡村付帳	2	県A-47-1~2				
423	出羽国由利郡之内村高帳	3	県A-51				
424	出羽国由利郡仙北郡河辺郡之内郷村高帳	1	県A-53				
425	新御蔵入記	1	×				
426	御境目山本郡見次山御用江戸日記	1	県A-162				
427	亀田八島贈答状扣	1	県A-93				
428	日本国割帳	1	県A-102				角印
429	近進並以下諸民文書	1	県A-150				角印
430	土屋知虎日記	3	県A-146-1~3				角印
431	津軽御境矢立杉植継御用留	1		A312-40			
432	近代系図	1	県A-110				
433	御用留書	2	県A-68、138、228	A312-37-1~2			
434	羽後国飽海外三郡之内郷村高帳	1	県A-43				
435	羽前国田川郡置賜郡村山郡之内郷村高帳	1	県A-57				
436	御分限帳	1	?				
437	元朝日記抄	21	県A-144-1~21				角印
438	出羽国秋田領村名并変地目録	1	県A-31	A312-42			
439	郡方御記録 上中下 外二四ッ小屋御記録一冊	3	×				角印
440	羽陰史略	4	県A-229-1~4				
441	秋藩紀年 天地	2		A212-23、50			
442	出羽国風土略記	10		狩129-1~10 (写)			
443	町触控 明和七年ヨリ明治二年十二月マテ	39		A317-57-1~3	レ	◎	
444	雑録	3	県A-103-1~3				角印

史料紹介 「寛政七卯年より同十一巳年迄 御用留書」

——寛政七年の郡奉行設置——

金森 正也

はじめに

ここで紹介する史料は、県庁旧蔵古文書に含まれている「御用留書」（資料番号 県A―一三八）の一部である。この史料は、寛政七年（一七九五）の郡奉行設置にかかわる重要な内容を含むと考えられることが、ここで紹介する主な理由である。

郡奉行の設置は、秋田藩九代藩主佐竹義和が行った藩政改革のなかでも、農村支配にかかわる重要な政治改革であり、その意義については『秋田県史』などを始めとして、さまざまに議論されてきた。通説的には、享保期以来藩の念願であった地方知行地の蔵入化を最終的に実現した政策であるとされる。たしかに、近世史研究の動向の一つとして、地方知行の蔵入化が藩政確立のメルクマールとされた一時期があった。しかし、確立期の問題に限定されるべき視点を藩政後期の問題にそのまま持ち込むことは、分析視覚において大き

な問題点を持つものと言ってよく、しかも近年では、近世大名支配における地方知行制の意義を積極的に評価しようとする研究動向が顕著である。したがって、秋田藩の郡奉行設置についても、『秋田県史』などの通説的理解を離れ、新たな視点からその意義を再考する必要がある。その意味でも、本史料の重要性は高いと考えられる。郡奉行設置にかんしてもっともよく知られ、用いられているのが、「町触控」に収録されている寛政七年の「被仰渡」である（今村義孝・高橋秀夫編『秋田藩町触集』）。しかしこの「被仰渡」は、郡奉行設置の基本方針を示したもので、具体的な指示を含むものではない。その点では、本稿で紹介する「御用留書」は、郡奉行設置にともなう代官への指示事項や代官からの伺書、村々への「被仰渡」など、多様な議論を可能とする内容を多数含んでいる。

同史料は、後掲の表紙に示されているように、寛政七年から同十一年までに出示された農村支配に関する法令を郡方吟味役が筆録したものであるが、同史料中に示されているように、郡方吟味役は寛政

「御用留目録」一覧

寛政7年	
1	郡奉行被建置候節被仰渡并右二付御窺濟口之事
2	右同断村方江被仰渡之事
3	郡奉行より御代官江申渡書之事
4	御代官一統御改二付御窺書之事
5	御代官一統隙明二而御改之事
6	郡奉行江相窺候濟口之事
7	御改二付村々江申渡之事
8	異国船取扱方之事
9	酒造室箒之儀御伺濟口之事
10	村方取扱方御伺濟口之事
11	御所預より懸合之義被仰渡之事
12	組下御足輕御用之節申遣方之事
13	木山御山守支配相改候事
寛政8年	
14	御役屋詰より廻村之砌之事
15	横死之者人主相知候而も御検使可申請事
15	旧借財之義被仰渡之事
16	御役屋詰之節御扶持被下方之事
17	御足輕御小人御町同心知行処御引揚御蔵出二而被下置候事
18	農業之儀秋田郡江被仰渡之事
19	漂流船御検使林役江被仰付候事
20	鷹待新疇被禁候事
21	湯沢町盆中無提灯之事
22	郡方役所唱之事
23	御足輕米小間もの之事
24	驛場荷被仰渡之事
25	御蔵出小間物等被仰渡之事
26	御足輕御小人御町同心知行御引上御蔵入二付御伺濟口之事
27	右二付御所持并御物頭江被仰渡之事
28	右同断、御引上米八月古米并肝煎免被仰渡之事
29	在々御足輕米相渡節運賃定之事
30	右同断、小役銀為替手形之事
31	諸執行者・虚無僧之類取扱方被仰渡之事
32	切支丹御調帳張紙御免之事
寛政9年	
33	諸山御改被仰渡并村々江被仰渡之事
34	大木屋御普請処之儀二付被仰渡之事
35	他領者留置間敷被仰渡之事
36	自分願申立方被仰渡之事
37	御製葉被仰渡之事
38	御足輕前御引上之儀二付被仰渡之事

39	商もの取組方被仰渡之事
40	御足輕郡方江被分置候事
41	流木之義川日通江被仰渡之事
42	諸収納差引早速可取極被仰渡之事
43	角力建方被仰渡之事
44	御足輕米渡方被仰渡之事
寛政10年	
45	御代官被止置郡方吟味役被仰付候事
46	右二付勤方御窺之事
47	林役勤方被仰渡之事
48	御境口御青印二而通行之事
49	寺院門前家内之儀被仰渡之事
50	郡村境之儀二付御境目方江可申届被仰渡之事
51	郡方御備方引落方之事
52	御改二付勤方御窺濟口之事
53	同断、御金蔵より御窺濟口之事
54	旅人病気等之節仕送方之事
55	御高割銀不納被捨下候事
60	御供之面々江歩伝馬差出方被仰渡之事
寛政11年	
61	御会所役所出日被仰渡之事
62	御郷役銀平目二而可相立之事
63	壺石以下御高御郷役銀御取立之事
64	千石夫丸御改之事
65	御会所江役処被建置候二付御伺濟口之事
66	長百姓進退被仰渡之事
67	午年御改二付御郷役銀御定之事
68	御伝馬渡役之儀被仰渡之事
69	御物川筋売米積下之義二付被仰渡之事
70	御製葉取扱方被仰渡之事
71	御百姓御詮議口上書江印形不致二付御咎被仰渡之事
72	諸年賦上納限月被仰渡之事
73	豊年二付凶年備被仰渡之事

※ 番号は原史料巻頭にある「目録」に付された番号どおりである。途中、「15」に重複があり、また「55」から「60」にとんでいるが、利用のさい原本と照合しやすくするために、史料番号のままに整理した。

※ 番号に■を付したものが、今回紹介した史料である。

十年に設置されたものであるから、発令のたびごとに載録されたものではなく、寛政十一年の段階でそれまでの法令をまとめたものと考えられる。全一二五丁から成る豎帳仕立ての冊子（一五五mm×一六八mm）であるが、県庁所蔵時代に全丁が裏打ちされ、さらに布張りの厚紙の表紙が付されており、史料本来の原型は失われている。

表紙に続いて、七丁分が「目録」（目次）となっている。その表記は、次のようである。

寛政七卯年

壹 一 郡奉行被建置候節被仰渡并右二付御窺濟口之事

二 一 右同断、村方江被仰渡之事

……

十一 一 御所預と懸合之義被仰渡之事

右のうち、「壹」「二」と記された部分は朱書きであり、これは本文の頭書部分にも同様の番号が付されていて、「目録」から即その番号の法令を検索できるように工夫がほどこされている。その全体を前頁に表として示しておく。ただ、原本に付された史料番号は二箇所ミスがあり（一五が重複し、五五から六〇にとんでいる）、最終番号は「七三」であるが、実際に載録されている法令数は七〇である。ただし、実際の史料との対応を優先して、表にはそのままの番号を載せてある。

収録されている史料のうち、代官の何書などは別として、その多くは代官や郡方吟味役を通して在方に布達されたものと考えられ

る。特に、寛政七年の一から七までの法令は、郡奉行の設置がじつは代官制度の改革という側面を強く持つものであることを示唆している興味深い。また、全体を通じて、従来指摘されてきた給人知行権を制限する内容の法令がまったく含まれていない点も留意すべきである。問題は所預との関係である。この点については、十一番のほか、代官や村への通達に関連する条文が含まれている。「一番の二条・七条、二番の十五条、三番の三条など」。史料十一番は、農民支配の行政的な規定事項というものではなく、犯罪や変死者の取り扱いをめぐる管轄範囲の確認という性格の強い内容である。この触れには、年貢徴税にかかわる規定はいっさい含まれていない。史料番号一の七条、五の第八条は、課役の収納について規定したものであるが、ここにも、所預を含め給人年貢や小役銀などは含まれていない。郡奉行設置の当初より、年貢・諸役の収納については、郡方と給人の間での「すみわけ」ができていたのである。以上のことから、郡奉行設置にもなつてそれぞれの法令に散見される「一郡限拙者（郡奉行―注引用者）共支配」「御高地二罷在候者八郡奉行支配」ということの意味は、犯罪者の探索や吟味、あるいは変死者の取り扱いなどに限定されたもの、と理解すべきであることが明らかとなる。

郡奉行設置の意義については語るべきことは多いが、本稿は史料紹介が目的であるので、私見を述べることは以上にとどめておく。また、紙数の都合上、直接郡奉行設置にかかわる条文のみを紹介す

るにとどめざるをえなかつた。しかし、表を一覧すればおわかりいただけるように、農村支配にかかわる多様な内容の法令が載録されている。ぜひ原本の利用をお勧めしたい。

なお、史料の翻刻にあたっては、助詞として用いられる「者」については、「は」と発音するものについては「は」と平仮名で表記し、「ば」あるいは「はば」と読むものについてはそのまま「者」と表記した。

寛政七卯年より同十一巳年迄

御用留書

郡方吟味役

寛政七卯年

壹 郡奉行被建置候節被仰渡并右二付御窺濟口之事

寛政七卯年九月八日同役一統御局江被召出、御用番岡本但馬

殿御演説之上被相渡候御書附、御列席宇都宮小膳殿・大越十

郎兵衛殿

覚

此度格別之以 思召以前二被相復郡奉行被建置、六郡江老人宛被居置、一郡限支配被仰付、郡村二相預候儀は悉皆取扱被相任候二付、各其属役二被成置候、依之扱所限諸事其一郡限支配之郡奉行江相窺得指図可被相勤、勿論其扱処限専所存を相尽、取扱之義是迄之通相心得、能々入念可被相勤候

御窺

是迄私とも取扱之上御用所江申上来候御用筋、此末各様江御窺仕候義二可有御座候哉

附札

賞罰且肝煎進退共二精々吟味之上被申出候ハ、猶吟味之上可被仰渡候、其外諸訴等ハ吟味被相遂可被申聞候

一 前件之通各郡奉行属役二被仰付候事二候得とも、是迄扱処限取扱被任置候儀、何ソ此度被相改候事二ハ無之候処、万一事替候

義相心得、前後猶予之取扱致候而ハ全思召二相戻候事候条、面々扱所限取扱之儀は猶以踏込専取扱、御為二相成候儀は勿論、村方劳煩疾苦を被相省候御主意事二相心得、益出情相勤、兼而被任置候御旨趣不取失候様、猶以入念可被相勤候

一 御所預り之面々向寄村々支配候得共、以来村方之儀は郡村御取扱二被成置候間、其旨可被相心得候

御窺

御所預よりは是迄横死之者有之か又ハ村方より御所預之方江申立御檢使申来候、此義被止置、已来私とも手元江為申出、

各様江御伺御差図次第二取扱可申哉

附札

拙者共居合候節ハ被相窺候上御檢使可被相勤候、不居合節
ハ御檢使之上可被申聞候

一 村々諸普請之儀は一郡限取扱被 仰付候間、逐一吟味郡奉行江
可被申出候

御窺

諸普請之願村方より申出候ハ、扱限其扱之私とも精細逐吟
味、各様御窺申上候様ニ仕度奉存候

附札 伺之通

一 毛見之儀是又一郡限取扱被仰付候故、村々御百姓とも願申出候
ハ、精細吟味之上郡奉行江申出得差図可被取斗得候

御窺

御毛見願之儀是又扱限精細吟味之上、可成丈除高等為致候
而、其扱之私ともより各様迄申立得差図候様ニ仕度、左様
無之候而ハ村々之最様も差心得不申、取扱相難可申儀卜奉
存候

附札 伺之通

一 村々論地等之儀扱処限吟味之上郡奉行江可被申出候

一 御郷役銀・五斗米代銀・山川役銀・馬調錢・酒役銀・室箒役
銀・船役錢等ハ一郡限取扱被仰付候間、村々取建取纏、御金蔵
江上納被仰付旨郡奉行江被仰付候間、此旨可被相心得候

御伺

右御取立銀錢一郡限御取扱被仰付、村々より取纏御金蔵江
上納被仰付旨各様江被仰渡候よし、左候ハ各様於御手元
此未御取立被成置候御趣意可有御座哉、又ハ共扱限と申
事ニは無之、一郡之右銀錢一同ニ取立相納候事ニ候哉、孰
れ被仰渡被下度奉存候、私とも取立候儀ニ御座候ハ、是又
扱限取立ニ被成下度候、左様無之候而ハ村方より帳面数々
為指出不申候得者不罷成事ニ奉存候、但差上銀は是迄之通
ニ御座候哉、是又御窺申上候

附札

扱限り各取扱候儀ニ有之候、指上銀之儀は是迄之通
但山川役銀之儀は追而可被仰渡候

一 保戸野村・手形村・牛嶋村右三ヶ村酒造役銀之儀は当分是迄之
通可被相心得候

一 郡奉行廻在之儀ハ一郡之内当分は御百姓家被借置住居被仰付候
間、各之儀も其一郡限郡奉行住居之処江交代致可罷在候、尤春
秋ニ不相限不時共ニ各扱処御用有之廻在之節ハ郡奉行江被相窺
可被得差図候

但廻在各住居之節は朝夕之義於手元可被相弁候、猶村々廻村
之節は御賄可被下置候

御伺

各様御住居之処江私共交代致罷在候節、一郡より申出候諸

訴、常体之御用は格別、重き訴は以町送本主之同役江申達

取扱候様ニ被成下度奉存候

附札

拙者共詰合之節ハ被相窺可申、拙者共不詰合之節は本扱之同役共江被申達、本扱同役より可被相伺候

御窺

各様御詰合之節は御伺可致、御詰合無之節は其扱之同役江可申達旨先日付札を以被仰渡候、左候得ハ私とも勤形之義は御存被成置候通、扱処限兼而取扱被任置候事故、忝人限之所存を以取扱之上及御沙汰候義ハ申上、又ハ其事ニ寄推而願申出候義在之候而も難申立次第ハ其筋再三も申含返置候儀俛有之候、右等之次第第八銘々扱限之模様村々之貧富も指心得罷在候事故、品々之取扱付置候処、他扱之村居も不差心得候処より申出候訴状取扱候而も不行届、私共決し而取扱相難候義差見得候、猶又其扱之同役村方之諸訴不存ニ罷在候事ニ相成候而は、二ヶ条目被仰渡之御主意ニも相叶不申様ニ奉存候故、先日付札を以申上候通ニ被成下度奉存候

候

附札

品ニ寄其節ニ向被申聞候ハ、指図可致候

一 春農御助成并仙北諸収納物御取立方猶諸産物山林取建方等之儀数々御取扱筋も可有之、郡奉行江被仰渡候趣も有之間、委曲ハ

得差図可被取斗得候

御伺

仙北諸収納物御取立方之儀最早私とも取立之時節も近寄候事故、是迄卜相違候御取立之筋も有之候ハ、近々被仰渡被下度奉存候、左候ハ、被仰渡ニ向品々御伺之筋も可有之哉
二奉存候

付札

仙北筋諸収納取立之儀は先是迄之通可被相心得候、近々可被仰渡候

一 起返新発荒地等之儀は年々之終ニ一紙ニ取纏可差出、右書載は御自見も被成置、扱処限甲乙も御考被成置へく御内慮之趣有之候ニ付、郡奉行江被仰渡候間、其旨可被相心得候
右条々扱所限幾重ニも所存相尽、下々艱難を相省御国家之御益筋ニ相成候様ニ出情可被取斗得候、猶委曲は郡奉行可申達候間、其旨可被相心得候、以上

九月

列席

大森六郎左衛門

金 宇平治

輕部剛太

御副役 志賀九十九

一 九月八日被仰付候郡奉行・御評定奉行兼帶勤左之通
山本郡 大森六郎左衛門

仙北郡 諸橋文太夫

秋田郡 金 宇平治

雄勝郡 輕部剛太

平鹿郡 今泉三右衛門

十月廿五日被仰付候、是迄御評定奉行直々兼帯

河辺郡 廻座 岡谷兵馬

一 九月十三日、林役・郡奉行物書兼帯勤被仰付候、左之通

雄勝郡 渡部市三郎・皆川早太

秋田郡 瀬谷久右衛門・信太左助・嶋田惣左衛門

仙北郡 高畑軍藏・寺内文治

平鹿郡 戸沢作兵衛・石川惣七郎・御代善左衛門

山本郡 蟹沢源太郎・永井新右衛門

九月廿九日付被仰付候

河辺郡 国安小左衛門・仁平治右衛門

二 郡奉行被建置候二付、村方江被仰渡之事

覚

此度格別之 思召を以六郡江老人宛郡奉行被立置、支配処二被仰出諸事被相任候、御代官八属役二被仰付、諸事指揮致候事二被仰渡候間、此旨村々相心得可申候

一 諸収納銀是迄之通御代官取立取纏候而、御金蔵上納被仰渡候、是まで諸役処江上納之節諸失墜も有之事故、右費被相省候ため

御金蔵上納二被成置候間、懸り物蔵二相改、少しも費ケ間敷無之様二肝煎・長百姓共申会、村方江も相談遂置候而相改可申候
一 銀穀納方納月御法有之儀は是迄之通二候得とも、可相成丈八一時も早く相納候義專要之事二候

一 村々肝煎・長百姓は不及申、小人共男女二至迄も衣服之事古来より度々被仰渡候通二候処、自相弛候事二相聞得候、此未猶村々毎二相互二吟味致、御百姓不相応之儀無之様二可致候、若古来被仰渡相戻り驕ケ敷義有之候ハ、嚴重二可申付候

一 春農御助成願之儀年毎莫太之願申出御苦柄二相成候、明年より八年々御助成等不被差出候間、此節より村々覚悟いたし、御苦柄相省候儀專要二候、極々難立行村居ハ無御摠候間、其次第申出候ハ、厳二御吟味之上公儀江申上方も可有之哉二候得とも、可成丈ハ御苦柄相省候儀厳二可申合候

一 一年々毛見并諸普請之義是又前条之通二候
一 山林格別二御取立被成置候ため、林役郡切二立置候、山林之儀ハ是迄之通御法相守、往々繁栄二相成 公義御益筋は不申及

村々利徳二相成候義厳二申合候而、村毎二申会形林役迄可申出候、取立方之儀ハ追々林役可申渡候間、差図相守出情可致候、示し山林之ため村方勞煩二相成候事等有之候ハ、其訳林役江申出、猶御役屋江も林役迄申出候と申儀口上二而届可申候

一 此未取立之杉ハ有来之杉之通半々御割二而被下候、漆木八十歩一之御役二可相心得候

一 杉・漆木・楮其外諸産物共ニ田畑之間又ハ屋敷・垣添等江取立候分ハ無役ニ可被仰付候、但し垣添ト申儀ハ垣根より二三尺ニ限候事ニ候

一 桑・楮は往々田畑ニ不相成処江植候分ハ、此末無役ニ可被成置候

一 往々田畑ニ不相成空地江ハ杉・漆ハ不申及、楮・桑之類明年より敵ニ御取立被成置候間、山ハ不申及、里地共ニ植立候場処具サ字分致候而、此節より吟味遂可書出候、地面ニ向候而夫々品被相渡、村方ニ而植立可被仰付候、植継相濟候ハ、林役被相廻見分被仰付候、若植立不手入ニ候得者又々植付被仰付候間、最初ニ植継候分ハ随分念を入候而老度見分ニ而相濟候様ニ可致候、尤林役被差廻候節物入等ニ不相成候様可被成置候

一 御代官此末老郡江老人宛交代ニ而相詰罷在候儀ニ被仰渡、諸訴之義ハ其親郷ニ而取次、其節之詰合御代官江可指出候

一 是迄御所預之面々江処下并向寄村々支配郷と申義ニ被仰渡、不慮之儀有之節は御檢使等申請来候得とも、此度被相改村方ニ相預候義は悉皆郡奉行支配ニ被仰出候間、其意ヲ得、此末御檢使等之義御役屋江可申出候、直々御檢使可被差出候、此末御所下江申出候義ニ無之候間、左様ニ可被相心得候

一 御所下より御用之外歩伝馬等其外何もニ不寄申渡等之事有之、村方少も費ニ相成候事有之候ハ、御役屋江相伺得指図候様ニ可被相心得候

一 郡奉行之儀ハ支配と可申唱候、御代官之義ハ是迄之通御代官と可申唱候

右之件々相心得、小人共迄不相洩候様ニ可申渡候、以上

九月 郡奉行

三 郡奉行より御代官江申渡書之事

覚

一 此度格別之以、思召六郡江一郡限り郡奉行被立置、各属役ニ被仰付、諸事差図致し可相勤旨先頃各江も被仰渡候通ニ有之候、猶其節被仰渡候通、往々支配所限御役屋被立置候得共、此節ハ先仮御役屋被居置、拙者共相詰候故各も右御役屋近処江三十日交代ニ被成置候間、可被相詰候

一 拙者共相詰候役処ハ御役屋ト可申唱候

御窺

私とも相詰候処も御役屋ト可為申唱候哉

一 御所預之面々向寄村々支配ニ候得とも御引揚被成置、已来一郡限拙者共支配ニ被仰付、仮令御処下たり共高持之者ハ是又支配ニ被仰付候間、此旨可被相心得候

一 村々毛見之儀は精細吟味之上拙者共へ可被相伺被仰渡候義ハ被心得候通ニ候、猶又手元ニ而も及吟味候而御檢地役を以御吟味被成候事ニ此間被仰渡候間、下吟味之儀精細吟味を被遂候義第一二候、尤其所ニ寄各為立会候事ニ被仰渡候

御伺

御毛見之儀御檢地役卜立会候義ハ私共不心得之儀ニ御座候
間、立会之義難仕御訴訟ニ奉存候

一 支配処ニおゐて不慮之儀有之御檢使被指出候節ハ、各詰合之内
ニ而可被差出、其場之模様ニ寄跡々御吟味不被相逐候而不相成
節ハ此方ニ罷在候組合同役可被指遣候、又ハ其事ニ寄林役被遣
候事も可有之、右之訴拙者共不罷在候節ハ各詰処江相訴可申段
兼而被仰渡被指置候間、此方江不被相伺直々御檢使被相勤、其
場之模様ニ寄仮埋致候而不苦節ハ其形申渡、其次第町送を以可
被申達候

御窺

詰合居候もの、御代官処ニ而不慮之義有之候ハ、林役御檢
使（殿指）ニ指遣被下度候、手元御代官所ニ無之他之御代官所ニ
御座候ハ、御ヶ条之通檢使可相勤候

一 惣而在々御足輕御用之砌拙者共不罷在節ハ、各より其処之組頭
迄直々申達候而御用可相弁候、但給人御用之節右同斷
一 村々諸普請一郡限取扱形り先頃被仰渡候通ニ而、御入方可相成
丈ヶ相除、精々吟味之上可被相伺候、猶吟味相逐候上右付添可
被仰付候、其事ニ寄御檢使役見分ニ無之候而ハ不相成普請等ハ
見分被仰付、各江立会附添候義被仰渡候事も可有之候

御窺

御普請之義ハ私共手触不申事故、諸事畔等之儀於手元指考

候義不相成、右ニ付附添候義も難相成奉存候

一 村々論地等も其事ニ寄御檢使役を以御吟味可被逐置候
御窺

一 村々論地等之儀ハ是迄之通之外取扱方無御座御訴訟ニ奉存
候
一 春農御助成米是又年々莫太之御助成米被差出候得とも、明春よ
り御助成等不被指出候間、此節より覚悟致候而、御苦柄相省候
様ニ先頃御百姓共江被仰渡候、其所ニ寄格別之村居ハ御取扱被
成置候事故、於各も右心得ニ而被逐吟味候而可被申出候

御伺

此御箇条之義ハ別帳を以申上候

一 酒造・室箒年々増減之義願申出候ハ、精々被逐吟味、如何程ニ
被成候而可然候哉、各差考形下ヶ札被致候而可被申出候
但桶調之節是迄支配御目付被指出候得共、此末不指出候間此
旨可被相心得候

御窺

酒造之儀ハ未夕御勘定方より諸帳面不被相渡候事故、追而
可申上候

一 村々焼失有之節ハ御檢地役被差越候而御吟味可被成置候、其事
ニ寄纒之焼失等ハ林役ニ而御吟味被仰付候義も可有之候

但火元入寺申出候ハ、一昼ハ則入寺御免ニ而呵可被申渡候、

示し其事ニ寄怪敷模様ニ相聞得候義等ハ其次第拙者共江町送

を以可被申聞候、居合之節ハ直々可被相伺候、呵差免候儀は伺之上可差図致候、但夜中ハ則入寺御免ニ被申渡、其形町送を以可被申達候、尤居合之節ハ被相伺可申候

- 一 御境抛入御塚目方ニ而申付候節、又ハ呵等申渡候儀等ハ、此末拙者共江御境目奉行申談候事ニ被仰渡候間、此旨可被相心得候
- 一 山川役錢之儀当分是迄之通被成置候、追々吟味之上各取立被成置候儀も可有之候、山川役人ハ拙者共役支配ニ被仰付候間、此旨可被相心得候

- 一 保戸野村・牛嶋村・手形村酒造ハ当分是迄之通町方江被加置候間、此旨可被相心得候

- 一 盆前・暮一紙共ニ是迄ハ御用処御勘定方江被差出候得とも、此末両冊とも拙者共江可被指出候

- 一 是迄之鄉村方役所被相止、那方御役所ニ被成置、二・六之出日被相定、拙者共出勤致候間、此旨可被相心得候

- 一 町送ハ此末組合同役迄可被申達、組合同役より拙者共江可被申聞候

御伺

同役共無残廻在之砌ハ各様江以町送可申上候

- 一 諸帳面此末何郡誰支配処、御代官誰ト相調候様ニ可被相心得候
- 一 拙者共始各林役共被下置候御扶持方置米ニ而、其村々ニおゐて請取候事ニ被仰渡候

- 一 拙者共御役屋江相詰罷在候節ハ卯時一人、各江八式人、林役江

八老人被貸下候

但右卯時ハ其事相弁候人物定詰ニ可被申渡候

御窺

右卯時江壹日壹升宛之引米被下置候哉、左候ハ、右引米当秋其村御物成之内より来八月卅日迄之分引落ニ可被成置候哉、別段給錢ニ而も不被下置候哉

- 一 拙者共廻在之節ハ有人之外供立之内江前夫為差出候事ニ御伺相濟候間、此旨兼而支配所限り可被申渡候、同役共支配処江為懸合、御用等ニ而承候節ハ支配所よりは又差出候事ニ候

- 一 此度林役被建置、御物書兼帶ニ被仰渡候、此末各取担ニハ無之候得共心付候儀等ハ林役江も相談致し候而、御益筋ハ不及申、村々往々利潤ニ相成候様ニ可被心得候、此旨ハ林役江も兼而被仰渡被差置候

御伺

此義ハ御用所よりも被仰渡有之様ニ仕度候

- 一 各勤形之儀は役支配同様ニ指心得、諸事差図致候様ニ被仰渡候間、自分願筋等ニ而も拙者共江被差出披見之上被差出可申候

御窺

此之義ハ御用所より被仰渡有之様ニ仕度候、其節ニ向御用所江御答可申上候

- 一 蔵宿并船道是迄各支配ニ被仰付居候へ共、此末拙者共・町奉行両支配ニ被仰渡、各取担被成置候間、此旨被相心得、其向江

可被申渡候

- 一 支配ニおゐて詮議者有之節ハ、各詮議相遂可被申出候、其事ニ寄組合立会被仰付、手間無之節ハ林役助力被仰付候義も可有之候

御窺

多人數之同役共故、同役を以立会御用可相弁奉存候

- 一 各話処指立候入用之諸道具ハ從 上可被相渡候、行々破損等ハ不被相渡候間、手元ニおゐて可被相弁候

右御箇条之外追々可被仰渡候、以上

九月

郡奉行

四 御改ニ付同役一統御窺書之事

口上覚

私共御役形之儀は御存被成置候通御代官処悉皆取扱被任置、至而重き義ハ 上之御指揮を相蒙り相勤来候ニ付、身不肖之私とも御役筋御請仕如何様にも相務来候義ハ、偏二 上之御威光之程、重畳難有仕合奉存候、然者此度御改格被成置、各様郡奉行御役被仰蒙御指揮被成下候段、御百姓ハ不及申私共ニおゐても重畳安堵之次第筆紙ニ難申上尽難有仕合奉存候、然ル処先頃思召形件々御箇条を以被仰渡候内、役形之儀ハ是迄之通被成置、万一事替候事ニ取請候而ハ重キ 思召ニ相戻候ニ付、此上所存程々踏込可相勤段御言々相分候、被仰渡身不肖之私共難有御儀

二ハ奉存候得とも、実以勤形之程恐入罷在候、乍然是まで被任

置候御役形り故今更御辞退可申上様も無之奉存候、然ル処此度各様より六郡村々御支配ニ被仰付候ニ付悉皆御引請御勤被成候御主意被仰渡、尚又諸事御指揮も可被成置候間、御窺之上御指図を得可相勤打重被仰渡候、左候得者前文之通御代官所不相替被任置候御主意尚又打重踏込可相勤等之思召被仰渡候上は何れニ向可相勤哉、万一愚慮之私共勤過候欤又は猶予之勤形等有之候而は 上之御本志ニ相戻候儀ハ不申及、各様御所存ニも相違し可申、左候得ハ無過不及相勤候勤形り誠ニ以不行届、私共此之義当惑千万奉存候、依而被為成候義ニ御座候ハ、御重役之各様故何事も悉皆御引請御指揮被成下、私共之義ハ村形諸取次申上候一卜通之御役形ニ被成下候ハ、此上もなき難有仕合奉存候、右之趣宜様被仰上被下度奉存候、以上

十月

仙北下筋御代官

右卯十月二日御用所ニ而杉山善兵衛処江山崎甚五兵衛・高久彦右衛門・大槻茂左衛門出候、郡奉行中江も惣同役差出、同七日同人より返置申候

五 御代官一統隙明ニ而御改之事

- 一 卯十月七日、御代官式拾式人無殘御改ニ付隙明ニ被仰付候、則日式拾式人御代官被仰付候名前左之通筆並被仰付候

山崎甚五兵衛

鈴木東三郎

高久彦右衛門 片岡三郎右衛門

安藤太郎右衛門 田崎助之丞

長崎四郎兵衛 土屋吉藏

橋本甚之丞 片岡正左衛門

綿引祐藏 岩屋久兵衛

大越小助 田中久左衛門

渡部市三郎 山崎善兵衛

志賀伊左衛門 水谷八郎左衛門

岩屋清兵衛 平沢小七郎

桜田三郎左衛門 (十九日被仰付) 高久喜左衛門

同日隙明人数左之通

宇留野源七 熊谷惣助

池田宇一左衛門 塙 庄吉

大槻茂左衛門 小野岡九左衛門

森田仁右衛門 大森団右衛門

右御改二付被仰渡之事

御代官江

此度格別之 思召を以已前江被復郡奉行被建置、六郡江宍人宛被居置一郡限支配被仰付、郡村江相預候義は悉皆取扱被相任候

一 郡奉行役支配二各被 仰付候、仍而扱処限り諸事其一郡限り支配之郡奉行江相窺得差図可被相勤候、勿論其扱処限専所存を尽

取扱候義以前より之勤形之通相心得、能々入念相勤、村方勞煩疾苦を相省 上之御益筋二相成候儀能々相心得益出情相勤候様二との御主意不取失様二可相心得候

一 各同役一郡限り組合之儀是迄御代官勤形之通二可被相心得、尤扱処限不重立義ハ同役不及相談、郡奉行得差図可相勤候、若其事二寄組合相談無之候而は不相成義は可及相談、惣而御用筋之儀は是迄ハ同役一統及相談候義に有之候得とも、以来被相改組合同役相談之義は格別、組合之外同役一統相談之儀は被相止候間、此旨可被相心得候、夫共是非一統不及相談不相成義有之候ハ、其形郡奉行江相窺、何れ可被得指揮候

一 御処預之面々向寄村々支配二候得とも、以来被相改、向寄村々ハ不及申、御所下たりとも御高地二罷在候者ハ郡奉行支配二被相改候間、此旨可被相心得候

一 村々諸普請之義ハ一郡限り取扱被仰付候間、逐一吟味郡奉行江可被申出候

一 毛見之儀は是又一郡限り取扱被仰付候故、村々御百姓願申出候ハ、精細吟味之上郡奉行江申出得差図可被取斗候

一 村々論地等之儀扱処限吟味之上郡奉行江可被申出候

一 御郷役銀・五斗米代銀・高役錢・酒役銀・室箒役銀・船役錢・差上銀等ハ郡限り取扱被仰付候間、村々取立取纏御金藏江上納被仰付候旨郡奉行江被仰付候間得差図可被相勤候

一 郡奉行廻在之義は、一郡之内当分は御百姓家被貸置住居被仰付

候間、右之義も其一郡限り郡奉行住居之処江交代いたし可罷在候、尤春焼二も不相限不時共二各扱処御用有之廻在之節ハ郡奉行江被相伺可被得差図候

但廻在各住居之節は朝夕之義於手元可相弁候、猶村々廻在之節御賄可被下候

一 春農御助成并仙北諸取納物御取立、猶諸産物山林取立方等之義も数々御取立筋も可有之郡奉行江被仰渡候趣有之候間、委曲ハ得差図可被取斗候

一 起返新発荒地等之儀は年々歳之終二一紙二取纏郡奉行迄可差出、右一紙ハ 御直見も被成置、扱処限り甲乙も 御考被成置へく、御内慮之趣も有之候二付、郡奉行江被仰渡候間其旨可被相心得候

右条々扱処限幾重二も所存相尽下々艱難を相省 御国家之御益筋二相成候様二出情可被取斗候、猶委曲ハ郡奉行可申達候間其旨可被相心得候、以上

十月

六 郡奉行江相伺候濟口之事

肝煎仮役申渡候儀は是迄之通村方より人取為致、手許二而申渡候上二郡奉行江可相届事

但分柄有之召放候等之節は御窺之上可申渡事
附札

廻在向等二而無之不差懸候ハ、伺候事二有之候

一 廻在向二而分柄有之及吟味候上不屈等二見込候ものハ呵置候而、吟味形申上候儀是迄之通二可致、猶又其模様二寄番人等付置候義も右同断

一 小事之儀ハ是迄之通無御窺所存程二取極可申、尤右件々ハ郡奉行江為申知二不相及候事

一 酒造高之内壺ケ年限減石願相濟候分、引潰願申出候ハ、於手許委曲吟味相遂候上右願訴状可差出事

一 肝煎人取致本役之願申上候ハ、直々村方訴状差出、右人数之内誰江被仰付可然之段演説可差添候事

右之趣伺之上相極、卯十月八日

一 御城下出火之節是迄之通可相心得候、御伺之上申渡有之候

一 廻在向御扶持之儀郡奉行六ヶ月、御代官・林役も十二ヶ月御扶持被居置、四季廻在之節跡御扶持之儀ハ組合限無甲乙配符可致事

右之趣卯十月十一日御窺之上相極候

一 自分之願御用所江差出候分郡奉行江内見二入置候而、組合同役を以差出可申、若組合廻在等二候ハ、林役相頼候而内見二入置候迄二御用所江可申立事

右は右同日右同断

一 郡奉行衆と贈答之儀ハ不断苗字忝字欠候事、廻在向より町送等之節ハ御用所江差出し、町送之例二随ひ苗字無關字、内ハ様付

之事二可致、一統相談相濟候

一 御毛見之節御檢地役と付添立会之儀御窺申上候処、御毛見之義ハ全く各勤形二無之事故、毛付等之儀二付御立会被成候義二ハ無之、根源村方取_レり等之儀二付各方被差遣候事二候

一 諸普請之儀立会之儀ハ各吟味被致被申聞候ハ、其事二寄吟味之上御檢地役不被差遣候得者不相成事ハ差遣候、何ソ各方御取扱二不相成事ハ強而被仰付候義二ハ無之候旨、列席之上山崎甚五兵衛・鈴木東三郎江被申渡候御ヶ条之御主意ト右演説之主意ト相違候処も有之候故、猶更相認差置候、卯十月十三日

一 御役屋被明置候義不相成候、御用有之廻在二候ハ、跡御扶持御差引も不被下候故廻在御用相濟候ハ、三十日之内残日数有之候ハ、可相談候事

一 秋廻在之節差上銀・差上高帳・御本図帳被相渡候上引合、違有之候ハ、付札致シ、同役共罷歸候節其方江相渡、吟味濟候ハ、町送二而仕送可遣候事、又ハ御割役処江町送を以申達、吟味之上又々以町送仕送候儀も可有之候、右両様勝手二可致候

一 役所詰合之節近村出火之砌ツマ驅人之義兼而被仰渡被差置可申哉但高挑灯被備置可申哉之事

一 高挑灯之義は御仕切之内二而備可差置、拙者共詰合之節ハ出張可致、不詰合二候ハ、各出張可被致候、驅人之義ハ廻在之上可申渡候

一 肝煎退役之願申出候ハ、御窺之上可申渡候哉、但廻在向江申出

候ハ、是迄之通可申渡候哉、本肝煎等病氣退役之願申出候ハ、廻在向二有之候ハ、早速仮役申付、肝煎願訴状町送を以役頭江可申達、猶又願之訳から并御代官差心得等之趣是又以町送委_レ可申達候事

一 村方重キ願書ハ是迄之通添書を以可申立候哉
伺之通

右之三ヶ条藤三郎相伺候処、脇書之通相極候

七 右御改二付村々江申渡之事

覚

一 此度格別之御改筋被仰出、一郡限郡御奉行被建置、手前共役頭二被成置、諸訴之儀得御差図相勤候様被仰渡候、近々郡御奉行村々巡見被成候二付左之通可被相心得候

一 御賄等之儀は御重役之事故手前共廻在之節同様之御取扱相成間敷取請候村々も可有之候得共、左様之順二而は無之候、仮令者本汁江其時節之焼肴等付置候ハ、平・二ノ汁杯指上候義二不相及、其節二寄焼肴相止候ハ、平なりとも指上候儀不苦候、何も料理かましき拵等不致、本汁ハ勿論平迄其時節之輕品二而可差上候事

一 御窺之上夕二御酒指上候ハ、至而輕肴三種吸もの迄通二可相限、昼酒等指上候事堅く可相禁候事

但御供廻江は輕本汁江保太魚類之品、外之膳菜は可相止候、

昼寝酒共二可相禁事

一 村々御廻在之砌は其村より隣郷境迄長百姓之内老人宛御先立可致候、尤肝煎・長百姓村入口まで御出迎可致候

但前々より肝煎其村二寄り脇指さし候而御出迎致来候ハ、是迄之通にて不苦候

一 六郡一統全く郡御奉行之御支配二被仰渡候故、村々肝煎早速罷登御見舞可仕義は不申渡候而も心得可有之候得共、此方江登合罷在候村々は格別、能々御見舞等二罷登候義ハ延引可致候、然れ共御支配二御目懸ス罷在候筋二は無之事故、追々御用序等二而罷登候砌二ハ決而御見舞可申上候事

右段々之儀は何ソ手前共申渡候義二ハ無之、郡御奉行内々被仰含候二基キ、村々勞煩無之、諸失墜も被相省度厚キ御内慮二有之候、万一右之外過美等之儀有之候而は御呵を得可申指見得候故、為心得之申渡候間、寄郷村々江も急度可被申渡候
卯十月十九日

十 村方取扱方御伺済口

御窺之覚

横死倒もの有之候得者、御吟味之上旅人二而在処相知候得者其向江被仰達候砌、私共名前を以他処文通被成置候義は御存被成置候通二御座候、以来ハ如何被成置候哉

一 於他領御当領之者横死等有之節、向方より申来候而も右同断

一 浜辺村々大公儀御触状返上又ハ右二付他処懸合出来候得者右同断

御附札

前三ヶ条是迄之通

一 木山御山守之儀は御代官支配二御座候得とも、御本方御用も相抱候儀有之候故、役申付候も召放候も御本方江為知指置候、此度御改被成置候故此未如何被成置候哉

一 能代方御山守是迄私共と両支配二御座候、此未如何被成置候哉
御附札

右二ヶ条拙者共支配二被仰付候

一 是迄能代御山方二付御用有之候得共、御百姓共直々才足尋等之儀御座候得者直々引付吟味致し候、已来ハ御役屋被居置候事故能代より御役屋迄申越候様二被成置候哉

御附札 窺之通

一 能代御留山之内雜木立之分是迄村々炭木山等二願申立候節、私共江披見二入候而其上能代方江願申立候事二御座候、青木ハ格別、雜木は旧来相立候得者枯木・朽木二罷成伐取候而も跡生延不宜候故、雜木林は御手元江被属置候ハ、御百姓共勞煩も相省、猶古木立より被明置若木立御勞り之事二被成置、往々番山立二被成置候而も可宜奉存候
御本方二而御取立林も右同断

御附札

右二ヶ条是迄之通、但願申立候節ハ林役江申立、拙者共江指出候事、林役江被仰渡候

一 千石夫丸是迄私共江担被仰付候而牛嶋村高橋市右衛門請負申付置候義ハ御存被成置候通ニ御座候、此末如何被成置候哉

御附札 是迄之通

一 御收納もの取立時節は御役屋江相詰候儀ニハ相成兼候、其節ハ林役斗被指置候哉、尤其詰ニ相当り候者名前ハ林役相届指置、急段御用有之候ハ、申達次第ニ罷越候様ニ可致候

御附札 是迄之通

十月

御代官

十一 御所預と懸合之儀被仰渡之事

一 御処預り支配之者と掛合之義有之、御所持之方ニ而詮議等不致不相成次第有之節、前簾誰か差遣、御役処詰合之方より可申渡候間、此旨可被相心得候、且又片時も難差延召捕候節は直々召捕候村居江宿申付吟味可致段、御所持之方江も被仰渡候間、此旨可被相心得候、尤召捕吟味致候義相互ニ為知ニ相及不申事ニ被仰渡候

一 其事ニ寄取逃候儀不相成もの有之節、於其支配処召捕宿等申付候儀、其所之庄屋・肝煎江相談相弁候様被仰渡候、御所預迎も右同断ニ候

一 御代官所村々ニおゐて倒死之者有之節、御檢使之儀早速御役屋

江可申出候、御所持支配地ニおゐて倒死之節ハ御所持より御檢使被差出候

一 横死之者有之節双方より御檢使被指出候間、早速御役屋江可被申出候

右之趣相心得、寄郷村々江も可被申渡候、以上

十二 組下御足輕御用之節申遣方之事

覚

一 組下給人・御足輕、郡奉行支配処ニ而御用有之節は、郡奉行并御代官より其向組頭迄申達、御用相弁候儀ニ先頃被仰渡候得とも、御吟味之訳有之、此末給人御足輕御用有之節、御代官林役より家来迄可申達候

右之趣御苗字之衆江被仰渡候、御名字之外先頃被仰渡候通可被相心得候

十三 木山御山守支配相改候事

覚

一 木山方御山守是迄御代官支配ニ候得とも御引上被成置、郡奉行・御財用奉行両支配ニ被仰付候

一 能代方御山守是迄能代奉行・御代官両支配之処御引上被成置、郡奉行・能代奉行両支配ニ被仰付候

卯十月十三日

郡奉行

寛政八辰年

二十二 郡方役所唱之事

覚

拙者共詰廻ハ郡奉行所と申唱、御檢地諸取次役廻ハ郡方取次役所ト此未唱候様ニ被仰渡候間、此旨相心得可被申候、以上

八月

郡奉行

寛政九巳年

三十三 諸山御改被仰渡并村々江被仰渡之事

覚

一 此度格別之御吟味を以六郡木山、御直山・能代方御薪山并御境付は御墨引三間下り以下、自今悉皆一郡限拙者共支配山ニ被仰渡候

一 御境目御墨引より三間迄ハ御境目奉行是迄之通取担候間、此旨可被相心得候、当時御境可被分置候得共、新二其向立会被仰付候而は勞煩物入も可有之事故、御用序連々被分置候、右三間下り以下麓鄉村々肝煎取担被仰付候、長百姓・小人共迄一村申会守護致候様ニ被仰渡候

一 御直山能代方共二薪山・炭木山・商売山共二当時相済罷在候分

ハ直々は迄之通被仰付候間、本御せうこ御役屋江指出、新御証抛二引替、其外御証文等（成册）□相渡被差置候分ハ、御吟味之上御書替被相渡候間、是又御役屋江差出し候様に此度被仰渡候

一 御直山・能代方共二是迄空山ニ而居候分并此未明山ニ相成候分共ニ於村々植立候分ハ半々之御割合を以被下候事ニ被仰渡候
一 寺社木ニ限り風折雷震木或ハ野火烧等ニ相成候分ハ、三本以下二候ハ、其向寄御役屋江可申出候、三本以上二候ハ、是迄之通寺社方江可申出被仰渡候

一 委曲之儀は別紙を以村々江被仰渡候間、此旨被相心得、村々勞煩被相省、往々諸山盛ニ相成候様、尚林役江も被申会重キ思召形相立候様ニ出情被取扱可申候

二月

郡奉行

覚

一 此度格別之御吟味を以六郡木山、御直山・能代方御薪山并御境付は御境御墨引三間下り以下、自今以後悉皆一郡限我等支配山ニ被仰付候

一 御境目御墨引より三間迄ハ御境目奉行是迄之通取担二候間、此旨可相心得候、当時右境可被分置候得とも新立会被仰付候而は勞煩物入も可有之事故、御用序連々境被分置候、右三間下り以下は麓鄉村々肝煎取担ニ被仰付候間、長百姓・小人共迄急度相守護様ニ一村申会守護可致候

一 村々山守共御直山・能代山共二其向被止置、一郡我等支配ニ被

仰付候間、此旨可被相心得候

- 一 御直山・能代山右両山取扱方は、山処明置、其向二而御用木被指出候節八木品山処共二其向より申達有之候得者、林取立役廻山申渡、山分木分共吟味相遂申出候上二而山御差紙其向江被相渡、杣入被仰付候間、御山守共右証拠請取伐出し中御檢使可被指出候得とも、猶念入担処立廻可申候

- 一 是迄能代方支配山より村々御普請木被差出候節、能代方江被仰渡候而同処より下代等被差越取扱被仰付候得共、自今能代支配山手元江被相任候上八、林役被差越候而取扱被仰付、能代方下代等被指越候義無之候間、此旨可相心得候

- 一 能代山・御直山共二薪山・炭山・商売山共二当時相濟居候分八、直々は迄之通二被仰付候間、本御証拠御役屋江指出、新御証拠二引替可申候、其外御証文等被相渡被差置候分有之候八、御吟味之上御書替被相渡候間、悉御役屋江差出可申候

- 一 前々より空山二而罷在候分并此末被明置候山共二迹植繼之儀は出情植立可申候故、植立之分八山処字処共二御吟味之上被分置可被相渡候間、此旨兼而可相心得候、植立之分成木之上八御直山・能代山ともに半々之御割合二而被下置候

- 一 杣入之節八山子并川下人足雇方等八、御財用方・能代方二而仕格致候間、此旨可相心得候
- 一 木品川下ケ之儀流木等有之砌八、是迄之通川目通村々大切二相心得、其向村々より人足差出し留木致し、差支二不相成様二急

度相守可申候、尤是迄之通御褒美可被下置候

- 一 増元米・木元米(ノ)之等之儀は是迄之通可相心得候
- 一 御直山・能代山共二林帳字処相分并林立宜場処、猶近年林立二相成候場処共二青木雜木共其訳具分置候而可書出候

- 一 但空山之分是又山処字処共二書分可申候
- 一 自然木二而林立可相成候分八、此末共二御割合八不被下候間、取立林自然木と末々相混不申様、急度分置相守可申候
- 一 寺社木二限り風折雷震木或八野火烧等二相成候分八、三本以下二候八、向寄御役屋江可申出候、三本以上二候八、是迄之通寺社方江可申出候

右之通御改被成置候御趣意は、村方勞煩被相省、諸山盛二御取立被成置、往々村方潤沢二相成候様二可被成置、重キ思召を以被仰渡候儀二候条、難有奉存、此末諸山專取立候様二村々出情可致候、御直山・能代山共二林立之分八、麓鄉村々御山守同様二一村心を用、急度相守候様二可致候、以上

二月

郡奉行

村々 肝煎

御山守

長百姓共江

四十五 午二月晦日、御代官役被止置、直々郡方吟味役二被仰付候

被仰渡

覚

此度格別之御吟味を以御代官役被止置、郡方吟味役被建置候二付、直々各右御役被仰付、役列之儀は御勘定吟味役・郡方吟味役・御財用吟味役と可相列候、勤形之儀は諸收納取立・村々諸訴取次等、諸事郡奉行得差図可相勤候、尤取担御用筋之儀二付存寄之旨無覆蔵郡奉行江申談、御益筋之儀は勿論、村々勞煩等相省候様出情可相勤候、尚難心得義は郡奉行江可相窺候

二月

猶郡方吟味役郡限り二被相分候故、其郡之郡奉行役支配二被仰付候

右之趣井口亘・真宮内蔵丞を以被仰渡候

一 右御改二付、御役料高拾五石・御合力・筆墨紙料共二卷ヶ年三百八拾目被下置候、外二同役被減置候節被下候七拾目之合力八是迄之通被下候段被仰渡候、猶此末誰扱処と申儀無之趣役頭衆被申含候

四十六 郡方吟味役二御改二付勤形御窺之事

口上覚

此度格別之御吟味を以御代官役被止置、郡方吟味役被建置候二付、猶又勤形之義は御手前様御差図を得、存付候儀も有之候

一 八、可申上御丁寧被仰付候二付一統会評相遂申候得とも、是迄之勤形之儀は扱処被定置候事故、右二基郡限同役共一統之取扱二被成置候得者、指当り御收納取立方二相向候而は纏方二不相限收納取立筋難渋仕、取り貫り不申儀差見得、万一御不益等二相成候而は重々恐入候次第二奉存候故、種々申合仕候得とも如何共存付も無御座御坐候故、別而新二被建置候御役之儀二御座候間、御手前様方御評議之上順宜之勤方御定書を以御指揮被成置候様二仕度奉存候、左候八、右二向存付候儀も有之候八、無服蔵御窺二相及申度奉存候間、何分御指図被成下度奉存候

一 是迄村々諸訴私共宛処二而申出候、此末如何被成置候哉

一 此末三人宛処二而可為差出段、午三月六日被仰渡

一 一郡之内同名同村有之候、是迄扱所を以相分申候、此義いかゝ被成置候哉

御附札

各并林取立役其節之御振合次第可被仰付候

右二付同役橋本甚之丞役頭御列席之処二而相窺候八、御付札之通二候得者以来急事之御檢使二而も御窺申上候哉と申上候処、都而御檢使等之儀吟味役主役二罷成、外村江廻在亦八御用有之御檢使難仕節八林取立役御檢使被仰

付候義ハ是迄之通、依而其節之御振合次第卜御付札被成候由被申含候

四十七 林役江御用勤方被仰渡之事

覚

林役江

各勤方之儀は一昨年御代官被減置御人少故、諸事役外之御用向相務候二付、御合力等も被増置候処、当春中御代官役被止置郡方吟味役被仰付、取担一纏被致置候、然者各務形之儀も已前二不相変吟味役御屋詰合無之節ハ、何之御用二而も差懸候儀ハ不軽窺互二可被相務候致外之義卜心得御用向延引二相成御差支之義も有之候故、別段被仰渡候、尤吟味役江も被仰渡候間、其旨可被相心得候、以上

午四月

五十三 御改ニ付御金蔵より御窺之濟口

覚

一 御代官被止置、郡方吟味役と被成候砌り御役処江被仰含候は、当九月迄ハ取扱諸事は迄之通り二仕罷在、十月二相成候ハ、被仰含御趣意二而罷在候故、左之通御伺申上候
一 去年中御皆濟二相預候御証扱、去年中二相至候儀二候得者、其年之年月日二而被指置候而宜く御座候得共、去年中御皆濟之

儀は当九月迄之分故、今年御改後二相成候村方江被指出候御証扱有之申候、左候得者本御代官誰と御証扱不被指出候而ハ御皆濟二全く引合不申候、御皆濟之儀ハ是迄御代官限二相調候故、郡奉行宛処斗二而は相解不申候故、当九月迄之分ハ本御代官誰と被指出候様二仕度候

付札

已年分二御皆濟二相当候分ハ本御代官誰と可被指出、当午年分よりは誰支配処何郡何村と可被指出候

一 右申上候通、御皆濟之儀は御代官限相調来候、明年より一郡限之御調二而は混雜可申様無之、随而村毎過不納も見得兼、御百姓共一郡限罷登候而は失墜も可有之、且是迄之通御皆濟方も尺取申間敷奉存候、御皆濟之儀は是迄之通扱限相調候様仕度候
付札

御改以来扱と申は無之候故、扱切と申二ハ不相成候、其郡之大小二寄冊数二而可被差出候

一 御収納御帳立是又扱切二不仕候得ハ納方甚相混過不納等有之、郡方吟味役江懸合候二も一郡切二而ハ尺々敷無之、諸事取扱勞煩二相成候故、是又是迄之通扱限り上納為致取扱申度奉存候
付札 前条之通

一 御朱印之儀は今年ハ村限二本御代官誰と相認差出申候、是又右之通仕度、左様無之候而は同郡同村有之節ハ相分ケ申間敷、夫とも右之通之儀二被成置候ハ、字付二而も被差出可申候哉、右

件々御附札を以被分置被仰渡被下度奉存候

附札

午年より之分は同郡同村之分八字分二而可被指出候

十月二日

御金蔵

右は午十一月六日、今泉三右衛門殿被相渡候、承り片岡三郎右

衛門、其節外二別紙二而左之通

御皆済巳年迄之通

雄勝郡

右同断

平鹿郡

右同断

川辺郡

右同断

山本郡

三組二而午御皆済可指出候

仙北郡

七組二而右同断

秋田郡

一 同名村字付二而可差出候

右之通御金蔵江被仰含候

一 御備高之分去巳年分ハ御皆済之節高二而引落二相成候得共、当

午年分より御藏分ヶ上納米之内を以引落被成置候、給分六二相

当分ハ差上来之内を以引落被成置候、此旨可被相心得候

寛政十一未年

各役所此度被建置候二付、二六二出勤、老郡限御用承り被取纏可申、二六之外二も御用有之節は老郡限出勤可被致候、惣同役不時二立会有之節は、先達而被仰渡之通手許江被相窺候上二而立会可被致候、且以前より仙北下筋被相分、月並寄合有之参会被致事二候得とも、役処被建置候上ハ御用櫃右役処江差置候而、此末月並寄合は被相止、於役処二御用被申会可申候、以上

未二月六日

(古文書班 かなもりまさや)

六十一 御会所役処出日被仰渡之事

覚

彙報

(平成二十二年一月現在)

一 展示

○企画展「公文書館資料で見る近現代秋田の交通」

前期 八月二十九日～九月二十三日
後期 十一月十三日～三十日

本企画展では、生活に身近な「交通」を切り口として、歴史資料として貴重な秋田県庁文書の一端を展示の形で提供した。交通関係だけでも豊富な資料が保存されていることを示し、公文書館の重要性を一般に理解してもらおうと共に、公文書館資料の効率的な利用方法をパンフレットで解説するなどした。

また、文書の他にも、館所蔵の昭和三十年代以後の県政映画から交通関係をDVDに再編集し展示室で終日流す試みも、今回新たに行った。

公文書班で担当した企画展としては、平成十九年度の四六一〇人に対し、六三三二人の観覧者数となった。増加の要因としては、テーマの身近さ、映像機器の併用が考えられる。展示の構成は左のとおりである。

陸上交通

- ・人力車登場！
- ・乗合馬車走る！

- ・鉄道馬車から路面電車へ
- ・鉄道の時代（前期国鉄編、後期私鉄編）
- ・自動車登場！
- ・自転車とオートバイ

水上交通

- ・河川交通の盛衰と港湾整備
- ・航空交通

- ・空港の整備とプロペラ機からジェット機、国際線へ

公文書が歴史資料になるまで

展示は、秋田県の陸上・水上・航空交通史に沿って当館の関係資料を紹介する形をとった。ストーリー性が入り、また人力車や飛行機など写真を補助資料に配したことで、観覧者には見やすい展示になった。一方で、パンフレットには「調べ方のツボ」という欄を設けた。例えば国鉄であれば、土木行政の簿冊の他、秋田県統計書、県議会議事録、国会議事速記録などを調べれば良いことを紹介している。

今回の企画展も試行錯誤の一つであるが、今後も公文書館への理解を広げ、かつ利用者の資料閲覧に役立つ展示を目指してゆきたい。
(柴田 知彰)

○閲覧室展示

今年度も閲覧室において小規模な展示を行った。概要は次の通り。

「公文書館所蔵資料に見る湯沢・雄勝」

八月四日～十月三十日

前年度から続く、地域資料を紹介する展示の三回目。秋田藩直営の院内銀山で御抱医師を勤めた門屋養安が記した『門屋養安日記』や、近世・近代に作成された絵図・地図類、また大正十五年（一九二六）、現在の秋田県立湯沢北高校の前身である湯沢実科高等学校が高等女学校として湯沢町から秋田県に移管された際の公文書及び実家高等女学校から高等女学校への編入試験問題などを展示。

「天皇陛下御在位二十周年記念展示」

十一月二日～十二月二十七日

天皇陛下の御在位二十周年を記念し、天皇陛下が秋田県に行幸された際の写真資料を中心に、公文書・県政映画などにより、天皇陛下が国民と共に歩まれてきたお姿を紹介。
(煙山 英俊)

二 講座

○公文書館講座

当館では、本年度も「公文書館講座」を三コース制で以下のとおり実施した。

A 古文書入門コース（全六回）

はじめて古文書を学ぶ方を対象に、古文書の基礎知識や解読の初歩を学ぶことを目的として、六回連続の講座を実施した。

実施日 六月二十七日・七月十一日・

七月二十五日・八月八日・

八月二十二日・九月五日

(いずれも土曜日)

B 古文書解読コース(四回)

これまで古文書を読んだことがある方、現在勉強されている方、及び地域で活動している方などを対象に、解読の知識や方法をより深めることを目的として実施した。

第一回 七月二十八日(火)

「藩主夫人の手紙と遺言状を読む」

(講師 嵯峨稔雄)

第二回 八月十一日(火)

「秋田藩の財政難について」

「土屋知虎日記」を通して」

(講師 越中正一)

第三回 八月二十五日(火)

「伊頭園茶話」が綴る

近世秋田の暮らし・続

(講師 渡部紘一)

第四回 九月八日(火)

「八月十八日の政変と秋田藩」

「藩官僚層の対応をめぐって」

(講師 加藤氏夫)

C アーカイブズコース(四回)

歴史資料や公文書館の諸活動に興味・関心がある方を対象に、当館の資料利用方法や、資料保存活動などについて理解を深めること

を目的として実施した。

第一回 十月二日(金)

「江戸後期の農村行政」

「郡方吟味役の日記を読む」

(講師 金森正也)

第二回 十月十六日(金)

「発見!秋田の天保国絵図」

「公文書館所蔵絵図の紹介と活用」

(講師 加藤昌宏)

第三回 十月三十日(金)

「湖上の決着」

「十和田湖漁業権問題と和井内貞行」

(講師 煙山英俊)

第四回 十一月十三日(金)

「鉄道馬車、秋田を走る」

「平成二十一年度企画展より」

(講師 柴田知彰)

なお、三コースあわせて三七八名の方に参加していただいた。来年度もより充実した講座を開講したい。(加藤 昌宏)

○県政映画上映会

八月二十九日の「県の記念日」に「懐かしき昭和30年代の秋田―『県政映画』上映会―」と題し、昭和30年代の県政映画四本を三階多目的ホールで上映した。暑い日であったが、五七名に及ぶ多くの参加者があった。

秋田県では、昭和三十年(一九五五)から

県事業の普及を目的に一〇分程度の県政映画を制作し、県内市町村の各映画館で本編の幕間に上映を依頼していた。年に四本ほど制作され、短い時間の中で、その時々々の県内ニュースやトピックスを紹介した。

当館では、開館時に県政映画の原版フィルムを引き継ぎ、VHSビデオやDVDに複製し、利用者の視聴に供してきた。今回の上映会は、閲覧室のモニターからは得られない映画館の雰囲気や、スクリーンに映して大勢で一緒に観ることで味わって頂く目的だった。

上映会では、昭和三十二年十月(秋)、三十四年一月(冬)、三十六年三月(春)、三十九年七月(夏)の「県政ニュース」を選んだ。すべて、モノクロ映像であるが、ニュースばかりでなく、当時の風景や人びとの表情が映像に生き生きと記録されている。特に、三十二年の鎧畑ダム竣工、三十六年の南米移住者出発の映像は、会場の参加者に大きな感慨を持って視られたようである。

「県政ニュース」四本でわずか四〇分ほどの上映会だったが、参加者の多くが懐かしい映像に顔を和ませ、また昔の映画館のように画面を視て皆で驚いたり笑ったりの楽しい会になった。このような企画をきっかけに、当館の県政映画DVDの利用がさらに増加することを願うものである。(柴田 知彰)

○古文書相談日

今年度半ばから月に二回（第二・第四火曜午後）、古文書相談日を設けた。自宅に古文書があるのだが何とか読みたいという方の要望に応えるため、当館の古文書解読の専門家である嘱託職員が対応している。全文解読や金銭的な価値あるいは懸賞クイズの解答などについては応えられないが、これまで十名以上の方が自宅や近所にある古文書の解読の相談に訪れている。

具体的な相談内容としては、『古文書倶楽部』第三十一号に十一月十日の相談日の模様が載せられている。相談者の家には古文書一通が伝わっているのみであったが、それは江戸時代にその家が藩主から権利を認められた網元であったことを証明する文書であった。

古文書相談の趣旨を広く理解してもらい、息長く相談日が続けていきたいと考えている。また、これを契機に当館の普及の一助となるとともに、個人宅に眠っている貴重な資料の発掘につながれば、と願っている。

（佐藤 隆）

三 研修・協議会

○国立公文書館研修

八月三十一日から九月四日まで、KKRHホテル東京を会場に行われた研修（九月三日は

国立公文書館の館内見学）に参加した。

今年度の講義内容は、アーカイブズ理念の説明、国立公文書館の業務説明、公文書管理法を主とした諸制度の説明に大別できた。

講義では、国立公文書館の移管業務・評価選別業務・受入業務・目録作成業務・公開業務・保存業務などが非常にわかりやすく説明され、公文書館活動の理解拡大のためには、自館の業務を誰にでもわかりやすく説明することが重要であると強く感じた。また国立公文書館には様々な情報が蓄積され、当館の課題解決の糸口になる情報も数多くあることをあらためて確認できた。積極的な情報交換が当館業務の充実につながると感じた。

また公文書管理法制定により、この法律に沿った地方公共団体における条例化の進展も話題となった。レコードスケジュール制の導入など、当館の評価選別制度とは全く異なる制度でもあるが、管理法に沿った文書管理を考えるのであれば、条例化の検討と並行し、当館自体が自らの役割をどのように位置づけたいのかを、あらゆる業務を総点検したうえで明確にしなければならぬと感じた。

（加藤 昌宏）

○公文書館実務担当者研究会議

平成二十一年一月二十七日から二十九日まで実施され、道府県公文書館職員や市区町職

員を中心に計三十一名が受講した。

会議のテーマは「公文書館の公開制度の現状と課題」であり、公文書の公開・非公開を判別する基準のあり方について講義・事例報告・グループ討議等が行われた。

会議ではグループ討議に最も重点が置かれた。受講者の所属する各公文書館における公文書公開手続きの現状について報告がなされ、それを踏まえた公開・非公開の判別基準の試案を作成する作業が行われた。各受講者からの報告によれば、判別基準について要綱では大枠のみを定め、個別判断は運用の積み重ねで行っている館、要綱で判別基準まで細かく定めている館など多岐にわたっていた。これについて国立公文書館の専門官より会議最終日に講評があり、基準は必ずしも全国で統一する必要はなく、各館で実情（閲覧請求の頻度、職員の異動サイクルなど）に合った基準を作ることが望ましい旨の助言があった。

当館における公文書の公開に関する運用基準も普遍的ではなく、実情に即した見直しの積み重ねが必要であるが、今後問題点の洗い出しと運用の見直しを行う際には、一般会議で出された受講者からの意見や専門官からの助言が大いに参考になりうると感じた。

（鈴木 規人）

○第三十五回全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国（福島）大会

十一月十八日と十九日の二日間、福島県文化センターを会場に「わたくしたちのアーカイブズ—公文書と地域資料—」を大会テーマに開催された。当館からは三名が出席した。

大会テーマ研究会の全体会では、当館専門員煙山英俊により、秋田県内市町村の公文書等保存状況調査をふまえての報告があった。（報告内容については本文参照。）

従来の三日間から二日間に日程が短縮されたが、研修会では学校教育との連携による普及活動や地域資料の保存・整理対策、公文書の評価選別基準などが取り上げられ、また機関会員によるポスター展示などの新たな試みもあり、各機関による取り組みが様々なかたちで紹介された大会であった。

私自身が司会役をつとめた研修会では、全史料協で議論される内容や活動についてはまだまだスタンダードではないという認識で、もっと全史料協の枠組みの外へ、あらゆる市町村へ周知する必要があるとの発言があった。この指摘は当館にも同様に当てはまるものであり、当館の役割や諸活動についての理解向上に向けた積極的な姿勢が必要であることを強く感じた。（加藤 昌宏）

○市町村公文書・歴史資料保存利用推進会議

今年度、公文書管理法が公布された。同法は、国における公文書管理について定めるものであるが、公文書管理の重要性は、地方自治体においても同様である。

そこで今年度は、十一月四日（水）、公文書管理法成立後の「自治体における文書管理」について、大宮法科大学院大学の早川和宏・准教授をお迎えし、基調講演をいただいた。講演では公文書管理の法的根拠から、歴史資料として保存すべき公文書等、住民利用、公文書管理法の内容と問題点、現在の文書管理制度の問題点、文書管理に関する条例制定の必要性などを解説された。その上で住民・組織・自治体職員のそれぞれにとって、適切な公文書管理が行われることが重要であると考えた。

情報交換では庁舎の統合が行われた八峰町・美郷町から、統合の際の公文書整理について報告があった。（煙山 英俊）

○公文書館懇話会

昨年までの委員は任期が終了し、今年度から新しい委員となつての二年間がスタートした（座長は渡辺英夫・秋田大学教授）。

第一回を六月十七日（水）、第二回を十二月三日（木）に開催した。会議録はHPに全文を掲載している。

懇話会は、委員の方々に当館の現状を理解してもらい、利用者としての声をそれぞれの立場で出してもらうことで、今後の当館の運営をよりよいものにしていくことを目的として、年二回開催している。

今年度の懇話会では、館の業務の説明に対する質疑、普及に関する意見、公文書管理法についての県や市町村の対応などが話し合われた。図書館・博物館などに比べて一般の認知度が低い公文書館として、どのように一般の利用者を拡大していくかは最大の課題であるが、委員の方々の意見を真摯に受け止めて今後の館業務に取り組んでいきたい。（佐藤 隆）

四 資料調査

○県外古文書所在調査

平成二十一年十一月九〜十日
国文学研究資料館（東京都立川市）

「出羽国平鹿郡角間川村本郷家文書」について調査を行った。本資料は、十八世紀後半における在郷商人の地主化とその経営の一端を示す資料として貴重である。

「出羽国秋田郡大館中田家文書」については、「勘定方支配」「学館方支配」などの近進諸役や郷土の名前・禄高を記録した「秋藩分限帳」を調査した。当館の資料調査やレファ

レンスの参考資料としても貴重である。
平成二十二年二月十七、十九日

国立公文書館つくば分館（茨城県つくば市）
昭和十年に秋田営林局が購入した「賀藤家
文書」について調査を行った。本資料は、秋
田藩木山方吟味役として活躍した賀藤景林・
景琴父子が遺した資料を中心とし、近世後期
の秋田藩林政に関する貴重な資料群である。

（加藤 昌宏）

○県内古文書所在調査

昨年度から二廻り目の調査にはいったが、
今年度は調査対象が二市にとどまった。

①九月十七日（木）鹿角市教育委員会
鹿角市立花輪図書館

②十二月二日（水）男鹿市教育委員会
男鹿市歴史資料収蔵庫

鹿角市では、花輪図書館と史料調査室が中
心となって、一万点以上の「山本家文書」の
整理が行われている。

男鹿市では、平成十九年に廃校になった小
学校を利用して、歴史資料収蔵庫（考古資料
を含む）を開設した。図書館や教育委員会に
収蔵されていた資料を含め、五家の個人寄贈
資料と合併前の支所の公文書が収蔵され、順
次目録化されている。

いずれの市でも、緊急雇用対策事業で未整
理資料の整理作業が行われており、臨時の予

算であるが、各地域で資料整理が進むことを
期待したい。昨年と合わせて五市の調査を終
了した。今後とも各市町村のご協力をお願い
します。

なお、男鹿市教育委員会所蔵の目黒家文書
については、今年度の複製化の事業としてマ
イクロ撮影を行った。（佐藤 隆）

五 寄贈資料

○「鈴木家文書」一式

亀田藩八田村の肝煎をつとめた鈴木家
の伝来文書。事前調査で確認した一六八
点を中心とする。
（平成二十一年十一月二十五日付）

六 当館刊行物

（刊行物については年度内のものを示す）

○『秋田県庁旧蔵古文書』目録

（秋田藩関係文書Ⅰ）所蔵古文書目録第六集

○『秋田県庁文書群目録』第七集

大正十五年、昭和十年

○『宇都宮孟綱日記』第五卷

安政二年八月、安政五年四月

○『公文書館だより』第二十四、二十五号

○『古文書倶楽部』第二十八、三十三号

七 受贈刊行物

（二〇〇九年一月から十二月までの分を
次ページ以下に示す）

〈 各公文書館からの受贈刊行物 〉

発行機関	資料名
北海道立文書館	北海道立文書館研究紀要 第22号
福島県歴史資料館	福島県歴史資料館収蔵資料目録 第40集 県内諸家寄託文書(34) 福島県歴史資料館研究紀要 第31号
茨城県立歴史館	茨城県立歴史館報 第36号 茨城県史研究 第93号 茨城県行政文書目録 (1970～1971)/(8) 行政資料目録13 茨城県立歴史館史料目録 53 かすみがうら市雪入 石塚家文書目録(二) 茨城県立歴史館史料叢書 12 鹿島神宮文書Ⅱ 茨城県立歴史館運営要覧 平成21年度
栃木県立文書館	栃木県史料所在目録 第38集 大島延次郎家文書 学校教材史料集 第5号 一授業に使うとちぎの史料一 栃木県立文書館研究紀要 第13号 栃木県立文書館年報 平成20年度/第23号
群馬県立文書館	群馬県立文書館双文 第1,2,5,8～10,26号 ぐんま史料研究 第26号 群馬県行政文書件名目録 第20集 明治期会計・戸籍・通信・運輸・建築編 群馬県立文書館収蔵文書目録 27 吾妻地区諸家文書(2)
埼玉県立文書館	埼玉県立文書館収蔵文書目録 第48集 諸家文書目録7 埼玉県立文書館紀要 第22号 埼玉県立文書館要覧 平成21年度/第27号
千葉県文書館	千葉県文書館収蔵文書目録 第二十二集 袖ヶ浦市奈良輪 鳥飼家文書目録(下) 千葉県の文書館 第14号
東京都公文書館	東京都行政資料集録 平成19年度
神奈川県立公文書館	神奈川県立公文書館年報 平成20年度
新潟県立文書館	新潟県立文書館年報 平成20年度/第17号
富山県公文書館	富山県公文書館年報 (平成19年度)/第21号 富山県公文書館文書目録 歴史文書 二十四
福井県文書館	福井県文書館研究紀要 第6号 福井県文書館資料叢書 3 若狭国小浜町人の珍事等書留日記 福井県文書館年報 平成20年度/第6号
長野県立歴史館	長野県立歴史館企画展示図録 開館15周年春季企画展 「善光寺信仰一流転と遍歴の勳化一」 長野県立歴史館研究紀要 第15号 長野県立歴史館年報 2008年度/第11号 長野県立歴史館収蔵文書目録 8 佐久郡白田村井出家文書(2-6) 更級郡南牧村文書(7-8) 埴科郡矢代村柿崎家文書(7-18) 埴科郡矢代宿本陣柿崎家文書(7-21) 長野県立歴史館企画展示図録 信濃史料刊行40周年記念 長野県立歴史館開館15周年記念夏季展 「信州 知の遺産の系譜一歴史を記録した先人たち一」、平成21年度/開館15周年秋季企画展 「山を越え川に沿う一信州弥生文化の確立一」
岐阜県歴史資料館	岐阜県歴史資料館報 第32号 岐阜県行政文書目録 平成20年度版 昭和57年度・明治26年～昭和54年度/総務部補遺編
京都府立総合資料館	京都府立総合資料館紀要 第37号
兵庫県公館県政資料館	新兵庫県の歴史 第1号
和歌山県立文書館	和歌山県立文書館だより 第24号 永久保存版 紀の国へのいざない 和歌山県立文書館収蔵史料目録 八 御坊市藤田町 瀬戸家文書目録
鳥取県立公文書館	鳥取県立公文書館研究紀要 第5号
岡山県立記録資料館	岡山県記録資料叢書 4 岡山県史料 四(小田県史・上) 岡山県立記録資料館紀要 第4号
広島県立文書館	広島県立文書館紀要 第10号 (開館20周年記念号)
山口県文書館	山口県文書館研究紀要 第36号 山口県文書館行政文書件名目録 2 山口県布達書Ⅱ 一明治11～14年一 山口県文書館諸家文書目録 9 平生町佐倉島佐川家文書 第二分冊 山口県文書館年報 平成20年度
徳島県立文書館	徳島県立文書館年報 平成20年度/第12号
香川県立文書館	香川県立文書館紀要 第13号 香川県立文書館収蔵文書目録 第12集 讃岐国高松松平家中 小夫家文書目録 小夫孝之助家文書目録
大分県公文書館	大分県公文書館事業年報 平成20年度
沖縄県公文書館	沖縄県公文書館研究紀要 第11号
大阪市公文書館	大阪市公文書館研究紀要 開設20周年記念号 第21号
広島市公文書館	広島市公文書館所蔵資料目録 第39集 砂谷・上水内・水内村外役場文書目録
福岡市総合図書館	福岡市公文書資料目録 平成20年度版/ (CD-ROM版) 福岡市総合図書館古文書資料目録 平成20年度版/14 福岡市総合図書館研究紀要 第9号

発行機関	資料名
小山市文書館	小山市文書館要覧 平成20年度/第1号
藤沢市文書館	藤沢市文書館紀要 第31号 藤沢山日鑑 第27巻
寒川文書館	藤沢市史ブックレット 1 回想の湘南 昭和史50選
松本市文書館	寒川文書館年報 平成20年度/第2号
松本市文書館	松本市文書館紀要 松本市史研究 第19号
尼崎市立地域研究史料館	松本市文書館紀要 地域史研究 第38巻第2号(通巻107号)、第39巻第1号(通巻108号)

〈 県内市町村史関連図書 〉

発行機関	資料名
秋田市	秋田市歴史叢書 3 森川源三郎史料 秋田市久保田城跡 一秋田駅西北地区土地区画整理事業都市計画道路千秋久保田町線に伴う三の丸堀跡発掘調査報告書一、一千秋公園再整備計画黒門再建に伴う発掘調査報告書一 秋田市河原崎遺跡 一経営体育成基盤整備事業に伴う発掘調査報告書一 秋田市遺跡確認調査報告書 平成20年度 秋田市湊城跡 一秋田都市計画道路事業(土崎駅前線)に伴う発掘調査報告書(平成20年度調査区)一 藤倉水源地ものがたり 黒澤家日記解説資料集 天保五年/(十) 黒澤家日記 秋田市の図書館要覧 2009 秋田市青少年センターの概要 平成21年度/第9号
横手市	横手市郷土資料館紀要 平成20年度/横手市郷土資料館資料集 第4集 横手市史 史料編 近世Ⅱ
大館市	大館郷土博物館研究紀要 火内 第9号 大館市文化財調査報告書 第3集 土飛山館跡発掘調査報告書
湯沢市	佐竹南家御日記 自宝永六年 至正徳五年/第七巻
鹿角市	鹿角市文化財調査資料 95 秋田県鹿角市遺跡詳細分布調査報告書一高屋地区ほ場整備事業関連遺跡分布調査一 一高屋館跡・三ツ権現。遺跡範囲確認調査一、96 特別史跡大湯環状列石発掘調査報告書(25) 上津野 第34号
大仙市	六郷御役屋御用日記 天保七年申年二月改同十一年十二月迄/壹番
八峰町	八峰町の古文書 第24号 塙村文書 第一集

〈 国機関からの受贈刊行物 〉

発行機関	資料名
宮内庁	書陵部紀要 第60号
防衛省	戦史研究年報 第12号 NIDS戦争史研究国際フォーラム報告書 平成20年9月18日/太平洋戦争と連合国の対日戦略一開戦経緯を中心として一
外務省	外交史料館報 第22号
財務省	租税史料年報 平成19年度版 租税史料室特別展示図録 平成20年度/特別展示 「納税者の声とその実現」 租税史料叢書 第三巻 所得税関係史料集～導入から申告納税制度以前まで～
厚生労働省	秋田労働局雇用施策実施方針 平成21年度/県が実施する雇用施策との緊密な連携 労働市場年報 平成20年度
国会	国立国会図書館月報 平成20年12月号/No.573～平成21年11月号/No.584
国立公文書館	アーカイブズ 第34号～第37号 一特集：公文書等の管理に関する法律一 公文書館専門職員養成課程修了研究論文集 平成20年度 国立公文書館年報 平成20年度/第38号 北の丸 国立公文書館報 第41号
その他	国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇 第5号(通巻第40号) 国文学研究資料館史料目録 第88集 信濃国松代真田家文書目録(その9)、第89集 信濃国松代真田家文書目録(その10) 水産総合研究センター所蔵古文書目録 一村上茂夫家文書(宮崎県気仙沼市)一 歴博 第152号 特集 思い出と博物館～第157号 特集 前方後円墳 国立歴史民俗博物館要覧 平成21年度版

〈 県外自治体史 〉

発行機関	資料名
北海道	北海道立アイヌ民族文化研究センター研究紀要 第15号
	北海道立アイヌ民族文化研究センター調査研究報告書 5 鶴川地方に伝承されるアイヌの音楽についての調査研究
	北海道立アイヌ民族文化研究センター、北海道立文学館、(財)北海道文学館、北海道大学アイヌ・先住民研究センター共同企画展解説図録 企画展 「語り、継ぐ。—アイヌ口承文芸の世界」
	北海道立アイヌ民族文化研究センター年報 2008 (平成20年度)
	札幌市文化資料室研究紀要 創刊号 —公文書館への道— 札幌市公文書館基本構想
青森県	青森県史叢書 平成20年度/南部の仏像 上北・三八地方寺社所蔵文化財調査報告書
	青森県史 資料編 近現代5 復興と改革の時代 新編八戸市史 考古資料編、近現代資料編
岩手県	岩手県立博物館調査研究報告書 第24冊 東北地方北部および北海道出土刀剣類の形態と組織からみた日本刀成立過程
	岩手県立博物館研究報告 第26号
	岩手県立博物館収蔵資料目録 第21集 民俗Ⅲ 森口コレクションⅠ
	岩手県立博物館年報 平成20年度
	岩手県立博物館企画展示図録 第61回企画展 「野生動物と生きる～岩手のシカとクマ～」
宮城県	仙台市史 通史編7 近代2
	市史せんだい Vol.19 特集 政令指定都市20年あれこれ
	東北歴史博物館研究紀要 10
	東北歴史博物館年報 平成20年度
	東北歴史博物館特別展示図録 開館10周年記念特別展 「東北の群像—みちのく祈りの名宝—」
山形県	諸家文書目録 XI 秋野家文書
福島県	会津若松市史 10 歴史編10 戦後現代 会津、戦後から明日へ 戦後・平成・そして未来、20-2 文化編7 美術工芸2 会津、刀剣の美 刀剣・刀装具、25 民俗編5 生活 人の一生と暮らし 人生儀礼・民間信仰
	北会津村史 第三巻 自然・通史編
栃木県	氏家町史 史料編 古代・中世、近世、近現代
群馬県	新編倉湖村誌 第四巻 通史編
埼玉県	埼玉県史料叢書 6 (下) 入間・熊谷県史料二
	さいたま市新聞記事目録 平成19年版
	行田市郷土博物館報 平成17・18年度/第14号、平成19・20年度/第15号
	行田市郷土博物館研究報告 第6集
	行田市郷土博物館企画展示図録 市制施行60周年記念 第23回企画展 「徳川三代と忍藩」
千葉県	千葉県の歴史 通史編 近現代3 県史8、別編 年表 県史39
	佐倉市史研究 第22号
	松戸市立博物館紀要 第16号
	松戸市立博物館企画展示図録 平成21年度/企画展 「人生儀礼の世界」
	伊能忠敬記念館年報 平成19年度/第10号
東京都	鈴木三右衛門日記 幕末江戸町人の記録
	東京市史稿 産業篇 第五十
	狩野派研究資料目録 改訂版
	東京都江戸東京博物館研究報告 第15号
	東京都江戸東京博物館調査報告書 第20集 増補改訂版 館蔵地図目録1 江戸の地図、第21集 大伝馬町名主の馬込勘解由
	東京都江戸東京博物館資料目録 錦絵 (目録編)
	荒川ふるさと文化館企画展示図録 第2回企画展日暮里・舎人ライナー開通1周年記念「日暮里SAIKO (最高・再考) 1868-2009」
	歴史民俗研究 第6輯 一櫻井徳太郎賞受賞論集一
	豊島区立郷土資料館研究紀要 第18号 生活と文化
	豊島区地域地図 第7集 近世 (村絵図Ⅱ) 編
	豊島区立郷土資料館企画展示図録 2008年度/企画展 「一粒入魂!～日本の農業をささえた種子屋～」、2009年度/企画展 「トキワ荘のヒーローたち～マンガにかけた青春～」
	品川歴史館紀要 第23号
	町田市立自由民権資料館紀要 自由民権22 特集 シンポジウム民権運動再考Ⅱ「地域から描く自由民権」
	民権ボックス 22 武相の結社
	しょうけい館年報 平成18年度/(第1号)～平成20年度/(第3号)
神奈川県	昭和の横浜 写真集 横浜開港百五十周年記念出版
	新横須賀市史 資料編 近現代Ⅱ、別編 文化遺産

発行機関	資料名
神奈川県	横須賀市史資料所在目録 第4集 一若命寿男家文書(旧秋谷村)一
	市史研究横須賀 第8号
	海老名市史 8 通史編 近代・現代
	海老名市史資料所在目録 第18集 新聞記事目録Ⅷ 神奈川県新聞 昭和55年(1980)1月～昭和59年(1984)12月
	横浜開港資料館紀要 第27号
	横浜開港資料館企画展示図録 平成21年度/第2回企画展示 「横浜開港150周年記念 横浜中華街150年―落地生根の歲月」
	金澤文庫研究 第322号
寒川町史研究 第22号	
石川県	石川県史資料 近世篇(8) 諸土系譜(一)
長野県	松代 2008年/〈付・年報〉 第22号
	真田宝物館収蔵品目録 精選 絵図集成
静岡県	沼津市明治史料館史料目録 37 沼津兵学校関係人物・旧幕臣資料目録,38 重須関家書籍・江原素六旧蔵書籍目録、40 沼津兵学校出身者資料目録,41 上石田井口家・下石田青木家・井田高田家文書目録
愛知県	愛知県史研究 第13号
	新修名古屋市史 資料編 民俗、近代2 須成祭総合調査報告書
三重県	新県立博物館基本計画 一とともに考え、活動し、成長する博物館― (付 概要版)
	三重県史研究 第24号
	三重県史資料調査報告書 23 三重県いなべ市川瀬家文書調査報告書
京都府	京都市歴史資料館紀要 第22号
	宇治市史年表
	物集女村陵墓関係史料集
	向日市文化資料館特別展示図録 開館25周年記念特別展 「むこうしの文化遺産―みちかな歴史のモノがたり」
大阪府	新修大阪市史 史料編 第16巻 近代Ⅲ経済1
	大阪の歴史 第71号,第72号
兵庫県	兵庫県史 史料編 中世九 古代補遺、幕末維新一、幕末維新二
岡山県	倉敷の歴史 第19号
山口県	邑久町史 通史編
	山口県史 史料編 中世4 山口県史研究 第17号
愛媛県	愛媛県歴史文化博物館展示図録 平成20年度/特別展 「掘り出されたえひめの江戸時代―くらし百花繚乱―」
	愛媛県歴史文化博物館研究紀要 第14号
	愛媛県歴史文化博物館資料目録 第17集 絵画資料目録
高知県	高知市立自由民権記念館紀要 第17号
福岡県	福岡県地域史研究 第25号
	柳川文化資料集成 第五集 柳川の漢詩文集
	柳川市史 史料編Ⅵ 山門郡行政・上
長崎県	長崎県文化財調査報告書 第200集 対馬宗家文庫史料一紙目録(1)～(3)
熊本県	本渡市古文書史料集 天領天草大庄屋木山家文書 御用触写帳 第一巻～第七巻
	本渡市古文書史料集 天領天草大庄屋木山家文書 万覚 第一巻～第三巻
	天草市歴史資料調査報告書 第1集 肥後国天草郡本戸馬場村 木山家文書目録～第4集 肥後国天草郡下河内村・都呂々村 佐藤・酒井家文書目録
大分県	大分県立先哲史料館研究紀要 第13号
宮崎県	佐土原藩嶋津家江戸日記 (十) 宮崎県文化講座研究紀要 平成20年度/第35輯 (旧宮崎県地方史研究紀要)

〈 大学からの受贈刊行物 〉

発行機関	資料名
弘前大学大学院地域社会研究科	弘前大学大学院地域社会研究科年報 第5号
弘前大学地域社会研究会	地域社会研究 第2号
弘前大学国史研究会	国史研究 第126, 127号
日本近代史研究会	近代史料研究 第8号
歴史人類学会	史境 第56～59号
新潟大学人文学部	にいがた地域映像アーカイブ 第1号 蘇る―にいがたの生活―家族と身体の記憶
和歌山大学紀州経済史文化史研究所	紀州経済史文化史研究所紀要 第29号
奈良女子大学史学会	寧楽史苑 第54号
秋田大学史学会	秋大史学 第55号
九州大学附属図書館付設記録資料館 九州文化史資料部門	九州文化史研究所紀要 第52号
東京大学史料編纂所	東京大学史料編纂所報 (2007年度)/第43号 東京大学史料編纂所研究紀要 第19号

発行機関	資料名
「佐賀学」創成プロジェクト	活動報告書「佐賀学」創成プロジェクト 平成20年度/「佐賀学」創成にむけた地域歴史文化の総合的研究 第1回 地域学シンポジウム報告集 地域学と地域史研究
佐賀大学地域学歴史文化研究センター	佐賀大学地域学歴史文化研究センター研究紀要 第3号 佐賀大学・小城市交流事業特別展図録 特別展 「中世小城の歴史・文化と肥前千葉氏」
東北大学学術資源研究公開センター史料館	東北大学史料館紀要 第4号
熊本史学会	熊本史学 第89・90・91号合併号
山形大学歴史・地理・人類学研究会	山形大学歴史・地理・人類学論集 第10号
滋賀大学経済学部附属史料館	滋賀大学経済学部附属史料館研究紀要 第42号
京都大学大学文書館	『第三高等学校関係資料』解説・目録 THE HISTORY OF KYOTO UNIVERSITY 常設展 「京都大学の歴史」 『吉田寮関係資料』解説・目録 平成20年度/総長裁量経費プロジェクト 京都大学大学文書館研究紀要 第6, 7号
信大史学会	信大史学 2008年/第33号
広島史学研究会	史学研究 第263～266号
京都大学総合博物館	土山家文書目録
広島大学文書館	広島大学文書館紀要 第11号 (財)三菱財団人文科学研究助成研究成果報告書 (平成19年度)/被爆地広島の復興過程における新聞人と報道に関する調査研究 広島大学文書館研究叢書 1 地方国立大学にとっての国立大学法人化
高知海南史学会	海南史学 第47号
千葉大学文学部史料菅原研究室	丹後国加佐郡上安久村安久家文書目録 第二集 (現京都府舞鶴市上安久)
東北大学大学院文学研究科東北文化研究室	東北文化研究室紀要 2008年度/通巻第50集 東北文化資料叢書 第4集 縄文土器基準資料 石巻市梨木畑貝塚出土資料
秋田公立美術工芸短期大学	秋田公立美術工芸短期大学紀要 2008/第13号
秋田公立美術工芸短期大学2009年卒業・修了制作展実行委員会	秋田公立美術工芸短期大学卒業・修了制作作品集
高崎経済大学地域政策学会	地域政策研究 第11巻第3, 4号, 第12巻第1, 2号
高崎経済大学経済学会	高崎経済大学論集 第51巻第3号 (通巻182号)、第52巻第1号 (通巻184号)、第2号 (通巻185号)
洛北史学会	洛北史学 2009年/第11号
米沢史学会	米沢史学 第25号
ノースアジア大学総合研究センター教養・文化研究所	教養・文化論集 第4巻第1号 (通巻第6号), 第2号 (通巻第7号)
ノースアジア大学総合研究センター経済研究所	経済論集 第5, 6号
宮城学院	宮城学院資料室年報 2007年度/第14号, 2008年度/第15号 『信・望・愛』 宮城学院最近10年史 1997-2006
大阪商業大学商業史博物館	大阪商業大学商業史博物館紀要 第9, 10号 大阪商業大学商業史博物館資料目録 第12集 中谷コレクション3 明治時代の新聞、大正時代の新聞、昭和時代の新聞、新年元旦号の新聞、国民新聞、特殊新聞、大阪の新聞、阪神淡路大震災、朝日新聞の記念号、大正・昭和の重要記事、新聞付録
国史学会	国史学 第196～198号
東北芸術工科大学東北文化研究センター	真澄学 第4号
東北学院大学東北文化研究所	東北学院大学東北文化研究所紀要 別冊 境澤文書目録、第40号
関西大学史学・地理学会	史泉 第109, 110号
武蔵大学人文学会	武蔵大学人文学会雑誌 神尾正俊教授記念号 第40巻第3, 4号, 第41巻第1号
三田史学会	史学 第77巻第2・3, 4号, 第78巻第1・2, 3号
東北芸術工科大学文化財保存修復研究センター	人と文化遺産保存継承ミーティング 第1回 「地域の文化遺産を災害から救出する活動を学ぶ」 全国文化遺産防災サミット&フォーラムin山形報告書 第1回
駿台史学会	駿台史学 第135, 136, 137号
南山学園	南山学園史料集 4 南山大学インターナショナル・ディヴィジョン史料集 下
南山大学史料室	アルケイア 一記録・情報・歴史— 第3号
専修大学図書館	上野国新田郡大島村大島家文書目録 専修大学図書館所蔵
専修大学歴史学会	専修史学 第46, 47号
神奈川大学大学院歴史民俗資料学研究科	歴史民俗資料学研究 第14号
神奈川大学日本常民文化研究所	民具マンスリー 第41巻11, 12号, 第42巻1～7号
武蔵野美術大学	武蔵野美術大学年報 2005～2007(平成17～19)年度版 武蔵野美術大学のあゆみ 1929-2009
武蔵野美術大学大学史料室	武蔵野美術大学大学史料集 昭和一〇(一九三五)年/第六集 金原省吾日記
法政大学史学会	法政史学 第71号 栃木利夫先生退職記念号, 第72号

発行機関	資料名
創価大学人文学会	創価大学人文論集 第21号 小林修教授退任記念号
早稲田大学史学会	史観 第160, 161冊
神戸女子大学史学会	神女大史学 第25号
学習院大学史学会	学習院史学 第47号
中央大学史料委員会専門委員会	中央大学史紀要 第14号 中央大学史資料集 第21集
明治大学	大学史紀要 第13号 明治大学人権派弁護士研究「山崎今朝弥・布施辰治研究
明治大学史資料センターグループ	大学史資料センターグループ報告 第30集 大学史活動 特集 大学史活動の広まり・深まり
帝京大学文学部史学科	帝京史学 第24号
立正大学史学会	立正史学 第105号
日本大学史学会	史叢 第79, 80号
青山学院大学文学部史学研究室	青山史学 第27号
国士舘大学日本史学会	国士舘史学 第13号
京都西山短期大学	西山学苑研究紀要 第4号
鷹陵史学会	鷹陵史学 第35号 田中文英教授古稀記念号

〈 関係機関からの受贈刊行物 〉

発行機関	資料名
知事公室	行啓誌 第52回 国民体育大会冬季大会スキー競技会 あきた鹿角国体 行幸啓誌 第59回 全国植樹祭
総務企画部	秋田県税務統計書 平成19年度/No.56 県税のあらまし 平成21年度 あきた21総合計画 第4期実施計画 あきた県政概況 2009
学術国際部	毎月勤労統計調査地方調査報告 平成19年/一賃金・労働時間・雇用の動き— 秋田県の工業 平成19年/一工業統計調査結果— 工業統計調査結果速報 平成20年 産業技術総合研究センター業務年報 2007年(平成19年度) 秋田県産業技術総合研究センター業務年報 平成20年度 健康環境センター年報 平成19年度/第3号 秋田県農林水産技術センター畜産試験場研究報告 第23号
健康福祉部	国民健康保険事業状況 平成19年度 地域ケア体制構築のための連携ハンドブック 秋田県健康福祉部医務事業課業務概要 平成21年度 女性相談の概要 平成21年度/ (平成20年度実績)
生活環境文化部	環境白書 平成20年版/ (本編)、(資料編)、概要版 秋田県水道施設現況調査 平成19年度 あきたの男女共同参画 平成21年度/年次報告
農林水産部	作況ニュース 平成20年度/第8号 総括編 秋田県「水と緑」の基本計画 豊かな「水と緑」の創造と未来への継承 大豆指導指針 稲作指導指針 平成21年度 秋田県農林水産業関係施策の概要 平成21年度 農林水産業及び農山漁村に関する年次報告 平成20年度
産業経済労働部	秋田県観光統計 平成20年/ (秋田県観光客入込・動態調査) 秋田県計量検定所業務概要 平成20年度
建設交通部	大館能代空港管理事務所業務概要 2009
出納局	公有財産内訳書 平成21年3月31日現在
地域振興局	鹿角地域振興局農林部普及年報 平成20年度 仙北地域振興局普及年報 平成20年度 能代山本の農林水産業 平成21年度 秋田地域農林業施策の概要 平成21年度 由利地域の農林水産業 平成21年度 北秋田地域振興局業務概要 平成20年度
教育庁各課	秋田県文化財調査報告書 2008/第447集 払田柵跡調査事務所年報 払田柵跡 第137次・138次調査概要 秋田県文化財調査報告書 第448集 払田柵跡—長森地区— 【本編】、【別編】 出羽路 第144, 145号
図書館	秋田県立図書館要覧 平成21年度
生涯学習センター	生涯学習センター要覧 平成21年度
博物館	秋田県立博物館研究報告 第34号 秋田県立博物館展示案内 秋田の自然と人のくらし
埋蔵文化財センター	秋田県埋蔵文化財センター研究紀要 第23号 秋田県埋蔵文化財センター年報 平成20年度/27 秋田県文化財調査報告書 第442集 柏木岱Ⅱ遺跡—高速交通関連道路整備事業 県道琴丘上小阿仁線に係る埋蔵文化財発掘調査報告書—第446集 遺跡詳細分 布調査報告書

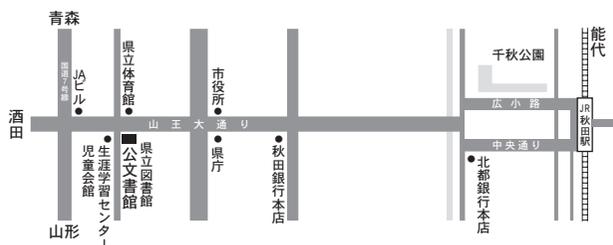
発行機関	資料名
その他	秋田県立増田高等学校研究紀要 平成20年度
	祝 高体連創立60周年 昭和33年第4回秋田県高等学校総合体育大会 昭和59年度全国高校総合体育大会秋田県
	秋田県小児療育センター業務概要 H21
議会事務局	秋田県議会十一月臨時会十二月定例会会議録(写) 平成20年
	秋田県議会四月臨時会五月臨時会六月定例会会議録(写) 平成21年
	秋田県議会八月臨時会九月定例会会議録(写) 平成21年
人事委員会事務局	労働基準法及び労働安全衛生法関係事務の手引
	人事委員会年報 (平成20年度版)

開館時間

- 平日（4月～10月）・・・午前10時～午後8時
（11月～3月）・・・午前10時～午後7時
- 土曜・日曜日・祝日・・・午前10時～午後6時

休館日

- 毎月1回（平日の初日〈12月、1月を除く〉）
- 年末年始（12月28日～1月3日）
- 特別整理期間



秋田県公文書館研究紀要 第十六号

平成二十二年三月十九日発行

編集
発行 秋田県公文書館

〒〇一〇一〇九五二

秋田市山王新町一四一三一

電話 〇一八（八六六）八三〇一

印刷 有限会社 暁印刷

秋田市保戸野千代田町七―三二

（題字 寿松木 毅）

この印刷物は六五〇部作成し、

その経費は一部あたり二六〇円です

